JOSHRC

2005 4

安全センター情報

安全センター情報2005年4月号 通巻第317号
2005年3月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

特集● 労災保険率／石綿障害予防規則

写真：元労働者の中皮腫が公務災害認定されたJR東日本大船工場

世界会議の成果を「アスベストのない世界」へ!
原則禁止後の課題と対策確立を探る

4.13(水)14:00-17:00
石綿対策全国連絡会議
第18回総会

石綿の国際表示

2005年4月13日(水) 東京・高田馬場「全建総連会館1階会議室」
午後2時～3時半 第18回総会／取り組みの報告
午後3時半～5時「アスベスト原則禁止後の労働安全衛生対策―石綿障害予防規則を中心に」
講師:永野和則氏(厚生労働省化学物質対策課化学物質情報管理官)

昨年11月19-21日の3日間、東京・早稲田大学国際会議場で開催された「2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)」には、世界40か国・地域から、アスベスト被災者とその家族、市民、労働者、医療従事者、弁護士、様々な分野の専門家・研究者、行政関係者、学生等々、800名が参加。「Together for the future」をメインテーマに掲げ、アスベストに関わるあらゆる側面を包括的に取り上げ、過去・現状・最新の治験等を検証、共通の課題を探求しつつ、最終日に「東京宣言」を確認して成功裏に終了することができました。天明佳臣・組織委員長が閉会宣言で述べたように、「アスベストのない世界は、もはや夢ではなく、近い将来の現実的な目標」であることを確認した、画期的な会議となりました。

一方、昨年10月1日には、いよいよわが国におけるアスベストの「原則禁止」が実行にうつされています。

労働安全衛生の分野では、「原則禁止」を踏まえた対策の充実を目的とした「石綿障害予防規則」が、2月24日に新たに制定され、本年7月1日から施行されます。今回は、総会議事、取り組みの報告の後に、厚生労働省の担当者をお招きして、「アスベスト原則禁止後の労働安全衛生対策―石綿障害予防規則を中心に」と題して、学習会を開催いたします。

私たちが繰り返し訴えてきたように、「原則禁止」は「最初の一歩」であり、以下の4点を柱とした抜本的対策の確立が急務です。

① アスベスト「原則禁止」の履行監視と早期全面禁止の実現
② 今後本格的な「流行」の時期を迎えることが確実な健康被害対策の確立
③ 既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄を通じた対策の確立
④ 海外移転の阻止および地球規模でのアスベスト禁止の実現

石綿対策全国連絡会議はその実現をめざして、草の根でアスベスト問題に取り組む団体・個人のもっとも広範なネットワークとして、情報収集・提供、各々の取り組みの連携・調整、共同キャンペーンの推進等の役割を担っていきたいと考えています。

4月13日(水)午後に開催される第18回総会、学習会はどなたでも参加できます(参加無料)。

多くの皆様にふるってご参加いただきますようお願いいたします。

石綿対策全国連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
全国安全センター内
TEL(03)3636-3882／FAX(03)3636-3881

安全センター情報2005年4月号目次［全国労働安全衛生センター連絡会議　通巻第317号　2005年3月15日発行］

特集／労災保険率

メリット制と労災隠し

労災保険料率設定検討会資料から考える

関西労働者安全センター事務局長　西野方庸……2

労災保険率の設定に関する方針……13
次期労災保険率改定時に行う事項（案）……14
事業主からの費用徴収制度の運用の改善……15

石綿障害予防規則

石綿障害予防規則と施行・周知通達等

規則本文と施行通達の対照表……17
周知通達、関連資料……44
パブリック・コメントに対する回答……51

連載35―塩沢美代子
語りつぎたいこと　56

資料

PCB廃棄物処理作業等の安全衛生対策……60
廃棄物処理事業のクロルピクリン中毒防止……64

各地の便り

神奈川●旧国鉄・JRのアスベスト被害掘り起こし……66
大阪●防音耐火ドア製造据付工の中皮腫……66
静岡●火災報知機取り付け作業による中皮腫……67
大阪●ブラジル人労災裁判高裁でも勝訴判決……68
東京●清掃労働者の急性腰痛逆転認定……68
神奈川●港湾労働者の腰痛障害認定見直し……69
厚労省●「通勤災害と業務災害」幻の通達……70
厚労省●労働組合の個人情報保護の指針……71

表紙写真／元労働者の中皮腫が公務災害認定されたJR東日本大船工場

労災隠しとメリット制を考える

「労災保険料率の設定に関する検討会」の資料から

西野方庸
関西労働者安全センター事務局長

労災隠しは遡上に上がらず

厚生労働省は昨年5月に、「労災保険料率の設定に関する検討会」を設置、今年1月まで12回開き、1月14日に「『労災保険料率の設定に関する検討会』報告書―労災保険率、業種区分、メリット制―」として検討結果を公表した（2005年3月号44頁参照）。

一昨年、政府の総合規制改革会議（当時）で、労災保険民営化論議が盛んに行われたのは記憶に新しいところだが、その結末として、厚生労働省と同会議が一昨年末に合意に至った課題のうちのひとつに答えを出すためである。

2003年12月22日に同会議が公表した「規制改革の推進に関する第3次答申―活力ある日本の創造に向けて―」（2004年1・2月号83頁参照）には、労災保険率について次のように記されている。

業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定【平成16年度中に結論】

現在の労災保険の保険料率については、業種別に設定されているが、当該業種別のリスクを正確に反映したものとはなっていない。特に、事務職等の「その他各種事業」と「建築事業」などのサービス業については、給付に対して過大な保険料負担となっている。

労災保険の役割として、労災事故のリスクが高い業種ほど保険料率を高く設定し、業種ごとの事業主集団の労働災害防止へのインセンティブを促進することが挙げられるが、現行のような大幅な業種間の調整を行うことにより、そうしたメカニズムが十分に機能するものとはなっていない。

したがって、事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得るべきである。

また、保険料率は審議会等のプロセスを経て決定されているとはいえ、当該審議会等の情報開示は不十分であり、どのような計算の下で、将来債務の額等が算定され、料率改定が行われたのかなどについて、具体的に明記すべきである。

（分野横断的な取り組みで決定された、追加5の重点検討事項の2番目となっている「労災保険及び雇用保険事業の民間開放の促進など」の中で、「具体的施策」としてあげられたもの。）

厚生労働省は、「業種別のリスクを正確に反映し

たものとはなっていない」とする見解については、「社会保険たる労災保険においては、業種別に厳密に収支均衡する必要はなく、総合規制改革会議の主張は社会保険の理論を無視している。また、災害防止は、一義的には、国の災害防止施策が担うべきものである。」（平成15年12月24日発表の「厚生労働省の考え方」）と反論しているが、労災保険率設定の仕組みそのものについての検討については、合意したものである。

そもそも労災保険率の設定の仕組みなど、これまで労災保険をめぐる議論のなかで、あまり関心が持たれることはなかった。保険料を負担する立場の経営者団体の方からも、個別業種や全体の保険率の高低に関する議論はともかく、設定方法の問題まで取り上げた例はあまりなかったのではないだろうか。しかし、労災保険率の設定は、個別事業主の負担額を左右し、その負担が相当なものになることを考えると、不思議な話ではあった。その原因は、総合規制改革会議も言うように、情報開示が不十分というところにあったのではないかと考えられる。実際、労災保険率設定について解説された出版物など、メリット制の解説本ぐらいしかなく、専門家が論じたものも極端に少ない。筆者が目にしたものでは、『労災保険財政の仕組みと実際』（林茂喜著、労働基準調査会、昭和59年）と『新・労災保険財政の仕組みと理論』（岡山茂・浜民夫著、労務行政研究所発行、平成元年）くらいしかない。

今回の検討会のために事務局が作成した資料が、いま厚生労働省のホームページで公開されている（http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#roudou）。それらがもっとも詳細で新しい情報といえよう。ホームページには、12回にわたる検討会の議事録も掲載されているが、一読して感じるのは、参集した専門家自身の理解度がそう高いものではなく、議論は終始事務局が引っ張っている印象であった。いままで設定方法の検討に関わったのは、厚生労働省のスタッフであり、そこに情報が蓄積され、外部に積極的に出されてこなかった所以というものだろう。

ところで、この労災保険率の問題、お金を払う事業主の問題だから給付を受ける側の労働者は関係ないことだろうか。いや、なかなかそう簡単にいえるものでもない。

業種ごとに労災保険率が定められ、産業構造の変化にともない保険率が大きくなっている業種で働く労働者にとっては、労災保険率が事業場の存亡に大きく関わるような事態もある。たとえば、林業の「木材伐出業」は、「水力発電施設、ずい道等新設事業」とともに少し前まで133/1,000という最高率となっており、零細事業場が多い実態に加え、産業自体が弱体化している現状をさらに悪化させるという事情から、最も新しい保険率改正の際に、「その他の林業」と業種を合併させることにより、59/1,000にまで一挙に引き下げた。また、零細事業場の事業主が特別加入するとしても、業種によっては肝心の保険料額が高額すぎて、脱退を余儀なくされたりすることもある。

また、実際の保険給付額が保険料負担に直接影響するメリット制は、労災隠しにつながっていると、私たちは度々指摘してきた。ごく単純にメリット制の計算方式により推算しても、確かに「隠したほうが得」と判断できる場合があり、言い訳として「保険料が上がるから」と労災隠しの動機を語る事業主に、「それは勉強が足りない」と労災保険の仕組みを解説して諭すことができない。もちろん、被災者の権利を損なう事業主に言い訳は無用だが、少なくとも保険制度上も、労災隠しが得にならないようでないと、保険制度の意味がなくなってしまう。

しかし、検討会の議論をみると、こうした点については、いくらかはふれられるものの、メリット制の構造そのものを検証する議論とはなっていない。

かなり詳細な情報が公開されたいま、労災保険率設定方法の問題は、今後十分に検討されなければならないが、ここではメリット制に焦点をしぼり、検討することにする。

労災保険給付で上下する保険料

労災保険のメリット制は、次のようなものである。

事業の種類ごとに災害率等に応じて定められている労災保険率を個別事業に適用する際、事業の種類が同一であっても作業工程、機械設備あるい

メリット収支率の計算式

$$\text{メリット収支率} = \frac{\left(\begin{array}{l}\text{基準となる3月31日以前3年度間に業務災害に関して支払われた保険給付の額及び特別支給金の額}\end{array}\right) - \left(\begin{array}{l}\text{①遺族失権差額一時金及び当該遺族失権差額一時金の受給権者に支払われる遺族特別一時金}\\ \text{②障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金}\\ \text{③特定疾病に係る保険給付の額及び特別支給金の額}\\ \text{④第三種特別加入者に係る保険給付の額及び特別支給金の額}\end{array}\right)}{\left(\begin{array}{l}\text{基準となる3月31日以前3年間の一般保険料の額（業務災害率に応ずる部分の額）及び第一種特別加入保険料の額（業務災害率に応ずる部分の額）}\end{array}\right) \times \text{第1種又は第2種調整率}} \times 100$$

は作業環境の良否、事業主の災害防止努力の如何等により事業ごとの災害率に差があるため、事業主負担の公平性の観点から、さらに、事業主の災害防止努力をより一層促進する観点から、当該事業の災害の多寡に応じ、労災保険率又は労災保険料を上げ下げするものである。
〔第3回検討会資料「労災保険のメリット制について（概要）」〕

事業場規模があまりに小さいと、偶然の要素が反映されてしまうので、メリット制が適用されるのは、以下の事業場となる。

1. 継続事業（一括有期事業を含む）の場合

連続する3保険年度中の各保険年度において、次の①～③の要件のいずれかを満たしている事業であって、当該連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（以下「基準となる3月31日」という。）現在において、労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過している事業についてメリット制の適用がある。

(1) 常時100人以上の労働者を使用する事業
(2) 常時20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、その使用労働者数に、事業の種類ごとに定められている労災保険率から非業務災害率（通災及び二次健診給付に係る率：0.9厘）を減じた率を乗じて得た数が0.4以上であるもの
(3) 一括有期事業における建設の事業及び立木の伐採の事業であって、確定保険料の額が100万円以上であるもの

2. 有期事業の場合

(1) 建設の事業であって、確定保険料の額が100万円以上又は請負金額が1億2,000万円以上のもの
(2) 立木の伐採の事業であって、確定保険料の額が100万円以上又は素材生産量が1,000立方メートル以上のもの」

現在のメリット制の中身は、3年間の連続した保険年度（4月1日から翌3月31日）の保険料の額で、その同じ期間に支払われた労災保険の給付額を割り、その結果出てきた「メリット収支率」にもとづいて、翌々年の労災保険率を決めるというものである。

その労災保険率の上限と下限の限界は±40%となっている。そのメリット収支率の計算式と、収支率の計算に使用される調整率、保険料の増減表はそれぞれ別掲のとおりである。数式の分子にのる数字は、たとえば遺族補償などのように、年金給付となる場合は、労働基準法により1,000日分に換算したり、休業補償や療養補償が長期にわたり支給される場合には療養開始後3年間のみを算入するなどのためズレがおきるので、均衡をとるために、第1種調整率を分母に掛けることになる。（詳細な解説は省略する。）

死亡災害1件発生の試算 事業主の負担増は1千万前後

さて第3回検討会（2004年6月14日）で配布された「メリット制による保険料の試算」という興味深い資料がある。実際にメリット制を適用したときの事業主の負担額がどうなるかを、シミュレーションしたものである。

業種は「その他の製造業」で、100名の事業場と500

第１種調整率

事業の種類	第１種調整率
一般の事業	100分の67
林業の事業	100分の51
建設の事業	100分の63
港湾貨物取扱事業、港湾荷役業	100分の63

メリット増減率表（労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表）

メリット収支率	増減率	
	建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業	建設の事業及び立木の伐採の事業
10%以下のもの	40%減ずる。	35%減ずる。
10%を超え20%までのもの	35%減ずる。	30%減ずる。
20%を超え30%までのもの	30%減ずる。	25%減ずる。
30%を超え40%までのもの	25%減ずる。	20%減ずる。
40%を超え50%までのもの	20%減ずる。	15%減ずる。
50%を超え60%までのもの	15%減ずる。	10%減ずる。
60%を超え70%までのもの	10%減ずる。	
70%を超え75%までのもの	5%減ずる。	5%減ずる。
85%を超え90%までのもの	5%増加する。	5%増加する。
90%を超え100%までのもの	10%増加する。	10%増加する。
100%を超え110%までのもの	15%増加する。	
110%を超え120%までのもの	20%増加する。	15%増加する。
120%を超え130%までのもの	25%増加する。	20%増加する。
130%を超え140%までのもの	30%増加する。	25%増加する。
140%を超え150%までのもの	35%増加する。	30%増加する。
150%を超えるもの	40%増加する。	35%増加する。

人の事業場で、まったく無災害で3年間たった場合と、死亡災害が1件あった場合で保険料の試算をしている。全労働者の平均年収（賃金）を500万円と仮定し、被災労働者の年収を500万円（給与30万円、賞与年額140万円）と仮定する。

過去、無災害の事業場で、災害が1件発生し、入院加療後（医療費等100万円）、死亡した場合のメリット収支率の計算に算入する給付金の額は、次のとおりとなる。

被災労働者の給付基礎日額を9,890円（91日）とすると、労働基準法相当額である給付基礎日額は1,000日分（9,890,000円）となる。遺族特別年金は、算定基礎日額が1,978円となるので、労働基準法相当額は算定基礎日額の1,000日分（1,978,000円）となる。その他、葬祭料（611,700円）、医療費（100万円）を含め、算入する給付金額は13,479,700円となる。

結論は、100名の事業場の場合メリット制を適用した保険料は、無災害の場合258万円となり、死亡災害が1件あった場合は542万円となる。したがってその差は、284万円である。

500名の事業場では、無災害の場合1,065万円で、死亡災害があった場合は1,597.5万円。差は532.5万円となる。

検討会の資料は1年分だけしか算出されていないが、メリット制は3保険年度分の確定値が翌々年に反映されるので、1件災害が起きると3年間に及ぶ。その影響を算定すると、100人の事業場では、2年目も上限に届く収支率なので284万円、3年目は213万円の差となり、3年間の合計で781万円である。500人の事業場は、2年目で445万円、3年目で355万円の差となり、合計は1,332.5万円である。

結局、死亡災害を起こしたら、100人の事業場で781万円、500人の事業場で1,332.5万円労災保険料は負担が増えるということになる。そしてその額は、災害が発生した翌々年度から3年に渡って支払うことになる。遺族の妻がその後ずっと年金給付を受け続けることを考えると、この負担増加はそれほどでもないともいえる。その給付額総計は、1億円を上まわる可能性もあるのだから。それに1人の命が失われた重さを考えると、この保険料の数字は意外性は感じられないかもしれない。

休業災害は考えどころ 労災隠しの立派な根拠

それでは、休業をともなう療養をする労災事故があったときはどうだろうか。検討会の資料では、死亡災害があった翌々年度1年だけの分を算出しただけなので、新たに算出してみた。労働基準法の規定額分のみの算入となったり、3年以降の給付が除外される長期の給付ではなく、給付額まるごとが収支率の計算式に算入される短期給付の場合である。

6か月休業を要し、その間に休業補償給付と休業特別支給金で144万円を支給し、療養には300万円

を支給したと仮定する。合計444万円である。

これを同じ計算式に当てはめるたのが、「メリット制による保険料の試算」の(3)［後掲］である。結局、100名の事業場では、195万円の増となり、2年目は193.5万円、3年目は142万円で合計530.5万円の負担増ということになる。これが500名の事業場となると、177.5万円の増となり、2年目と3年目は90万円で合計すると357.5万円の負担増となる。

この二つの数字は重要である。被災労働者に労災保険給付として支給された444万円との差額は、100人で86.5万円、500人で−186.5万円ということになる。つまり、少なくともこのケースでは、500名の事業場では、労災保険を使わず、その額をまるごと事業場が負担した方が86.5万円得することになる。100人の事業場でも、86.5万円の追加負担ということになるので、どちらが得かよく検討してみようという話になり得る。短期給付となることが明らかに予測できる程度の労働災害の場合、労災保険を使うか、全額会社負担でカバーするか検討することが、企業利益にかなうということになる。

もし大きな事業場で、自前の病院や診療所を持つところなら、労災保険など使わずに迷わず内部で処理したほうが負担が負担ははるかに減る。もちろん自ら補償を行うのであるから、法に触れることはまったくない。労働安全衛生法にもとづく労働者死傷病報告を怠らないようにしておけばよいだけの話だ。「…犯罪です。」という労災隠しにはあたらない。

そもそもメリット制の存在価値であるはずの、労災防止活動を促進して労働災害の件数を減らすというインセンティブの役割は、こうした企業利益にかなうきめ細かな検討をする事業場には、効果がないことになってしまうのである。

冷静なソロバン勘定ができる事業場だけの話なら、それほど問題もないだろう。しかし実際問題は、ここにいわゆる「犯罪」であるはずの労災隠しが絡んでくる。いまのメリット制計算は、あくまで実費で給付額に該当する補償を事業主が行う場合を想定したもの。もし健康保険を使え、自己負担の3割だけを事業主が負担するとしたら、労働安全衛生法の死傷病報告を出さないとしたら、長期給付になりそうでもいくらかのお金で話がつきそうなら、…事業主の利益はもっと大きくなる。世の中の事業主すべてが労働基準法や労災保険法を熟知し、遵法意識が高く、合理的な考え方の人である…などとは誰もいえないのだから、やはりメリット制は、明らかに労災隠しの「インセンティブ」ならぬ促進要因になってしまいうるのである。

また、検討会では参集者の一部から、メリット制の増減幅をもっと拡大すべきであると意見が述べられている。現行の増減幅±40%を±60%にしてはという提案である。もし単純に60%に増やしたら、短期給付で労災保険を使わない事業場は、確実に増えることとなろう。

メリット制非適用の小規模事業場が被害を受けている

検討会では、メリット収支率を算定する際の分子から除外する部分について、いくつかの議論が行われている。これは、業種別の保険率を設定する方法についても同様の問題があるが、長期にわたる給付は、労災保険率の差に反映させることを避けている点についてである。

たとえば、40歳の労働者が労災死亡したとき、その妻は再婚しないで80歳まで生きたとしたら、40年間遺族補償年金の給付を受けることになる。また、障害等級1級から7級までの場合も、その後障害を持って生きる限り、障害補償年金の給付を受ける。メリット制の計算では、それらについてずっとその事業主の労災保険率に影響を及ぼすわけにはいかないので、労働基準法に決められた一時金分を最初の計算に入れることにしている。その結果、長期給付にかかる実際の超過負担は、その業種の全事業主もしくは、すべての業種の事業主の保険率に反映することとなる。それが、第1種調整率で分母から差し引かれている部分ということになる。

もうひとつ問題なのは、実際のメリット制適用事業場数の分布は、+40%と−40%～35%、つまり上限と下限に偏在していることである。そして、死亡災害等給付額の多い災害を発生させた事業場の数は全体からすると少ないので、結局、下限の適用を受けている事業場の数が相当数あるという事実であ

る。たとえば、平成14年度の継続事業でいうと、－40％の適用を受けた事業場は46.7％、－35％は12.1％であわせると58.8％となる。それに対し、＋40％の適用を受けた事業場は、7.1％となっている。中間の－5～＋35％はそれぞれ0～1％で、－30～－10％も2～7％である。

つまり、メリット制適用事業場の保険料合計は、もしメリット制がなかったときのそれより大幅に少ないということなのだ。それでは、その負担はどこに行っているかといえば、それぞれの業種別の全事業主の労災保険率ということになる。言い換えると、財政状況が普通に反映された業種別の労災保険率がそのまま適用され、メリット制が適用されない小規模な事業場は、過分な負担を余儀なくされているということになってしまうのである。もちろん、小規模事業場にかかる個々の保険料はそう多額ではないので、負担感は少ないが、メリット制適用外事業場全体が、適用事業場のマイナス分を負担するという構造になってしまっているのである。

収支率から増減率を当てはめる際に、この総額負担の割り振り機能がメリット制の設計時に抜け落ちてしまっていることが、欠陥となって現われていることになる。増減を40％に揃えたときから、この矛盾が起きることは明らかであったといえるのである。

製造業と特定疾病の理不尽 労災保険は「ババ抜き」か

そしてもうひとつ、どう考えても理不尽なことがある。本誌でもかつて指摘したことがある、特定疾病についての取り扱いである。

じん肺、振動病、非災害性腰痛の3疾病については、長期間職業病の原因となる仕事に従事してきたことによる発症が普通であり、複数の事業場の作業が原因となることが多い。そのため保険給付の技術的な問題から、最後に該当する作業に従事した事業場の労災保険により支給する取り扱いとなっている。しかし、最後の事業場ではわずかしか作業をしていないのに、その保険給付がメリット制に反映されることとなると、最後の事業主は、たまったものではない。

そこで、特定の業種に限り、じん肺については最後の事業場で3年、振動障害では1年、非災害性腰痛では2か月、それぞれ満たない場合には、メリット制の計算から除外することにしている。業種は、じん肺が建設の事業、振動障害が林業の事業と建設の事業、非災害性腰痛が港湾貨物取扱事業と港湾荷役業、とされている。したがって、これら特定疾病についてはそれぞれの業種全体でその負担を分け合うということで、第1種調整率も特別の数字となっている。林業は100分の51、建設は100分の63、港湾の2事業も100分の63とされている。

なるほど合理的であるようだと思えそうだが、この第1種調整率は、一般の事業も含めて、なんと平成4年から改定されていないという。労災保険率そのものは3年に一度の改正だというのに、この10年あまりの間、保険給付の内容には変化がなかったとでもいえるのだろうか。たとえば、港湾の荷役による非災害性腰痛についての給付は、ここ10年で大いに変化しているように思えるのだが。

さてここで言いたいのは、特定の業種でない事業場が最後の事業場となった特定疾病にまつわる給付についてのメリット制適用である。仮に例示した100人と500人の「その他の製造業」の事業場に、中途採用で長年の粉じん作業歴がある労働者が就職し、溶接の部門を担当したとする。1年もたたずに息苦しさを訴え、受診したところ「じん肺」と診断され、以降、合併症の続発性気管支炎で休業、療養することとなった。もちろん最終の粉じん職場として、この「その他の製造業」の事業場の労災保険による労災保険給付となる。

仮に月に休業補償と特別支給金を25万円受け、年間に合計300万円となり、療養費が同じく144万円かかったとする。合計1年間に444万円である。（分かりやすさのために、先ほどの例と合計額をそろえることにする。）

そして、じん肺は長期の療養となるため、労災保険の給付を受け続けることとなり、毎年444万円の給付を受ける。短期給付である休業と療養の給付は、療養開始後3年までが、メリット収支率算定式の分子に算入されることになる。ここでは、年度始めの4月1日に療養を開始し、他の災害が全く発生しな

いと仮定して考える。

前記と同様に計算していくと、メリット制の適用がされる最初の年度は、195万円の増額となり、2年目は284万円、3年目は213万円、4年目71万円、5年目は53万円の増額で、6年目で分子がやっと0となり元に戻ることになる。しめて816万円を余分に支払わねばならない。500人事業場では、最初が177.5万円、2年目267.5万円、3年目445万円、4年目177.5万円、5年目90万円となり、1,157.5万円。

その事業場の粉じん作業がわずかで、それ以前の長期にわたる作業暦が原因であったとしても、このメリット制の計算は変ることはない。これはもうどんな事業主でも怒り心頭にというところだろう。そして、何よりも労災手続き上被害をこうむるのは、「ババ抜き」のババ扱いされる被災者自身なのだ。

こんな事例はレアケースに当たるかといえばそうでもない。長年にわたりトンネル掘削の作業に従事し、その後、肩を落ち着けるため製造業に職を得て溶接や研磨の仕事に就いた、などという話は珍しい話ではない。最終粉じん職場の証明と、労災補償給付の請求書への証明を求められた製造業の事業場担当者が、眉間にシワを寄せる表情は、あながち不当なこととは思えないのである。

また、そのことを熟知している労働基準監督署の担当官も、その後の手続きのスムーズさのために、できればじん肺の最終職場は建設の事業であってほしいと願ったりすることになる。

不当な負担を求められることになる事業主は、証明拒否に走るなどという無駄なことをするのでなく、行政の政策上の不作為を是正させる努力をすべきということもできる。

実はこの問題、特定疾病についての取り扱いを拡大すればよいだけの話である。製造業など粉じん作業が存在する職種に枠を広げ、その結果転嫁できない負担分は、第1種調整率を変更すればよいのである。すでに労災保険の給付と徴収の事務はコンピュータ化されて久しいのだから、技術的にも難しいことではない。

労災保険制度の「ゆがみ」は現場の意見で直すべき

保険料率の問題は、すべての事業主の利害に直接関係する。そして、そこで働く労働者の災害補償がどう速やかに行われるかということにも影響する。しかし、そのようにたいへん重要な問題であるわりに、総じて関心が低い。年金制度が導入され、生活保障的意味合いも大きく、複雑な補償体系となり、保険料率設定問題を含めて、保険料徴収のシステムも複雑になっている。

労災保険料の徴収の現場、給付の現場で起こっている問題を十分に吸い上げ、制度設計の改善、特に労働災害を減少させる制度改善につなげていくべきと思う。本稿では、メリット制と特定疾病について、素朴な試算を試みとそこから言えることということで、筆者の意見を述べたが、報告書に示されている業種区分の考え方、特に業種を区分して保険率を設定することにより労災防止努力を促進するという考え方が効果をあげているのかどうか、他のよりよい方法がないのかどうか、もっと議論があってしかるべきと思うのである。

機会があれば、さらに筆者の思うところを本誌で提案したいと考えている。

※本文中で言及した試算の計算式は、次頁以降に掲載した。

本原稿受領後の3月11日に開催された第15回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会に、以下の資料等が報告され（http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/s0311-4.html）、③については、3月25日に、厚生労働省の正式な基本方針として、労災補償部労災保険財政数理室から発表された。⑥の方針に関する新聞報道もなされているところである。発表された③及び⑤、⑥を13頁以下に掲載する。

① 平成17年度労働保険特別会計労災勘定予算概要
② 労災保険経済概況
③ 労働福祉事業一覧
④ 労災保険料率の設定に関する基本方針（案）
⑤ 次期労災保険率改定時に行う事項（案）
⑥ 事業主からの費用徴収制度の運用の改善について

メリット制による保険料の試算（概念図）

1　労働者数が100名規模の場合

(1) 労働災害が無い場合

(2) 過去、無災害の事業場で、死亡災害が1件発生（平成14年度）したと仮定した場合

※当該、割増（＋40%）の保険料額は、平成14年度の保険料給付であるため、平成15、16年度が無災害であっても、平成17、18年度の保険料額に反映される。

2　労働者数が500名規模の場合

(1) 労働災害が無い場合

(2) 過去、無災害の事業場で、死亡災害が1件発生（平成14年度）したと仮定した場合

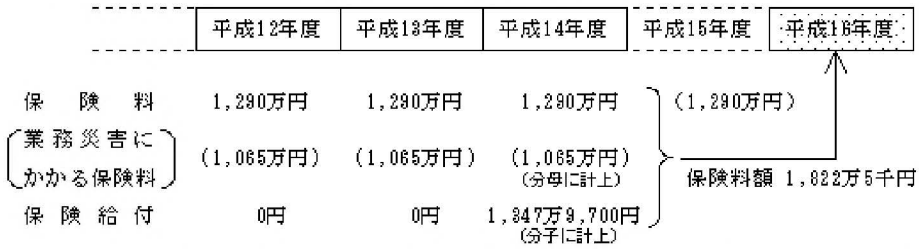

※当該、割増（＋40%）の保険料額は、平成14年度の保険料給付であるため、平成15、16年度が無災害であっても、平成17、18年度の保険料額に反映される。

メリット制による保険料の試算

条件：「その他の製造業」（労災保険率８/1,000）の適用事業場であり、全労働者の平均年収（賃金）は500万円と仮定する。
被災労働者の年収は500万円（給与30万円、賞与年額140万円）と仮定する。
料率改定を加味しない。

1　労働者数が100名規模の場合

標準保険料額 500万円 × 100名 × $\frac{8}{1,000}$ ＝ 400万円

うち業務災害分 500万円 × 100名 × $\frac{7.1}{1,000}$ ＝ 355万円

(1)　労働災害が無い場合

メリット収支率の分子に計上される額は0万円であり、分母に算入される「その他の製造業」の第一種調整率は0.67であるので、

$$\text{メリット収支率} = \frac{0\text{万円}}{(213\text{万円} \times 3\text{年間} \times 0.67)} = 0\%$$ （メリット増減率は−40%）

メリット労災保険率 ＝ 業務災害分料率 ×（１＋メリット増減率(%)）＋ 非業務災害率より、

$$\left(\frac{8}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right) \times \frac{(100-40)}{100}\ (\%) + \frac{0.9}{1,000} = \frac{5.16}{1,000}$$

業務災害分 500万円 × 100名 × $\left(\frac{5.16}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right)$ ＝ 213万円

メリット制適用後の保険料額 500万円 × 100名 × $\frac{5.16}{1,000}$ ＝ 258万円

(2)　過去、無災害の事業場で、災害が1件発生し、入院加療後（医療費等100万円）、死亡した場合

メリット収支率には以下の給付金が算入される。
被災労働者の給付基礎日額を9,890円（91日）とすると、労働基準法相当額である給付基礎日額は1,000日分（9,890,000円）となる。
遺族特別年金は、算定基礎日額が1,978円となるので、労働基準法相当額は算定基礎日額の1,000日分（1,978,000円）となる。
その他、葬祭料（611,700円）、医療費（100万円）を含め、13,479,700円となる。
労働災害が無い場合の業務災害分の労災保険料は213万円であり、「その他の製造業」の第一種調整率は0.67であるので、

$$\text{メリット収支率} = \frac{13,479,700\text{円}}{(213\text{万円} \times 3\text{年間} \times 0.67)} = 314.9\%$$ （メリット増減率は＋40%）

メリット労災保険率 ＝ 業務災害分料率 ×（1＋メリット増減率(%)）＋ 非業務災害率より、

$$\left(\frac{8}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right) \times \frac{(100+40)}{100}\ (\%) + \frac{0.9}{1,000} = \frac{10.84}{1,000}$$

業務災害分 500万円 × 100名 × $\left(\frac{10.84}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right)$ ＝ 497万円

メリット制適用後の保険料額 500万円 × 100名 × $\frac{10.84}{1,000}$ = 542万円

無災害時と比べ　542万円 − 258万円 = 284万円の増となる。

(3)　過去、無災害の事業場で、災害が1件発生し、入院加療、6か月休業した場合

メリット収支率には以下の給付金が算入される。
被災労働者の給付基礎日額を9,890円（91日）とすると、休業補償給付と休業特別支給金は1,440,000円となる。
その他、医療費（300万円）を含め、4,440,000円となる。
労働災害が無い場合の業務災害分の労災保険料は213万円であり、「その他の製造業」の第一種調整率は0.67であるので、

メリット収支率 = $\frac{4,440,000\ 円}{(213万円 \times 3年間 \times 0.67)}$ = 103.7%（メリット増減率は＋15%）

メリット労災保険率 = 業務災害分料率 ×(1 + メリット増減率(%)) + 非業務災害率より、

$\left(\frac{8}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right) \times \frac{(100+15)}{100}$ (%) + $\frac{0.9}{1,000} = \frac{9.06}{1,000}$

業務災害分 500万円 × 100名 × $\left(\frac{9.06}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right)$ = 408万円

メリット制適用後の保険料額 500万円 × 100名 × $\frac{9.06}{1,000}$ = 453万円

無災害時と比べ　453万円 − 258万円 = 195万円の増となる。

2　労働者数が500名規模の場合

標準保険料額 500万円 × 500名 × $\frac{8}{1,000}$ = 2,000万円

うち業務災害分 500万円 × 500名 × $\frac{7.1}{1,000}$ = 1,775万円

(1)　労働災害が無い場合

メリット収支率の分子に計上される額は0万円であり、分母に算入される「その他の製造業」の第一種調整率は0.67であるので、

メリット収支率 = $\frac{0\ 万\ 円}{(1,065万円 \times 3年間 \times 0.67)}$ = 0%　（メリット増減率は−40%）

メリット労災保険率 = 業務災害分料率 ×(1+メリット増減率(%)) + 非業務災害率より、

$\left(\frac{8}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right) \times \frac{(100-40)}{100}$ (%) + $\frac{0.9}{1,000} = \frac{5.16}{1,000}$

業務災害分 500万円 × 500名 × $\left(\frac{5.16}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right)$ = 1,065万円

メリット制適用後の保険料額 500万円 × 500名 × $\frac{5.16}{1,000}$ = 1,290万円

(2) 過去、無災害の事業場で、災害が1件発生し、入院加療後(医療費等100万円)、死亡した場合

メリット収支率には以下の給付金が算入される。
被災労働者の給付基礎日額を9,890円（91日）とすると、労働基準法相当額である給付基礎日額は1,000日分（9,890,000円）となる。
遺族特別年金は、算定基礎日額が1,978円となるので、労働基準法相当額は算定基礎日額の1,000日分（1,978,000円）となる。
その他、葬祭料（611,700円）、医療費（100万円）を含め、13,479,700円となる。
労働災害が無い場合の業務災害分の労災保険料は1,065万円であり、「その他の製造業」の第一種調整率は0.67であるので、

メリット収支率 = $\frac{13,479,700円}{(1,065万円 \times 3年間 \times 0.67)}$ = 63.0%　（メリット増減率は−10%）

メリット労災保険率 = 業務災害分料率 ×（1＋メリット増減率(%)）＋ 非業務災害率より、

$\left(\frac{8}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right) \times \frac{(100-10)}{100}$ (%) $+ \frac{0.9}{1,000} = \frac{7.29}{1,000}$

業務災害分 500万円 × 500名 × $\left(\frac{7.29}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right)$ = 1,597.5万円

メリット制適用後の保険料額 500万円 × 500名 × $\frac{7.29}{1,000}$ = 1,822.5万円

無災害時と比べ 1,822.5万円 − 1,290万円 = 532.5万円の増となる。

(3) 過去、無災害の事業場で、災害が1件発生し、入院加療、6か月休業した場合

メリット収支率には以下の給付金が算入される。
被災労働者の給付基礎日額を9,890円（91日）とすると、休業補償給付と休業特別支給金は1,440,000円となる。
その他、医療費（300万円）を含め、4,440,000円となる。
労働災害が無い場合の業務災害分の労災保険料は1,065万円であり、「その他の製造業」の第一種調整率は0.67であるので、

メリット収支率 = $\frac{4,440,000円}{(1,065万円 \times 3年間 \times 0.67)}$ = 20.7%　（メリット増減率は−30%）

メリット労災保険率 = 業務災害分料率 ×（1 ＋ メリット増減率(%)）＋ 非業務災害率より、

$\left(\frac{8}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right) \times \frac{(100-30)}{100}$ (%) $+ \frac{0.9}{1,000} = \frac{5.87}{1,000}$

業務災害分 500万円 × 500名 × $\left(\frac{5.87}{1,000} - \frac{0.9}{1,000}\right)$ = 1,242.5万円

メリット制適用後の保険料額 500万円 × 500名 × $\frac{5.87}{1,000}$ = 1,467.5万円

無災害時と比べ 1,467.5万円 − 1,290万円 = 177.5万円の増となる。

労災保険率等に関する資料
厚生労働省が基本方針策定

【厚生労働省発表文】 労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように設定することとされ、おおむね３年ごとに公労使三者から構成される審議会での審議を経た上で改定を行っている。

平成15年12月22日の総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第３次答申」を経て、平成16年3月19日に「規制改革・民間開放推進3か年計画」が閣議決定されたが、その中で「事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る。」とされたところである。

これを受けて、厚生労働省においては学識経験者の参集を求め、「労災保険料率の設定に関する検討会」を平成16年5月以降開催し、労災保険料率の設定に係る基本的な論点について検討を重ねた結果、平成17年1月14日、同検討会の報告書がとりまとめられたところである。

今般、その検討結果を踏まえ、厚生労働省として労災保険率の設定に関する基本方針を定め、労災保険率の設定手続の透明化を図るため、別紙のとおり、基本方針を策定したので、公表する。

労災保険率の設定に関する基本方針

平成17年3月25日制定

労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように設定することとされ、おおむね3年ごとに公労使三者から構成される審議会での審議を経た上で改定を行っている。

平成16年3月19日に「規制改革・民間開放推進3か年計画」が閣議決定され、その中で「事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る。」とされたところであり、これを受けて、厚生労働省においては学識経験者による労災保険率の設定について総合的な検討を行った。

今般、その検討結果を踏まえ、労災保険率の設定に関する基本方針を定め、今後、この基本方針に基づき、労災保険率の設定を行うこととし、これによって、労災保険率の設定手続の透明化を図ることとする。

1　業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

2　改定の頻度

労災保険率は、原則として3年ごとに改定する。

3　算定

労災保険率は、次に掲げる方式により算定する。

(1) 算定の方法

イ　算定の基礎

算定の基礎は、過去3年間の保険給付実績等に基づいて算定する料率設定期間における保険給付費等に要する費用の予想額とする。

ロ　業種別の料率に係る基本的な算定方式

業務災害分の料率については、短期給付分、長期給付分に分けて、各々、次の方式により算定する。

(イ) 短期給付分(療養補償給付、休業補償給付等)

短期給付分については、3年間の収支が均衡する方式(「純賦課方式」)により算定する。

(ロ) 長期給付分(年金たる保険給付等)

長期給付分については、災害発生時点の事業主集団から、将来給付分も含め年金給付等に要する費用を全額徴収する方式(「充足賦課方式」)により算定する。

ハ　全業種一律賦課方式

給付等に要する費用のうち、以下に掲げる部分については、全業種一律賦課により算定する。

(イ) 業務災害分

a　短期給付のうち、災害発生より3年を経ている給付分

b　長期給付のうち、災害発生から7年を超えて支給開始される給付分

c　過去債務分(既裁定年金受給者に係る将来給付費用の不足額)

(ロ) 非業務災害分等

非業務災害分(通勤災害分及び二次健康診断等給付分)、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用分

(2) 激変緩和措置等

算定された数値が増加した場合に、これに対応して労災保険率が一挙に引き上がる業種の労災保険率については、必要に応じて一定の激変緩和措置を講ずる。

さらに、産業構造の変化に伴って事業場数、労働者数の激減が生じたため、保険の収支状況が著しく悪化している業種の労災保険率については、必要に応じて一定の上限を設ける。

これらの具体的な措置については、料率改定時において、過去3年間の数理計算も踏まえて設定する。

なお、激変緩和措置等を講ずることにより財政的な影響が出る場合には、その必要な所要額については、全業種一律賦課とする。

4　労災保険率改定の手続等

労災保険率は、労災保険率の改定に係る基礎資料を公開するとともに、これに基づく審議会での検討を経て決定する。

次期労災保険率改定時に行う事項(案)

1　業種区分

現行の「その他の各種事業」の業種区分を見直すこととし、作業態様の面に着目して、事務従事者割合の比較的高い業種を取り出し、災害率、保険集団としての規模等を考慮した上で、日本標準産業分類(大分類)に対応して、

(1)「新聞業又は出版業」及び「通信業」

(2)「卸売業又は小売業」及び「旅館その他の宿泊所の事業」

(3)「金融、保険又は不動産の事業」

を分割し、新たな業種区分として設定する。

現行の「その他の各種事業」のうち、上記(1)、(2)又は(3)に含まれない事業は、当面引き続き「その他の各種事業」として同一の業種区分とする。

そして、今後必要に応じて業種を適時適切に分割することを可能とするため、同一の業種区分の中で災害率が異なる業種を適切に把握することができるよう、日本標準産業分類を参考として、適用事業細目を適切に設定した上で、それぞれの適用事業細目ごとの収支状況等のデータの収集・整備を行うこととする。

2　特例メリット制

特例メリット制については、中小企業である継続事業場が安全衛生措置(現行は「快適職場の認定」のみ)を講じた上で、同制度の適用を希望した事業場に対し、メリット増減幅を±45%の範囲で増減させる制度であるが、十分に活用されていない状況にある。

このため、特例メリット制の普及活動に努めるとともに、中小企業への安全衛生措置の導入を促進

するため、対象となる安全衛生措置の追加等を検討し、更なる活用を図る。

事業主からの費用徴収制度の運用の改善について

1　費用徴収制度について

労災保険法第31条第1項では「政府は、事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届を提出していない（いわゆる未手続の）期間中に生じた事故について、保険給付を行った場合、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる」ことが規定されている。

2　未手続事業主に対する費用徴収制度の運用について

(1)　法第31条第1項第1号の費用徴収を行う場合の徴収金の額については、同法施行規則第44条により、厚生労働省労働基準局長が定めることとされており、具体的には、昭和62年3月30日付基発第174号により、訪問、呼び出し等を通じた行政の直接的指導にもかかわらず加入手続を行わない事業主を「故意又は重大な過失」と認定した上で、保険給付額の40%を費用徴収することとしている。

(2)　現在、労災保険制度における強制適用事業所のうち約60万件の未手続事業所が存在すると推定されている。このような状況の下、費用徴収制度については、総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」において「法律上、保険給付に要した費用の全部を徴収できるにもかかわらずそのような運用をしていないことや、故意又は重過失がある場合を限定的に解しており、一部使用者のモラルハザードを助長している」旨指摘を受けたことを踏まえ、昨年3月、「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、未手続事業場一掃に向けた措置としてその積極的な運用を図ることが閣議決定されたところである。

3　費用徴収制度の運用の改善について

上記2を踏まえた対策として、未手続事業主に対する費用徴収制度の運用について、下記のように改善することを検討しており、平成17年10月を目途に新たな制度の運用を開始する予定としている。

(1)　保険関係成立届の提出についての指導（訪問又は呼び出し等の方法による直接指導に限る。）を受けたにもかかわらず、提出を行っていない事業主に対して、故意又は重大な過失と認定し保険給付額の40%を費用徴収している現在の取扱いを改め、故意と認定し保険給付額の100%を費用徴収する。

(2)　保険関係成立の日以降相当の期間を経過してなお保険関係成立届の提出を行っていない事業主に対して、重大な過失と認定し保険給付額の40%を費用徴収する。

労働者災害補償保険法

（昭和22年法律第50号）（抄）

（費用徴収）

第31条　政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

一　事業主が故意又は重大な過失により徴収法第4条の2第1項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第15条第3項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故

二　事業主が徴収法第10条第2項第1号の一般保険料を納付しない期間（徴収法第26条第2項の督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故

三　事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

(2)～(4)　（略）

労働者災害補償保険法施行規則

（昭和30年労働省令第22号）（抄）

（事業主からの費用徴収）

第44条　法第31条第1項の規定による徴収金の額は、厚生労働省労働基準局長が保険給付に要した費用、保険給付の種類、徴収法第10条第2項第1号の一般保険料の納入状況その他の事情を考慮して定める基準に従い、所轄都道府県労働局長が定めるものとする。

○未手続事業主に対する費用徴収制度

（昭和62年3月30日付け発労徴第23号・基発第174号）

1　対象事業主

労災保険の適用事業の事業主であって、故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届の提出を怠っているものである。

2　故意又は重大な過失の認定

所轄労働基準監督署等から保険関係成立届の提出ほか所定の手続きをとるよう指導（未手続事業場を訪問し又は当該事業場の事業主等を呼び出す方法等により職員が直接指導するものに限り、文書の郵送や電話による加入勧奨は含まない）を受けたにもかかわらず、10日間内に保険関係成立届を提出しない場合には、事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届の提出を怠っていたものと認定する。

3　徴収金の価額

徴収金の価額は、次により算定すること。

イ　徴収金の算定の基礎となる保険給付は、保険関係成立届の提出期限（保険関係成立の日の翌日から起算して10日）の翌日から保険関係成立届の提出があった日の前日までの期間中に生じた事故に係る保険給付（療養（補償）給付）を除く）のうち事故発生の日から保険関係成立届の提出のあった日の前日又は徴収法第15条第3項の規定による決定のあった日の前日までに支給事由が生じたものについて支給の都度行う。ただし、この場合、療養を開始した日（即死の場合は、事故発生の日）の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由の生じたものに限る（年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべき保険給付に限る）。

ロ　徴収金の価額は、イの保険給付の額に100分の40を乗じて得た価額とする。

規制改革・民間開放推進３カ年計画

（16年3月19日閣議決定）（抜粋）

労災保険強制適用事業所のうち未手続事業所の一掃（職権による成立手続の徹底等）【平成16年度中に結論】

労災保険の現行制度の下では、原則として、ある事業所が労働者を1人でも使用すれば、当該事業所は「強制適用事業所」となり、事業が開始された日から自動的に保険関係が成立する。このため、保険関係成立届を届け出ていない（保険料未納付である）事業所で生じた労災事故についても、労働者保護の観点から、被災労働者は給付を受けることができる仕組みとしている。

こうした中で、すべての強制適用事業所のうち、現に保険関係成立届を届け出ている事業所数は約270万であるが、他方、未手続事業所は、最大限約60万（全体の約14％）存在するとされている（平成13年度推計値・厚生労働省提出資料より）。

このように、労災保険は、本来、強制適用保険制度であるにもかかわらず、事業主の中にはそれを十分に認識していないケースや、未手続事業所に対し労働基準監督署の職権による成立手続を十分に行っていないことなどにより、事業所間の公平性等が保たれていない。

なお、使用者が故意または重過失により労災保険に加入していない期間に事故が発生した場合には、療養開始後3年以内の場合に限って、保険料のほか、保険給付額の全部または一部（最大限40%程度）を徴収することとしている。法律上、保険給付に要した費用の全部を徴収できるにもかかわらず、そのような運用をしていないことや、故意又は重過失のある場合を限定的に解していることについて、厚生労働省は「使用者に対して経済的な過大な負担を強いることや、労災保険への加入手続が行われないこと自体を防ぐため」としているが、こうしたことが、一部使用者のモラルハザードを助長し、結果的に労災事故防止の妨げとなっていると考えられる。

したがって、こうした未手続強制適用事業所を一掃するため、周知・啓発や加入推奨にとどまらず、労働基準監督署の職権等の積極的な行使などの措置を講ずる。

※全国安全センターでは、茨城県東海村のJCOウラン加工施設における「臨界事故」がらみで、現行費用徴収制度の運用改善を求めているが、それをめぐるやりとりについては、2000年5月号24頁、2001年6月号39頁を参照されたい。これは、「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」（労災保険法第31条第1項第3号）にかかる問題であり、われわれは、運用（通達）を変更して100%の費用徴収を強く要求したのだが、厚生労働省は受け入れなかった。今回、この点の指摘がないのは、納得できない点である。

石綿障害予防規則・施行通達

2005年厚生労働省令第21号
基発第0318003号

厚生労働省令第21号
平成17年2月24日

厚生労働大臣
尾辻秀久

石綿障害予防規則

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）の規定に基づき、ならびに同法を実施するために、石綿障害予防規則を次のように定める。

［19頁以降表の左欄に続く。］

基発第0318003号
平成17年3月18日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

石綿障害予防規則の施行について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）は、平成17年2月24日に公布され、同年7月1日から施行されることとなった。

石綿則は、石綿を含有する建材を使用した建築物等の解体等の作業が今後増加することが予想されること等から、これらの作業における石綿ばく露防止対策等の徹底を図るため、これまで特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）において規制していた事項と併せて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づく新たな単独の規則として制定したものである。

ついては、下記による施行に遺憾なきを期されたい。

なお、石綿則と改正前の特化則（以下「旧特化則」という。）との関係は別紙1［41頁参照］のとおりである。

記

第1　制定の趣旨

石綿による健康障害の予防については、これまで法、旧特化則等に基づき必要な措置を講じることとしてきたところである。このうち、石綿を含有する製品の製造等に係る規制については、平成7年に石綿のうち有害性の高いアモサイト（茶石綿）及びクロシドライト（青石綿）を含有する製品の製造等が禁止され、さらに平成16年10月1日にクリソタイル（白石綿）等の石綿を含有する石綿セメント円筒等の製品の製造等が禁止されたことにより、国内の石綿使用量が大幅に減少したところである。

一方、1970年代後半から1980年代にかけて輸入された石綿の多くは、これまで建材として建築物に使用されており、今後この時期に建築された建築物等の解体等の作業が増加することが予想される。

このため、今後の石綿ばく露防止対策等は、建築物等の解体等の作業が中心となり、事業者が講ずべき措置の内容が特化則に定める他の化学物質に係るものとは大きく異なることとなることから、新たに建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等の充実を図った単独の規則を制定し、石綿による健康障害の予防対策の一層の推進を図ることとしたものである。

第2　旧特化則から変更した主要な事項

1　事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならないこととしたこと。（第1条

第2項関係）

2　建築物又は工作物の解体、破砕等の作業（以下「解体等の作業」という。）において、石綿等の使用状況が不明であるために必要な措置が講じられていないことによる石綿による健康障害を防止する観点から、あらかじめ石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録するとともに、当該調査の結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しなければならないこととしたこと。

ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、石綿等が使用されているものとみなして法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析による調査は必要ないこととしたこと。（第3条関係）

3　石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業については、第3条の事前調査の結果を踏まえて作業計画を作成し、当該作業計画により作業を行わなければならないこととしたこと。（第4条関係）

4　石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業のうち、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがある作業（以下「保温材等の除去作業」という。）その他これに類する作業を行うときは、あらかじめ、石綿ばく露防止のための措置の概要等を記載した作業届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととしたこと。（第5条関係）

5　保温材等の除去作業について、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者の立入りを原則として禁止し、及びその旨の表示をしなければならないこととしたこと。

また、特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が、保温材等の除去作業と同一の場所で行われるときは、当該保温材等の除去作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならないこととしたこと。（第7条関係）

6　第3条の事前調査を適切に実施するためには、発注者が有している設計図書等に記載された石綿等の使用状況等の情報を請負人に提供することが有効であることから、建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人に対し、建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならないこととしたこと。（第8条関係）

7　建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、解体等の作業等の方法、費用、工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととしたこと。（第9条関係）

8　労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととしたこと。また、建築物貸与者についても、建築物の共用部分について同様の措置を講じなければならないこととしたこと。（第10条関係）

9　旧特化則において、作業場所の隔離、送気マスク等の使用等の措置を講じた場合には、石綿等を吹き付ける作業に労働者を従事させることができることとしていたが、これらの条件を削除し、当該作業に労働者を従事させることを全面的に禁止することとしたこと。（第11条関係）

10　旧特化則において、石綿等の切断等の作業について、石綿等を湿潤な状態にし、労働者に呼吸用保護具、作業衣等を使用させることとしていたが、これらの作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業についても同様の措置を講じさせることとしたこと。（第13条及び第14条関係）

11　石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務を特別教育の対象としたこと。（第27条及び附則第10条関係）

12　事業者は、特定石綿等を常時、製造し、又は取り扱う作業場及び休憩室の床を水洗等によって容易に掃除できる構造のものとしなければならないこととし、当該床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上、掃除を行わなければならないこととしたこと。（第29条及び第30条関係）

13　旧特化則において、特別管理物質に係る作業の記録及び特殊健康診断個人票については、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業に常時従事する労働者が当該作業に従事することとなった日から30年間保存することとしていたが、これを当該記録をした日から30年間保存することとしたこと。（第35条、第41条及び附則第12条関係）

14　使用された保護具等に付着した石綿等の粉じんが作業場外に飛散することにより、他の労働者が石綿等にばく露するおそれがあることから、使用された保護具等を他の衣服等から隔離して保管するとともに、廃棄のために容器等に梱包したときを除き、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことを禁止することとしたこと。（第46条関係）

第3　細部事項

［次頁以降表の右欄に続く。］

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
第1章　総則 **（事業者の責務）** 第1条　事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、石綿にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならない。	**1　第1章 総則** (1) 第1条関係 ア　第1項は、労働者が石綿にばく露され健康障害を受けることを予防するため、石綿則に定める措置を講じることはもとより、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底等の実情に即した適切な対策を積極的に講ずべきことを規定したものであること。 イ　第1項の「その他必要な措置」には、製品中の石綿使用量を減らすこと等があること。 ウ　第1項の「労働者の危険の防止の趣旨に反しない限り」とは、石綿にばく露される労働者の人数並びにばく露される期間及び程度を最小限度にすることを重視するあまり、例えば取り外した建材を保持する労働者の人数を制限したため、労働者が建材の重量に耐えられず建材を落下させ、負傷する等労働者の安全の確保に支障が生ずることのないように留意すべきことを定めたものであること。
2　事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。	エ　第2項は、石綿による重篤な健康障害のおそれを低減するためには、現段階で石綿を含有しない製品への代替が可能であるものはもとより、それ以外の石綿含有製品についても、早急に技術開発、実証試験等を推進し、着実に石綿を含有しない製品への代替化を図る必要があることから、施設、設備等における石綿含有製品の使用状況を把握し、当該施設、設備等の検査、修理、改造、更新等の機会を捉え、計画的に石綿を含有しない製品への代替化を図ることについて規定したものであること。 なお、石綿含有製品については、国民の安全確保の観点から代替化が困難なものを除き製造等を禁止していることを踏まえ、石綿を新たな製品に使用してはならないこと。
（定義等） 第2条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　石綿等　労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第16条第1項第4号、第5号若しくは第9号に掲げる物若しくは同項第11号に掲げる物（同項第4号又は第5号に係るものに限る。）又は令別表第3第2号4に掲げる物若しくは次項に規定する物をいう。 二　特定石綿　石綿等のうち、令別表第3第2号4に掲げる物をいう。 三　特定石綿等　石綿等のうち、特定石綿及び	(2) 第2条関係 ア　石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びトレモライトがあること。 イ　第1項第1号の「石綿等」とは、すべての種類の石綿及びそれらをその重量の1%を超えて含有する物をいうものであること。 ウ　第1項第2号の「特定石綿」とは、石綿のうち製造等が禁止されていない石綿（アモサイト及びクロシドライト以外の石綿）をいうものであること。 エ　第1項第3号の「特定石綿等」とは、特定石綿及び特定石綿をその重量の1%を超えて含有する物（石綿セメント円筒等の製造等が禁止されている製品を除く。）を

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
次項に規定する物をいう。 四　製造等禁止石綿等　石綿等のうち、特定石綿等以外の物をいう。 2　令別表第3第2号の厚生労働省令で定める物（同号4に係るものに限る。）は、特定石綿を含有する製剤その他の物（令別表第8の2に掲げるもの及び特定石綿の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）とする。	いうものであること。 オ　第1項第4号の「製造等禁止石綿等」とは、アモサイト及びクロシドライト並びにそれらをその重量の1%を超えて含有する物並びに特定石綿をその重量の1%を超えて含有する石綿セメント円筒等の製造等が禁止されている製品をいうものであること。 ［編注：製造等が禁止されている「石綿セメント円筒等」は、以下の10種類の石綿含有製品―①石綿セメント円筒、②押出成形セメント板、③住宅屋根用化粧スレート、④繊維強化セメント板、⑤窯業系サイディング、⑥クラッチフェーシング、⑦クラッチライニング、⑧ブレーキパッド、⑨ブレーキライニング、⑩接着剤］
第2章　石綿等を取り扱う業務等に係る措置 **第1節　解体等の業務に係る措置** **（事前調査）** 第3条　事業者は、建築物又は工作物の解体、破砕等の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。	**2　第2章　石綿等を取り扱う業務等に係る措置** （1）第3条関係 ア　第1項の「建築物又は工作物」とは、すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたものをいうこと。また、「建築物」には、建築物に設ける給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等の建築設備が含まれるものであること。 イ　第1項の「解体、破砕等」の「等」には、改修が含まれるものであること。なお、「改修」とは、建材を全面的に取り替える等の作業をいい、小規模な作業を含むものではないこと。 ウ　第1項の「設計図書」とは、建築物、その敷地又は工作物に関する工事用の図面及び仕様書のことであること。 エ　第1項の「設計図書等」の「等」には、施工記録、維持保全記録、第8条に基づく発注者からの情報が含まれるものであること。 オ　第2項の「石綿等の使用の有無を分析により調査」するとは、石綿等がその重量の1%を超えて含有するか否かについて分析を行うものであり、その方法については別途示すこととしていること。 なお、吹付け材の除去作業等発じんが多い作業については、できるだけ石綿等の含有率についても分析し、ばく露防止措置を講ずる際の参考とすることが望ましいこと。 カ　第2項ただし書は、本来は石綿等の使用の有無を分析調査し、石綿等が使用されていることが明らかとなった場合に必要な措置を講ずべきものであるが、石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、石綿等が使用されているものとみなして必要な措置を行うことにより、分析調査を行うよりも費用負担が
2　事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物又は工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物又は工作物について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物又は工作物について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。	

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
	軽減される場合があることから規定したものであること。 この場合、みなすか否かについては、第1項の調査を行った結果を踏まえて事業者が判断するものであり、同項の調査結果と併せて記録することが望ましいこと。
	キ　第1項の調査を行った建築物又は工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかった吹付け材及び吹付け材以外の建材が混在する場合、吹付け材については除去作業における発じんが著しく多いため、必ず分析により石綿等の使用の有無を調査する必要があること。吹付け材以外の建材については石綿等が使用されているものとみなして法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析による調査は実施する必要がないものであること。
	ク　第1項の調査については、石綿作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識を有している者が行うことが望ましいこと。
	(2) 第4条関係
	ア　事業者が解体等の作業に係る作業手順、注意事項等を記載した計画書を作成している場合において、第2項各号に掲げる事項を含むときは、別途本条に基づく作業計画を定める必要はないものであること。また、当該計画には、周辺環境への対応、解体廃棄物の適切な処理についても含めることが望ましいこと。
	イ　施工中に事前調査では把握していなかった石綿を含有する建材等が発見された場合には、その都度作業計画の見直しを行うこと。
	ウ　解体等の作業の実施に当たっては、作業環境中の石綿の濃度の測定及び評価に基づく作業環境管理を行うことが望ましいこと。なお、作業環境管理については、別途示す屋外作業場における作業環境管理に係る手法等に基づき行うこと。
(作業計画) 第4条　事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。 2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。 一　作業の方法及び順序 二　石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法 三　作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法 3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。	(3) 第5条関係 ア　第1項の「保温材、耐火被覆材等」の「等」には、断熱材が含まれるものであること。 イ　第1項の「石綿等の粉じんを著しく発散させるおそれのあるもの」とは、以下に掲げる保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業をいうこと。 (ア)「石綿等が使用されている保温材」とは、石綿保温材並びに石綿を含有するけい酸カルシウム保温材、けいそう土保温材、バーミキュライト保温材及びパーライト保温材をいうものであること。 (イ)「石綿等が使用されている耐火被覆材」とは、石綿を含有する耐火被覆板及びけい酸カルシウム板第二種
(作業の届出) 第5条　事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業その他これに類する作業を行うときは、あらかじめ、様式第1号による届書に当該作業に係る建築物又は工作物の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署	

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
長」という。）に提出しなければならない。	をいうものであること。 （ウ）　石綿等が使用されている断熱材とは、屋根用折版石綿断熱材及び煙突石綿断熱材をいうものであること。
2　前項の規定は、法第88条第4項の規定による届出をする場合にあっては、適用しない。	ウ　第1項の「これに類する作業」とは、吹き付けられた石綿等の除去作業のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第90条第5号の2に掲げるもの以外のもの（吸音用吹付け石綿等）をいうものであること。 エ　第2項は、法第88条第4項に基づく建築物又は工作物の解体等の作業と、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業を併せて行う場合には、二重に届出を行う必要がないこととするものであるが、同項に基づく計画において当該除去作業に係る石綿ばく露防止のための措置の概要を記載しなければならないものであること。
（吹き付けられた石綿等の除去に係る措置） 第6条　事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合において、当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない。	（4）第6条関係 ア　吹き付けられた石綿等を除去する作業を行う場合は、石綿等の粉じんの発生量が多く、このような作業場所に隣接した場所で作業を行う労働者が当該粉じんにばく露するおそれがあるため、それ以外の作業を行う場所から隔離すべきことを規定したものであること。 イ　吹き付けられた石綿等には、石綿をその重量の1%を超えて含有するロックウール吹付け材、パーミキュライト吹付け材及びパーライト吹付け材が含まれるものであること。 ウ　「当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離」するとは、当該除去を行う作業場所をビニールシートで覆うなど、石綿等の粉じんが他の作業場所に漏れないようにすることであること。 エ　天井裏に吹き付けられた石綿等の除去に伴い、あらかじめ当該石綿等の下に施工されている天井板（石綿を含有しないものを含む。）の除去作業を行う場合には、当該天井板の上面に長年にわたり堆積した石綿等の粉じんが飛散すること、又は天井裏に吹き付けられた石綿等が損傷を受けることにより石綿等の粉じんが発散することがあるので、当該作業においても本条に基づき作業場所を隔離する必要があること。
（石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去に係る措置） 第7条　事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合において、当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労	（5）第7条関係 ア　立入禁止の対象となる作業場所は、石綿等の粉じんが発散するおそれのある区域をいうものであり、壁、天井等により区画される区域をいうものではないこと。 イ　保護具等を使用した者は立入禁止の対象としていないが、みだりに当該作業場所で他の作業を行うべきではないこと。

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
働者以外の者（第14条に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。 2　特定元方事業者（法第15条第1項の特定元方事業者をいう。）は、その労働者及び関係請負人（法第15条第1項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）の労働者の作業が、前項の保温材、耐火被覆材等を除去する作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。	
（石綿等の使用の状況の通知） 第8条　建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。	（6）第8条関係 ア　「発注者」とは、建築物又は工作物の所有者、管理者等で、当該建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいうこと。 イ　本条は、発注者が石綿等の使用の状況等に係る情報を有している場合に通知するよう努めなければならないものであり、情報を有していない場合まで通知を求める趣旨ではないこと。
（建築物の解体工事等の条件） 第9条　建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物の解体等の作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。	
第2節　石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置 第10条　事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。 2　法第34条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉	（7）第10条関係 ア　「吹き付けられた石綿等」には、天井裏等通常労働者が立ち入らない場所に吹き付けられた石綿等で、建材等で隔離されているものは含まないものであること。 イ　第1項の「除去」とは、吹き付けられた石綿等をすべて除去して、他の石綿を含有しない建材等に代替する方法をいうこと。この方法は吹き付けられた石綿等からの粉じんの発散を防止するための方法として、もっとも効果的なものであり、損傷、劣化の程度の高いもの（脱落・繊維の垂れ下がりが多いもの等）、基層材との接着力が低下しているもの（吹付け層が浮き上がっているもの等）、振動や漏水のあるところに使われているもの等については、この方法によることが望ましいこと。 ウ　第1項の「封じ込め」とは、吹き付けられた石綿等の

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
じんにばく露するおそれがあるときは、前項に規定する措置を講じなければならない。	表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成すること、又は吹き付けられた石綿等の内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化することにより吹き付けられた石綿等からの発じんを防止する方法をいうこと。 エ　第1項の「囲い込み」とは、石綿等が吹き付けられている天井、壁等を石綿を含有しない建材で覆うことにより、石綿等の粉じんを室内等に発散させないようにする方法をいうこと。 オ　「除去」以外の措置を講じた場合には、その施工記録等の情報を設計図書等と合わせて保存することが望ましいこと。 カ　石綿等が吹き付けられていることが明らかとなった場合には、吹き付けられた石綿等の損傷、劣化等により石綿等の粉じんにばく露するおそれがある旨を労働者に対し情報提供することが望ましいこと。
第3節　石綿等を取り扱う業務に係るその他の措置 **（吹付けの禁止）** 第11条　事業者は、特定石綿等を吹き付ける作業に労働者を従事させてはならない。	(8) 第12条関係 ア　第1項は、屋内作業場の一定した箇所から、特定石綿等の粉じんが発散する場合に、その粉じんによる作業場内の空気の汚染及び健康障害を防止するため、その発散源に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置すべきことを規定したものであり、第2項は第1項ただし書に相当する場合における全体換気装置の設置その他必要な措置を規定したものであること。
（作業に係る設備等） 第12条　事業者は、特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。	イ　第1項の「設置が著しく困難なとき」には、種々の場所に短期間ずつ出張して行う作業の場合又は発散源が一定していないために技術的に設置が困難な場合があること。 ウ　第1項の「臨時の作業」とは、その事業において通常行っている作業のほかに一時的必要に応じて行う作業をいうこと。 　したがって、一般的には、作業時間が短時間の場合が少なくないが、必ずしもそのような場合のみに限られる趣旨ではないこと。 エ　本規則において、「屋内作業場」には、作業場の建家の側面の半分以上にわたって壁、羽目板、その他のしゃ蔽物が設けられておらず、かつ粉じんがその内部に滞留するおそれがない作業場は含まれないこと。 オ　第2項の「湿潤な状態にする等」の「等」には、短期間出張して行う作業又は臨時の作業を行う場合における適切な保護具の使用が含まれること。
2　事業者は、前項ただし書の規定により特定石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けない場合には、全体換気装置を設け、又は当該特定石綿等を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。	(9) 第13条関係 ア　本条は、屋内、屋外の作業場を問わず第1項第1号から第5号までに規定する作業を行う場合には、石綿等の粉じんの発散を防止するため、原則として湿潤な状
（石綿等の切断等の作業に係る措置） 第13条　事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、	

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない。 一　石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業 二　石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。） 三　粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業 四　粉状の石綿等を混合する作業 五　前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業 2　事業者は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。	態にしなければならないこととしたものであること。 イ　第1項の「著しく困難なとき」には、湿潤な状態とすることによって石綿等の有用性が著しく損なわれるときが含まれること。また、掃除の作業において床の状況等により湿潤な状態とすることによってかえって掃除することが困難となるおそれのあるときが含まれるものであること。 ウ　第1項第3号及び第4号の「粉状の石綿等」には、繊維状の石綿等が含まれ、樹脂等で塊状、布状等に加工され発じんのおそれのないものは含まれないものであること。 エ　第2項は、石綿等の切りくず等を放置することにより、切りくず等から石綿等の粉じんが発生することを防止するため、ふたのある容器を備えなければならないこととしたものであること。
第14条　事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない。 2　事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。 3　労働者は、事業者から前2項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	(10)第14条関係 ア　第13条第1項各号の作業はいずれも石綿等の粉じんの発生量が多いものであることから、労働者のばく露防止の徹底を図るため、同条の措置に加えて、呼吸用保護具、作業衣等の使用を義務付けるものであること。 イ　呼吸用保護具は作業に応じて有効なものを選択すること。 ウ　作業衣は粉じんの付着しにくいものとすること。
（立入禁止措置） 第15条　事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。	(11)第15条関係 本条は、石綿等の製造又は取扱いを行う作業場について、関係者以外の者がみだりに立ち入らないよう措置し、その旨を表示すべきことを規定したものであること。
第3章　設備の性能等 **（局所排気装置等の要件）** 第16条　事業者は、第12条第1項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。 一　フードは、特定石綿等の粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバー式のフードにあっては、当該発散源にできるだ	**3　第3章 設備の性能等** (1) 第16条関係 ア　本条は、第12条第1項の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置に関し、有効な稼働効果を確保するための構造上の要件及び能力について規定したものであること。 イ　第1項第1号は、局所排気装置のフードが適切な位置に設けられていないためにその効果がしばしば減少

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
け近い位置に設けられていること。 二　ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。 三　排気口は、屋外に設けられていること。 四　厚生労働大臣が定める性能を有するものであること。	することがあるので、その効果を期するために必要なフードの設置位置について規定したものであること。 ウ　第1項第1号の「発散源にできるだけ近い位置に設ける」とは、局所排気装置の吸引効果は、フード開口面と発散源との間の距離の二乗に比例して低下することから、フードが十分に機能するようフード開口面を発散源に近づけることをいうこと。 エ　第1項第1号の「外付け式フード」とは、フード開口部が発散源から離れている方式のフードをいうこと。 オ　第1項第1号の「レシーバー式フード」とは、外付け式フードと類似しているが、発散源からの熱上昇気流等による一定方向への気流に対して開口部がその気流を受ける方向にあるものをいうこと。 カ　第1項第2号及び第2項第1号は、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置のダクトの配置が不良のために、ダクトが長くなりすぎたり、ベンドが多くなったりして圧力損失（抵抗）が増大し、その結果、より大きな能力のファンが必要となること、又は稼働中に粉じんが堆積して著しく局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の能力が低下することがしばしばあるので、装置の効果を期するために必要なダクトの構造について規定したものであること。 キ　第1項第2号及び第2項第1号の「適当な箇所」としては、ベンドの部分又は粉じんが堆積しやすい箇所があること。 ク　第1項第2号及び第2項第1号の「掃除口が設けられている等」の「等」には、ダクトを差込み式にして容易に取り外しすることができる構造にすることが含まれること。 ケ　第1項第3号及び第2項第2号は、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置からの汚染空気が作業場内に排出されることを防ぐために規定したものであること。 コ　第1項第3号及び第2項第2号の「排気口」には、第18条により除じんした後の排気を排出する排気口が含まれること。 サ　第1項第4号は、局所排気装置の具備すべき能力について定めたものであるが、局所排気装置が、そのフードの周囲の所定位置において特定石綿等の粉じんの濃度を一作業直の時間中に平均して、常態として、それぞれ厚生労働大臣が定める値（抑制濃度）を超えないようにすることのできる能力のものであるべきことを規定したものであること。 なお、この厚生労働大臣が定める値は、別途告示で示されるものであること。 シ　第2項第3号は、プッシュプル型換気装置の具備す
2　事業者は、第12条第1項の規定により設けるプッシュプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。 一　ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。 二　排気口は、屋外に設けられていること。 三　厚生労働大臣が定める要件を具備するものであること。	

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）

（局所排気装置等の稼働）

第17条　事業者は、第12条第1項の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置については、特定石綿等に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

2　事業者は、前項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を稼働させるときは、バッフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなければならない。

（除じん）

第18条　事業者は、特定石綿等の粉じんを含有する気体を排出する製造設備の排気筒又は第12条第1項の規定により設ける局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置には、次の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けなければならない。

粉じんの粒径（単位 マイクロメートル）	除じん方式
5未満	ろ過除じん方式 電気除じん方式
5以上20未満	スクラバによる除じん方式 ろ過除じん方式 電気除じん方式
20以上	マルチサイクロン（処理風量が毎分20立方メートル以内ごと

べき能力について定めたものであること。

(2) 第17条関係

ア　第1項は、第12条第1項により設置した局所排気装置又はプッシュプル型換気装置について、特定石綿等の製造又は取扱いの作業に労働者が従事している間稼働させるべきことを規定したものであること。

　また、第2項は、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の構造及び能力が適切であっても、例えば窓を開放したり、換気扇を近接させたりすることによる気流の乱れによりフードの吸い込みを悪くし、その結果、装置の効果を低下させることがあるので、このような周囲の環境変化による悪影響を防止するための必要な措置を規定したものであること。

イ　第2項の「バッフル」とは、邪魔板ともいい、発散源付近の吸込み気流を外部の気流等からの影響から遮断するため設ける衝立等をいうこと。

ウ　第2項の「換気を妨害する気流を排除する等」の「等」には、風向板を設けて気流の方向を変えること又は開放された窓を閉じることが含まれること。

エ　第2項の「有効に稼働させる」とは、別途示される告示に規定する稼働要件を満たしていることをいうこと。

(3) 第18条関係

ア　本条は特定石綿等の粉じんをそのまま大気中に放出すると、作業環境を汚染して労働者に健康障害を及ぼすおそれがあるのみならず、環境汚染の原因となるので、その放出源である局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置のダクト又は製造設備の排気筒について有効な除じん方式の除じん装置を設けること、及びそれを有効に維持稼働させることを規定したものであること。

イ　第1項にいう除じん方式は、全体の除じん過程における主たる除じんの方式をいうものであり、除じん方式の選択は、次の例のように行うものであること。

(ア)　約50マイクロメートル以下の対象粉じんにつき、粒径分布（重量法による頻度分布）の図を作成する。

(イ)　(ア)により作成した粒径分布の曲線においてピークを示す点が機軸において、5マイクロメートル未満、5マイクロメートル以上20マイクロメートル未満又は20マイクロメートル以上のどこに位置するかを見て、該当する粒径に対応する除じん方式を本項の表から求めるものとする。

ウ　第1項の「ろ過除じん方式」とは、ろ層に粉じんを含有する気体を通して、粉じんをろ過捕集する原理によるものをいい、バグフィルタ（ろ布の袋）によるものとスクリーンフィルタ（ろ布の幕）によるものとがあること。

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）

	に一つのサイクロンを設けたものをいう。）による除じん方式 スクラバによる除じん方式 ろ過除じん方式 電気除じん方式
備考　この表における粉じんの粒径は、重量法で測定した粒径分布において最大頻度を示す粒径をいう。	

エ　第1項の「電気除じん方式」とは、高電圧の直流のコロナ放電を利用して、粉じんを荷電し、電気的引力により捕集する原理によるものをいうこと。

オ　第1項の「スクラバによる除じん方式」とは、水等の液体を噴射又は起泡し、粉じんを含有する気体中の粉じんを加湿凝集させて捕集する原理によるものをいい、一般に湿式又は洗浄式除じん方式といわれているものであること。

カ　第1項の「マルチサイクロンによる除じん方式」とは、2個以上のサイクロン（粉じんを含有する気体を円筒内で旋回させ、その遠心力で外方に分離される粉じんを落下させるもの）を並列に接続したものであり、サイクロン系としては高性能を有するものであること。

　サイクロンを2個又は4個接続したものは、通常それぞれダブルサイクロン、テトラサイクロンといわれ、これらはマルチサイクロン方式のものに含まれるが、単体サイクロンは、これに含まれないものであること。

2　事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けなければならない。

キ　第2項は、粉じん濃度が高い場合又は粒径の大きい粉じんが多い場合において、第1項の除じん装置の効果を期待するためには、事前に粉じんを含有する気体中の粉じんを一部除去しておく必要があるため規定されたものであること。

ク　第2項の「前置き除じん装置」には、重力沈降室、ルーバ等の慣性除じん装置、サイクロン等があること。

3　事業者は、前2項の除じん装置を有効に稼働させなければならない。

ケ　第3項は、除じん装置について、捕集粉じんの取除き（ダスト抜き）、破損の修理、除じん効果の確認等をしばしば行う等によって所定の性能を維持しながら稼働させることを規定したものであること。

コ　プッシュプル型換気装置に除じん装置を設けるときは、吸込側フードから吸引された粉じんを含む空気を除じんするためのものであることから、排気側に設けること。

第4章　管理

（石綿作業主任者の選任）

第19条　事業者は、令第6条第18号に掲げる作業（特定石綿等に係るものに限る。）については、特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。

（石綿作業主任者の職務）

第20条　事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

4　第4章 管理

（1）第19条関係

ア　「作業場ごとに石綿作業主任者を選任し」については、必ずしも単位作業室ごとに選任を要するものでなく、第20条各号に掲げる事項の遂行が可能な範囲ごとに選任し配置すれば足りること。

イ　「選任」にあたっては、その者が第20条各号に掲げる事項を常時遂行することができる立場にある者を選任することが必要であること。

ウ　「特定化学物質等作業主任者技能講習」については、特化則第52条に規定されているものであること。

（2）第20条関係

ア　第1号の「作業の方法」については、専ら、石綿によ

石綿障害予防規則	施行通達(基発第0318003号)
一　作業に従事する労働者が特定石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 二　局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。 三　保護具の使用状況を監視すること。 **(定期自主検査を行うべき機械等)** 第21条　令第15条第1項第9号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置(特定石綿等に係るものに限る。)は、次のとおりとする。 一　第12条第1項の規定に基づき設けられる局所排気装置 二　第12条第1項の規定に基づき設けられるプッシュプル型換気装置 三　第18条第1項の規定に基づき設けられる除じん装置 **(定期自主検査)** 第22条　事業者は、前条各号に掲げる装置については、1年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しない同条の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。 一　局所排気装置 イ　フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度 ロ　ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態 ハ　ダクトの接続部における緩みの有無 ニ　電動機とファンを連結するベルトの作動状態 ホ　吸気及び排気の能力 ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項	る健康障害の予防に必要な事項に限るものであり、例えば、湿潤化、隔離の要領、立入禁止区域の決定等があること。 イ　第2号の「その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置には、全体換気装置、密閉式の構造の製造装置等があること。 ウ　第2号の「点検する」とは、関係装置について、第12条及び第16条から第18条までに規定する健康障害の予防措置に係る事項を中心に点検することをいい、その主な内容としては、装置の主要部分の損傷、脱落、異常音等の異常の有無、局所排気装置その他の排出処理のための装置等の効果の確認等があること。 [編注:作業主任者の選任が必要な、労働安全衛生法施行令第6条第18条に掲げる作業は、「特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)」であり、第2類物質のひとつとして、「石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)」が含まれている。] (3)　第22条関係 ア　本条は、法第46条及び令第15条第9号の規定により、定期に自主検査を行わなければならないこととされた第21条各号に掲げる装置について検査すべき事項を、装置の種類に応じて定めたものであること。 イ　第1項第1号ホの「吸気及び排気の能力」については、別途示される定期自主検査指針によって換気中の特定石綿の濃度の測定を実施することによる検査の実施が必要であるが、この方法によることが困難な場合は、局所排気装置の性能が確保されている場合の測定位置における制御風速をあらかじめ測定により明らかにしておき、検査の場合、風速を測定し、前記風速と比較することにより局所排気装置の性能の有無を検査しても差し支えないこと。 ウ　第1項第1号ヘ及び第2号への「必要な事項」とは、ダンパーの調節、排風機の注油状態等をいうこと。 エ　第1項第2号ホの「送気、吸気及び排気の能力」の検査に当たっては、別途示される告示に規定される要件を満たしていることを確認しなければならないこと。 オ　第1項第3号ニの「処理能力」については、除じん処理の効果を確認するための測定が必要であること。

石綿障害予防規則	施行通達(基発第0318003号)
二　プッシュプル型換気装置 イ　フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度 ロ　ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態 ハ　ダクトの接続部における緩みの有無 ニ　電動機とファンを連結するベルトの作動状態 ホ　送気、吸気及び排気の能力 ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項 三　除じん装置 イ　構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度 ロ　当該装置内におけるじんあいのたい積状態 ハ　ろ過除じん方式の除じん装置にあっては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無 ニ　処理能力 ホ　イからニまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項 2　事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。 **(定期自主検査の記録)** 第23条　事業者は、前条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。 一　検査年月日 二　検査方法 三　検査箇所 四　検査の結果 五　検査を実施した者の氏名 六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 **(点検)** 第24条　事業者は、第21条各号に掲げる装置を	カ　第1項第3号ホの「必要な事項」には、除じん装置の性能が低下した場合における排気量の調整等を含むこと。

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
初めて使用するとき、又は分解して改造若しくは修理を行ったときは、当該装置の種類に応じ第22条第1項各号に掲げる事項について、点検を行わなければならない。 **（点検の記録）** 第25条　事業者は、前条の点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。 一　点検年月日 二　点検方法 三　点検箇所 四　点検の結果 五　点検を実施した者の氏名 六　点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 **（補修等）** 第26条　事業者は、第22条の自主検査又は第24条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。	(4) 第26条関係 ア　本条は、定期自主検査又は点検を行った結果、異常を認めた場合は、補修その他の措置を講ずべきことを規定したものであり、これらの措置が講ぜられない限り当該設備については稼働させてはならないものであること。 イ　「その他の措置」とは、補修には至らない程度のものであって、当該設備の有効稼働を保持するために必要な措置をいうこと。
（特別の教育） 第27条　事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。 一　石綿等の有害性 二　石綿等の使用状況 三　石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 四　保護具の使用方法 五　前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項 2　労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第37条及び第38条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。	(5) 第27条関係 安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができるが、具体的には次の者が含まれるものであること。 ア　特定化学物質等作業主任者技能講習修了者 イ　他の事業場において当該業務に関し、既に特別の教育を受けた者 ウ　昭和63年3月30日付け基発第200号通達［48頁に掲載］に基づく石綿除去現場の管理者に対する労働衛生教育を受けた者 ［編注：50頁にパブリック・コメント手続にかけられた「石綿に係る特別教育規程案」を掲載］

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
（休憩室） 第28条　事業者は、特定石綿等を常時、製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。 2　事業者は、前項の休憩室については、次の措置を講じなければならない。 一　入口には、水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した物を除去するための設備を設けること。 二　入口には、衣服用ブラシを備えること。 三　労働者は、第1項の作業に従事したときは、同項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。	(6) 第28条関係 ア　本条は、特定石綿等の製造又は取扱いを常時行う場合に、その作業場所以外の場所に休憩室を設け、その休憩室について特定石綿等の粉じんによる汚染を予防するための措置を講ずべきことを規定したものであること。 イ　第1項の「作業場以外の場所」には、作業場のある建家の内部の場所であって作業場所と確実に区画されている場所を含むこと。
（床） 第29条　事業者は、特定石綿等を常時、製造し、又は取り扱う作業場及び前条第1項の休憩室の床を水洗等によって容易に掃除できる構造のものとしなければならない。	(7) 第29条関係 ア　本条は、石綿含有製品の製造、加工事業場等の特定石綿等を常時、製造し、又は取り扱う作業場が対象となるものであり、建築物又は工作物の解体等の作業場は該当しないものであること。 イ　「水洗等」の「等」には、超高性能（HEPA）フィルター付きの真空掃除機が含まれること。 ウ　「容易に掃除できる構造」には、水が流れやすいように傾斜をつけ、溝を設け、平滑にする等があること。
（掃除の実施） 第30条　事業者は、前条の作業場及び休憩室の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行わなければならない。	(8) 第30条関係 ア　「床等」の「等」には、窓枠、柵が含まれること。 イ　「水洗する等」の「等」には、超高性能（HEPA）フィルター付きの真空掃除機を用いる方法が含まれること。
（洗浄設備） 第31条　事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。	(9) 第31条関係 ア　本条は、石綿等の製造又は取扱いの作業を労働者に行わせる場合には、洗眼、洗身その他必要な洗浄設備等を設けるべきことを規定したものであること。 イ　「洗身の設備」とは、シャワー、入浴設備等の体に付着した石綿等を洗うための設備をいうこと。 ウ　「更衣設備」とは、更衣用のロッカー又は更衣室をいい、汚染を拡げないため作業用の衣服等と通勤用の衣服等とを区別しておくことができるものであること。
（容器等） 第32条　事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。 2　事業者は、前項の容器又は包装の見やすい	(10) 第32条関係 ア　本条は、石綿等の運搬又は貯蔵の場合における堅固な容器又は確実な包装の使用及びこれらの容器、包装への必要な表示、並びに保管上の措置等について規定したものであること。

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならない。 3　事業者は、石綿等の保管については、一定の場所を定めておかなければならない。 4　事業者は、石綿等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿等の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければならない。 **（喫煙等の禁止）** 第33条　事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。 2　労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。 **（掲示）** 第34条　事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。 一　石綿等を製造し、又は取り扱う作業場である旨 二　石綿等の人体に及ぼす作用 三　石綿等の取扱い上の注意事項 四　使用すべき保護具 **（作業の記録）** 第35条　事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを30年間保存するものとする。 一　労働者の氏名 二　従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間 三　石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要	イ　第1項の措置は、塊状であって、そのままの状態では発じんのおそれがないものについては、適用されない趣旨であること。 ウ　第2項の「取扱い上の注意事項」については、石綿等の取扱いに際し健康障害を予防するため、特に留意すべき事項を具体的に表示する必要があること。 ［編注：有機溶剤中毒予防規則第24条第2項の規定に基づき同条第1項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示（昭和47年労働省告示第123号）（抄） 4 掲示方法は、次に定めるところによるものとする。 (1) 掲示は、掲示板によつて行なうこと。 (2) 掲示板の材質は、木質、金属その他の硬質の物であること。 (3) 掲示板の大きさは、縦0.4メートル以上、横1.5メートル以上とすること。 (4) 掲示板の表面は、白色とすること。 (5) 掲示板に記載する文字は、黒色とすること。 (6) 掲示板の第1行目に「有機溶剤等使用の注意事項」と表示すること。］ (11)第34条関係 ア　第4号については取扱いの実態に応じ、保護具の名称を具体的に掲示すること。 イ　掲示方法については、昭和47年労働省告示第123号「有機溶剤中毒予防規則第24条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示」第4号［上記編注参照］に準ずる等見やすいものとすることが望ましいこと。 (12)第35条関係 ア　本条は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場において、常時当該作業に従事する労働者については、その作業の記録及び事故等による汚染の概要を記録し、これを保存させておくことにより、第36条の作業環境測定の結果の記録、第37条の作業環境測定結果の評価の記録及び第41条の健康診断の結果の記録と併せて、石綿等によるばく露状況を把握し、健康管理に資することとしたものであること。 イ　記録の保存期間については、石綿が人体に遅発性の健康障害を及ぼすこと等にかんがみ、ばく露状況等を長期間把握させるため、30年間としたものであること。なお、第36条第2項の作業環境測定の結果の記録、第37条第2項の作業環境測定結果の評価の記録及び第41条の石綿健康診断個人票について同趣旨であること。

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
	ウ　第3号の「著しく汚染される事態」とは、設備の故障等により石綿等の粉じんを多量に吸入した場合等があること。 エ　第3号の「その概要」とは、ばく露期間、濃度等の汚染の程度、汚染により生じた健康障害等をいうこと。 オ　第3条に基づく事前調査の結果についても併せて30年間保存することが望ましいこと。
第5章　測定 **（測定及びその記録）** 第36条　事業者は、令第21条第7号の作業場（特定石綿等に係るものに限る。）について、6月以内ごとに一回、定期に、特定石綿の空気中における濃度を測定しなければならない。 2　事業者は、前項の規定による測定を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを30年間保存しなければならない。 一　測定日時 二　測定方法 三　測定箇所 四　測定条件 五　測定結果 六　測定を実施した者の氏名 七　測定結果に基づいて当該特定石綿による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要	**5　第5章　測定** (1) 第36条関係 ア　本条は、特定石綿等の製造又は取扱いが常時行われる屋内作業場について、その作業環境中の特定石綿の気中濃度を定期的に測定すること、並びにその測定結果についての記録及びその保存について規定したものであること。 イ　第2項第4号の「測定条件」とは、使用した測定器具の種類、測定時の気温、湿度、風速及び風向、局所排気装置等の稼働状況、製造装置の稼働状況、作業の実施状況等測定結果に影響を与える諸条件をいうこと。
（測定結果の評価） 第37条　事業者は、特定石綿に係る屋内作業場について、前条第1項又は法第65条第5項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って、作業環境の管理の状態に応じ、第1管理区分、第2管理区分又は第3管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。 2　事業者は、前項の規定による評価を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを30年間保存しなければならない。 一　評価日時 二　評価箇所 三　評価結果 四　評価を実施した者の氏名	［編注：「屋内作業場」には、作業場の建家の側面の半分以上にわたって壁、羽目板、その他のしゃ蔽物が設けられておらず、かつ粉じんがその内部に滞留するおそれがない作業場は含まれない（記の第3の2の(8)第12条関係のエ（24頁）。 「屋外作業場における作業環境管理に係る手法等」が別途示される予定（記の第3の2の(2)第4条関係のウ（21頁）。］

石綿障害予防規則	施行通達(基発第0318003号)
(評価の結果に基づく措置) 第38条　事業者は、前条第1項の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければならない。 2　事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該特定石綿の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。 3　前2項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。 第39条　事業者は、第37条第1項の規定による評価の結果、第2管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(2) 第38条関係 ア　第1項の「直ちに」とは、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検及び点検結果に基づく改善措置を直ちに行う趣旨であるが、改善措置については、これに要する合理的な時間については考慮されるものであること。 イ　第2項の測定及び評価は、第1項の規定による措置の効果を確認するために行うものであるから、措置を講ずる前に行った方法と同じ方法で行うこと、すなわち作業環境測定基準及び作業環境評価基準に従って行うことが適当であること。 ウ　第3項の「労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる」のは、第1項の規定による措置を講ずるまでの応急的なものであり、呼吸用保護具の使用をもって当該措置に代えることができる趣旨ではないこと。なお、局部的に濃度の高い場所があることにより第3管理区分に区分された場所については、当該場所の労働者のうち、濃度の高い位置で作業を行うものにのみ呼吸用保護具を着用させることとして差し支えないこと。 エ　第3項の「健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置」については、作業環境測定の評価の結果、労働者に著しいばく露があったと推定される場合等で、産業医等が必要と認めたときに行うべきものであること。
第6章　健康診断 (健康診断の実施) 第40条　事業者は、令第22条第1項第3号の業務(特定石綿等を製造し、若しくは取り扱う業務又は製造等禁止石綿等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に限る。)に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。 一　業務の経歴の調査 二　石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	6　第6章　健康診断 (1) 第40条関係 ア　第1項の「当該業務への配置替えの際」とは、その事業場において、他の業務から本条に規定する受診対象業務に配置転換する直前をいうものであること。 イ　第2項の「常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの」とは、その事業場において過去に常時従事させた労働者であってその事業場に在職している者をいい、退職者までを含む趣旨ではないこと。

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
二　せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四　胸部のエックス線直接撮影による検査 2　事業者は、令第22条第2項の業務（同項第1号の2、第1号の3若しくは第8号に掲げる物若しくは同項第23号に掲げる物（同項第1号の2又は第1号の3に係るものに限る。）又は第4項に規定する物に係るものに限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、6月以内ごとに一回、定期に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。 3　事業者は、前2項の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。 一　作業条件の調査 二　胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細かくたん胞診又は気管支鏡検査 4　令第22条第2項第24号の厚生労働省令で定める物（同項第8号に係るものに限る。）は、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この項において同じ。）を含有する製剤その他の物（石綿の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）とする。	［編注：離・退職者の健康管理に関しては、健康管理手帳制度がある（労働安全衛生法第67条）。がん等の重度の健康障害を発生するおそれのある業務のひとつとして、「石綿（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務」が定められ（労働安全衛生法施行令第23条第11号）、「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」（労働安全衛生規則第53条第1項）の要件に該当する者は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働基準局長に申請することにより、健康管理手帳が交付される。健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関等で、年に2回、無料で健康診断を受けることができる。 ［編注：労働安全衛生法施行令第22条第2項は、「健康診断を行うべき有害な業務」を示したもの］
（健康診断の結果の記録） 第41条　事業者は、前条第一項から第3項までの健康診断（法第66条第5項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「石綿健康診断」という。）の結果に基づき、石綿健康診断個人票（様式第2号）を作成し、これを30年間保存しなければならない。	(2) 第41条関係 ア　「健康診断個人票（様式第2号）」の裏面の「業務の経歴」欄には、石綿に係る経歴のほか、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）、特化則、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）のそれぞれに掲げる業務に係る経歴についても該当があれば明記すること。 イ　「健康診断個人票」については、様式第2号に掲げる項目が充足されていれば、これと異なる様式のものであっても差し支えないこと。
（健康診断の結果についての医師からの意見聴取） 第42条　石綿健康診断の結果に基づく法第66条	(3) 第42条関係

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
の４の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。 一　石綿健康診断が行われた日（法第66条第５項ただし書の場合にあっては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から３月以内に行うこと。 二　聴取した医師の意見を石綿健康診断個人票に記載すること。	ア　医師からの意見聴取は労働者の健康状況から緊急に法第66条の５第１項の措置を講ずべき必要がある場合には、できるだけ速やかに行われる必要があること。 イ　意見聴取は、事業者が意見を述べる医師に対し、健康診断の個人票の様式の「医師の意見欄」に当該意見を記載させ、これを確認することとすること。
（健康診断結果報告） 第43条　事業者は、第40条第１項から第３項までの健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第３号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	（4）第43条関係 「健康診断結果報告書」は、第40条により定期的に行った健康診断の結果について、所轄労働基準監督署長に遅滞なく（健康診断完了後おおむね1ヶ月以内に）提出するものとすること。
第７章　保護具 **（呼吸用保護具）** 第44条　事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、当該石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。	**７　第７章　保護具** （1）第44条関係 本条の「呼吸用保護具」とは、送気マスク等給気式呼吸用保護具（簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く。）、防じんマスク並びにJIS T8157に適合した面体形及びフード形の電動ファン付き粉じん用呼吸用保護具をいい、これらのうち、防じんマスクについては、国家検定に合格したものであること。
（保護具の数等） 第45条　事業者は、前条の呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。	（2）第45条関係 「有効」とは、各部の破損、脱落、弛み、湿気の付着、変形、耐用作数の超過等保護具の性能に支障をきたしている状態でないことをいうこと。
（保護具等の管理） 第46条　事業者は、第14条第１項及び第２項、第44条並びに第48条第６号に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。 ２　事業者及び労働者は、前項の保護具等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。	（3）第46条関係 第2項の「付着した物を除去」する方法は、衣類ブラシ、真空掃除機で取り除く方法、作業場内で洗濯する方法等汚染の程度に応じ適切な方法を用いること。また、汚染のひどいものは廃棄物として処分すること。
第８章　製造許可等 **（製造等の禁止の解除手続）** 第47条　令第16条第２項第１号の許可（製造等禁止石綿等に係るものに限る。次項において同じ。）を受けようとする者は、様式第４号による申請書	**８　第８章　製造許可等** （1）第47条関係 ア　本条は、法第55条ただし書の規定により、製造等禁止石綿等を試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合の手続について規定したものであること。

石綿障害予防規則	施行通達（基発第0318003号）
を、製造等禁止石綿等を製造し、又は使用しようとする場合にあっては当該製造等禁止石綿等を製造し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に、製造等禁止石綿等を輸入しようとする場合にあっては当該輸入する製造等禁止石綿等を使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。 2　都道府県労働局長は、令第16条第2項第1号の許可をしたときは、申請者に対し、様式第5号による許可証を交付するものとする。	イ　法第55条ただし書の規定による製造は、試験研究する者が直接行うべきものであり、他に委託して製造することは認められないこと。ただし、輸入に当たり、輸入事務の代行を商社等が行うことは差し支えないが、商社等があらかじめ製造等禁止石綿等を輸入しておき、試験研究者の要請によって提供することは認められず、したがって、輸入する場合も試験研究に必要な最小限度の量であることが必要であること。
（製造等禁止石綿等の製造等に係る基準） 第48条　令第16条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準（製造等禁止石綿等に係るものに限る。）は、次のとおりとする。 一　製造等禁止石綿等を製造する設備は、密閉式の構造のものとすること。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。 二　製造等禁止石綿等を製造する設備を設置する場所の床は、水洗によって容易に掃除できる構造のものとすること。 三　製造等禁止石綿等を製造し、又は使用する者は、当該製造等禁止石綿等による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。 四　製造等禁止石綿等を入れる容器については、当該製造等禁止石綿等の粉じんが発散するおそれがないように堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該製造等禁止石綿等が入っている旨を表示すること。 五　製造等禁止石綿等の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。 六　製造等禁止石綿等を製造し、又は使用する者は、保護前掛及び保護手袋を使用すること。 七　製造等禁止石綿等を製造する設備を設置	（2）第48条関係 第1号の「作業の性質上著しく困難である場合」とは、製造等禁止石綿等を製造するにあたって、その量が少量であるため、工業的な製造設備を設けることが困難であることから、製造装置の密閉化ができず、手動によって操作しなければならない場合をいうものであること。

石綿障害予防規則	施行通達(基発第0318003号)
する場所には、当該製造等禁止石綿等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。	
第9章　報告	
第49条　石綿等を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書(様式第6号)に次の記録及び石綿健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。 一　第35条の作業の記録 二　第36条第2項の測定の記録 三　第41条の石綿健康診断個人票	
附則	
(施行期日)	9　附則
第1条　この省令は、平成17年7月1日から施行する。	(1) 附則第1条関係 この省令は平成17年7月1日から施行すること。
(解体等の作業に関する経過措置)	
第2条　この省令の施行の際現に行われている建築物又は工作物の解体等の作業については、第4条、第5条第1項及び第27条第1項の規定は、適用しない。	(2) 附則第2条関係 平成17年7月1日において現に行われている建築物又は工作物の解体等の作業については、第4条、第5条第1項及び第27条第1項の規定は適用しないこと。
(石綿等を吹き付ける作業に関する経過措置)	
第3条 この省令の施行の際現に附則第12条の規定による改正前の特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「旧特化則」という。)第38条の7第2項各号に掲げる措置を講じて同項に規定する作業に労働者を従事させている事業者は、第11条の規定にかかわらず、当該作業に労働者を従事させることができる。	(3) 附則第3条関係 平成17年7月1日において現に旧特化則第38条の7第2項各号に掲げる措置を講じて特定石綿等を吹き付ける作業に労働者を従事させている事業者は、第11条の規定にかかわらず、当該作業に労働者を従事させることができること。
(作業に係る設備等に関する経過措置)	
第4条　この省令の施行の際現に事業者がその作業場(特定石綿等に係るものに限る。以下この条において同じ。)について旧特化則第6条第1項の認定を受けている場合における当該作業場については、第12条の規定は、適用しない。この場合において、当該認定に係る旧特化則第6条第4項及び第5項の規定の適用については、なお従前の例による。	(4) 附則第4条関係 平成17年7月1日において現に事業者がその作業場について旧特化則第6条第1項の認定を受けている場合は、第12条の規定は適用しないこと。この場合において、当該認定に係る旧特化則第6条第4項及び第5項の規定の適用については、なお従前の例によること。

石綿障害予防規則	施行通達(基発第0318003号)
(床に関する経過措置) 第5条　この省令の施行の際現に存する特定石綿等を常時、製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の床であって、不浸透性の材料で造られたものについては、第29条の規定は、適用しない。	(5) 附則第5条関係 平成17年7月1日において現に存する特定石綿等を常時、製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の床であって、不浸透性の材料で造られたものについては、第29条の規定は適用しないこと。
(製造等の禁止の前に製造され、又は輸入された石綿含有製品等に関する経過措置) 第6条　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第9号)附則第4条第1項に規定するアモサイト等で、同令の施行の日前に製造され、又は輸入されたもの及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第457号)附則第2条第1項に規定する石綿含有製品で、同令の施行の日前に製造され、又は輸入されたものについては、特定石綿等とみなして、この省令の規定を適用する。	(6) 附則第6条関係 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第9号)附則第4条第1項に規定するアモサイト等で、平成7年4月1日前に製造され、又は輸入されたもの及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第457号)附則第2条第1項に規定する製造等が禁止された石綿含有製品で、平成16年10月1日前に製造され、又は輸入されたものについては、特定石綿等とみなして、石綿則の規定を適用すること。
(処分等の効力の引継ぎ) 第7条　この省令の施行前に旧特化則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この省令の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。	(7) 附則第7条関係 平成17年7月1日前に旧特化則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、石綿則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなすこと。
(様式に関する経過措置) 第8条　この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。	(8) 附則第8条関係 施行の際に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、加除修正等により使用することができること。
(罰則に関する経過措置) 第9条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(9) 附則第9条関係 石綿則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。
※以下第10条～第15条[省略]	(10)その他 石綿則の制定に伴い、安衛則等について改正を行ったものであること。
(労働安全衛生規則の一部改正) (有機溶剤中毒予防規則の一部改正) (特定化学物質等障害予防規則の一部改正) (作業環境測定法施行規則の一部改正) (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正) (特定化学物質等障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部改正)	ア　特別管理物質に係る作業の記録及び特殊健康診断個人票については、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業に常時従事する労働者が当該作業に従事することとなった日から30年間保存することとしていたが、これを当該記録をした日から30年間保存することとしたこと。(附則第12条関係) イ　その他所要の改正を行ったものであること。(附則第10条から第15条まで関係)

第4　その他

1　根拠条文及び罰則

石綿則は、法に基づく省令であり、一部の規定を除き罰則の適用があるものである。石綿則中の各規定の根拠条文及び罰則は、別紙2のとおりであること。

2　関係通達の改正

(1) 昭和46年5月24日付け基発第399号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」関係
同通達の一部を次のよ引こ改正する。
IVの2の(2)中「石綿、」を削る。
Vの15の(3)中「、素材としての石綿」を削る。
VIの4の(3)中「、石綿」を削る。

(2) 昭和50年10月1日付け基発第573号「特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」関係
同通達の一部を次のようるこ改正する。
IIの24及び25を次のように改める。
24及び25　削除
IIの34の(5)のチを次のように改める。
チ　削除

(3) 昭和58年7月18日付け基発第383号「特定化学物質等障害予防規則第6条第1項の規定による認定の基準及び同規則等の規定により設ける局所排気装置の性能の判定要領について」関係
同通達の一部を次のように改正する。
1の(1)のロの表中

「石綿	480	
オノレトーフタロジニトリル	24	」を
「オルトーフタロジニトリル	24	」に改める。

(4) 平成7年2月20目付け基発第76号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」関係
同通達の一部を次のように改正する。
第3のIIの3から8を次のように改める。
3から8まで　削除

別紙1

石綿則と旧特化則との関係

石綿則	旧特化則
第1条(事業者の責務)	第1条(事業者の責務)
第2条(定義等)	第2条(定義等)
第3条(事前調査)	第38条の10(石綿等に係る措置)
第4条(作業計画)	
第5条(作業の届出)	
第6条(吹き付けられた石綿等の除去に係る措置)	第38条の11(石綿等に係る措置)
第7条(石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去に係る措置)	
第8条(石綿等の使用の状況の通知)	
第9条(建築物の解体工事等の条件)	
第10条「石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置」	
第11条(吹付けの禁止)	第38条の7(石綿等に係る措置)
第12条(作業に係る設備等)	第5条(第二類物質の製造等に係る設備)
第13条(石綿等の切断等の作業に係る措置)‘	第38条の8(石綿等に係る措置)
第14条(石綿等の切断等の作業に係る措置)	第38条の9(石綿等に係る措置)
第15条(立入禁止措置)	第24条(立入禁止措置)
第16条(局所排気装置等の要件)	第7条(局所排気装置等の要件)
第17条(局所排気装置等の稼働)	第8条(局所排気装置等の稼働)
第18条(除じん)	第9条(除じん)
第19条(石綿作業主任者の選任)	第27条(特定化学物質等作業主任者の選任)
第20条(石綿作業主任者の職務)	第28条(特定化学物質等作業主任者の職務)
第21条(定期自主検査を行うべき機械等)	第29条(定期自主検査を行うべき機械等)
第22条(定期自主検査)	第30条(定期自主検査)
第23条(定期自主検査の記録)	第32条(定期自主検査の記録)
第24条(点検)	第33条(点検)
第25条(点検の記録)	第34条の2(点検の記録)
第26条(補修等)	第35条(補修等)
第27条(特別の教育)	
第28条(休憩室)	第37条(休憩室)
第29条(床)	第21条(床)

石綿障害予防規則

石綿則	旧特化則
第30条(清掃の実施)	
第31条(洗浄設備)	第38条(洗浄設備)
第32条(容器等)	第25条(容器等)
第33条(喫煙等の禁止)	第38条の2(喫煙等の禁止)
第34条(掲示)	第38条の3(掲示)
第35条(作業の記録)	第38条の4(作業の記録)
第36条(測定及びその記録)	第36条(測定及びその記録)
第37条(測定結果の評価)	第36条の2(測定結果の評価)
第38条(評価の結果に基づ(措置)	第36条の3(評価の結果に基づ(措置)
第39条(評価の結果に基づ(措置)	第36条の4(評価の結果に基づ(措置)
第40条(健康診断の実施)	第39条(健康診断の実施)

石綿則	旧特化則
第41条(健康診断の結果の記録)	第40条(健康診断の結果の記録)
第42条(健康診断の結果もこついての医師からの意見聴取)	第40条の2(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)
第43条(健康診断結果報告)	第41条(健康診断結果報告)
第44条(呼吸用保護具)	第43条(呼吸用保護具)
第45条(保護具の数等)	第45条(保護具の数等)
第46条(保護呉等の管理)	
第47条(製造等の禁止の解除手続)	第46条(製造等の禁止の解除手続)
第48条(製造等禁止石綿等の製造等に係る基準)	第47条(禁止物質の製造等に係る基準)
第49条「報告」	第53条「報告」

別紙2

石綿障害予防規則の各規定の根拠条文等

石綿障害予防規則		労働安全衛生法		
条	項	根拠条文	罰則(量刑)	罰則(根拠)
第1条		(実施省令)	なし	
第2条		(実施省令)	なし	
第3条		第27条第1頂(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第4条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第5条		第100条第1項	50万以下	第120条第5号
第6条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第7条	第1項	第27条第1頂(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第2項	第36条(第30条関係)	50万以下	第120条第1号
第8条		(実施省令)	なし	
第9条		(実施省令)	なし	
第10条	第1項	第27条第1頂(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第2項	第36条(第34条関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第11条		第27条第1頂(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第12条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第13条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第14条	第1項、第2項	第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第3項	第27条第1項(第26条関係)	50万以下	第120条第1号
第15条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第16条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第17条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号

石綿障害予防規則		労働安全衛生法		
条	項	根拠条文	罰則(量刑)	罰則(根拠)
第19条		第14条	6月又は50万以下	第119条第1号
第20条		第14条	6月又は50万以下	第119条第1号
第21条		第45条第1項	50万以下	第120条第1号
第22条		第45条第1項	50万以下	第120条第1号
第23条	(記録)	第45条第1項	50万以下	第120条第1号
	(保存)	第103条第1項	50万以下	第120条第1号
第24条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第25条	(記録)	第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	(保存)	第103条第1項	50万以下	第120条第1号
第26条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第27条		第59条第3項	6月又は50万以下	第119条第1号
第28条	第1項、第2項	第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第3項	第27条第1項(第26条関係)	50万以下	第120条第1号
第29条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第30条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第31条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第32条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第33条	第1項	第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第2項	第27条第1頂(第26条関係)	50万以下	第120条第1号
第34条		第27条第1頂(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第35条	(記録)	第27条第1頂(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	(保存)	第103条第1項	50万以下	第120条第1号
第36条	第1項、第2項(記録)	第65条第1項	6月又は50万以下	第119条第1号
	第2頂(保存)	第103条第1項	50万以下	第120条第1号
第37条	第1項(評価、措置)	第65条の2第2項	なし	
	第2項(記録)	第65条の2第3項	なし	
	第2項(保存)	第103条第1項	50万以下	第120条第1号
第38条		第65条の2第1項	なし	
第39条		第65条の2第1項	なし	
第40条		第66条第2項	50万以下	第120条第1号
第41条	(作成)	第66条の3	50万以下	第120条第1号
	(保存)	第103条第1項	50万以下	第120条第1号
第42条		第66条の4	なし	
第43条		第100条第1項	50万以下	第120条第5号
第44条		第27条第1項(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第45条		第27条第1頂(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第46条		第27条第1頂(第22条第1号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第47条		第55条ただし書	(3年又は300万以下)	(第55条)
第48条		第55条ただし書	(3年又は300万以下)	(第55条)
第49条		第100条第1項	50万以下	第120条第5号

基発第0318004号
平成17年3月18日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

石綿障害予防規則の周知について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）は本年2月24日に公布され、同年7月1日より施行されることとなった。その内容については、平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」［前掲］により指示したところであるが、関係事業者等に十分周知を図り、円滑な施行に向けて万全を期す必要がある。

ついては、下記事項に留意のうえ、関係事業者等に対する石綿則の周知に遺憾なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対し、別添［後掲基発第0318005号］のとおり周知について要請したので了知されたい。

記

1　石綿則の周知に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な対応

石綿則の周知に当たっては、次の事項を踏まえ、実施すること。

ア　石綿による肺がん・中皮腫の労災認定者数は増加傾向にあること。また、石綿へのばく露からこれらの疾病が発症するまでの期間は、相当長い場合が多いこと。

イ　石綿則の制定により、①石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業における対策、②石綿等が吹き付けられている建築物の管理等について充実強化されたところであるが、その対象となる建築物等の解体等の作業は、建築物等の老朽化に伴い、今後増加する見込みであること。

ウ　このため、石綿則の遵守を徹底するためには、その規制の内容及び対象に即した的確な周知を図る必要があること。この場合、①については、建築物等の解体等の作業を行う建設事業者、当該作業を行う仕事の発注者等を中心とした規制であるが、この解体等の作業は、必ずしも解体を専門に行う工事業者のみが行うものではなく、建築物の改修を行う事業者も対象になるなど広範囲の建設事業者が対象になること。また、発注者については、公共工事発注機関のほか、宅地の開発等を行う不動産事業者等も対象になること。②については、労働者が就業するすべての建築物が対象になり特定の業種に限定できないことから、広範に周知する必要があること。

エ　建築物等の解体等の作業は、当該作業自体が一時的、非定常的であること、石綿含有製品が使用されているか否かの判別が外見上では困難な場合が多いこと、及び解体等の作業に従事する労働者は一般的に石綿の有害性に対する認識が必ずしも高くないと考えられることから、石綿が使用されていないとして石綿則に基づく措置を適正に行わない場合が生じることも考えられる。このため、当該事業者に事前調査、作業計画・作業の届出等の実施を遵守させるためには、関係者に対する徹底した周知が必要であること。

(2) 計画的な周知

周知に当たっては、周知手法や周知対象となる事業者団体等の状況に応じて、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）の役割分担、実施時期等を明確化した上で、計画的かつ効率的な周知に努めること。

2　周知に当たって留意すべき事項

(1) 周知の対象

周知の対象である事業者等については、次に示す事項に留意し、正確な理解が得られるよう十分に説明すること。

ア　建築物等の解体等の作業を行う事業者

建築物等の解体等の作業を行う事業者には、建築物等の解体の専門工事業者に限らず、解体工事を請け負う土工工事、とび工事等を専門とする事業者のほか、建築物の改修を行う事業者も含まれることから、建設事業者全般を対象とする必要があること。

なお、解体工事業を営もうとする者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者を除き、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）の規定により、解体工事の規模や額にかかわらず、都道府県知事の登録を受けなければならないこととされていること。

また、これらの事業者は、中小事業者が多く、団体等に加入していない事業者も多いことから、きめの細かい周知活動が必要であること。

これらの事業者に対する周知に当たっては、建設業労働災害防止協会都道府県支部との連携を図るとともに、（社）全国解体工事業団体連合会都道府県支部等の関係事業者団体との連携を図るほか、建設リサイクル法に基づく都道府県への登録事業者に対しては都

道府県との連携を通じて行うことが、効率的であること。

イ　建築物等の解体等の作業を行う仕事の発注者

建築物等の解体等の作業を行う仕事の発注者に対する周知に当たっては、(社)日本ビルヂング協会連合会を構成する地方協会、(社)全日本不動産協会の地方本部等の発注者団体の会員事業場への周知のほか、発注者連絡会議等の機会を通じて行うこと。

ウ　石綿等が吹き付けられている建築物の管理を行う事業者

吹付け石綿は、耐火・準耐火建築物である鉄骨造の工場建屋、倉庫、大型店舗等の駐車場等の建築物に施工されている割合が高いので、製造業、倉庫業、大規模小売業、ビル賃貸業等の事業者に対し重点的に、かつ広範に周知を行うこと。

(2) 周知の重点事項

建築物等の解体等の作業に係る周知に当たっては、次の項目に重点を置いて説明を行うよう留意すること。

ア　解体等の作業における事前調査の実施(第3条)

イ　作業計画の作成、作業の届出(第4条、第5条)

ウ　石綿等の除去作業における隔離、立入禁止及び湿潤化(第6条、第7条、第13条)

エ　保護具等の使用及び管理(第14条、第7章)

オ　石綿作業主任者の選任(第19条)

カ　特別教育の実施(第27条)

3　具体的な取組

各局に別途送付する周知用のパンフレット等を活用し、以下により積極的に改正内容の周知に努めること。

(1) 広報活動

広報活動については、石綿則の施行を所掌する部署と広報担当部署との連携により、創意工夫を凝らした効果的な取組を行うこと。

具体的には、以下のような取組が考えられること。

なお、本省より国土交通省及び環境省に対し、地方自治体建築部局、産業廃棄物処理事業者等への石綿則の周知等について協力を依頼しているところであるので、局署においても必要に応じ、当該部局との連携、協力を図ること。

ア　都道府県労働基準協会(連合会も含む。)、労働災害防止団体地方支部、事業主団体等が発行する機関紙等を通じた広報

イ　地方公共団体、建設工事発注機関等における広報紙等を通じた広報、窓口でのパンフレットの配布

ウ　地元報道機関を通じた広報

エ　ホームページを活用した広報

(2) 集団指導、説明会等の実施

集団指導、説明会等の実施に当たっては、建設業労働災害防止協会都道府県支部、関係事業者団体等との連携を図り、効率的に実施すること。なお、労働災害防止団体等が独自に会員事業場等に対する研修会を実施するときは、可能な限り必要な協力をすること。

また、他の事項について実施する集団指導や事業主団体等の会議、会合の場など、多数の事業者が参集する機会を積極的に活用し、効率的に実施すること。

さらに、労働安全衛生コンサルタント、社会保険労務士、労災防止指導員等の事業場を指導する者に対し改正内容を周知し、これらの者による関係事業場への周知、指導等が可能となるようにすることにも配意すること。

(3) 監督指導・個別指導時における対応

建設事業者に対する監督指導・個別指導時においては、パンフレット等を活用し、石綿則の規定の周知を図ること。

また、監督指導・個別指導時においては、建屋等に吹付け材が見られる場合には、石綿則違反がないときにおいても、パンフレット等を活用し石綿則の規定を説明し、当該吹付け材に石綿が含まれ、損傷、劣化等がある場合には、除去等の措置を講ずる必要があることを教示すること。

(4) 窓口における対応

ア　局及び署においては、パンフレットを窓口の見やすい場所に備えておくこと。

イ　労働安全衛生法第88条第4項に基づく計画届の受付時等において、必要に応じ、パンフレット等を活用して石綿則の周知に努めること。

ウ　石綿則に関する事業者等からの相談があった場合には、パンフレット等を活用し、十分な説明を行うこと。

基発第0318005号
平成17年3月18日

別紙の関係団体の長殿

厚生労働省労働基準局長

石綿障害予防規則の制定について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解斑卸協力を賜り厚く御礼申し上げまず。

さて、石綿による労働者の健康障害の予防対策については、従来から特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)により規制を行ってきたところですが、

石綿障害予防規則

石綿を含有する石綿セメント円筒等の製造等が平成16年10月1日より禁止されたことにより、国内の石綿の使用量が大幅に減少したところです。一方、石綿の多くはこれまで建材として建築物に使用されており、今後石綿含有建材を使用した建築物等の解体等の作業が増加することが予想されています。

このため、建築物等の解体等の作業におけるばく露防止対策等の充実を図った石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を別添のとおり制定し、石綿による健康障害の予防対策の一層の推進を図ることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する通知、広報誌等への掲載、会員事業場等の取組みの把握、協力支援等により、本規則内容の周知徹底に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

別紙

1　災防団体（6）

中央労働災害防止協会/建設業労働災害防止協会/林業・木材製造業労働災害防止協会/陸上貨物運送事業労働災害防止協会/鉱業労働災害防止協会/港湾貨物運送事業労働災害防止協会

2　安全衛生団体等（16）

（財）安全衛生技術試験協会/（財）産業医学振興財団/（社）産業安全技術協会/（社）日本作業環境測定協会/（社）全国労働衛生団体連合会/（社）日本クレーン協会/（社）日本ボイラ協会/（社）ボイラ・クレーン安全協会/（社）建設荷役車両安全技術協会/（社）日本保安用品協会/（社）日本労働安全衛生コンサルタント会/全国社会保険労務士会連合会/（独）労働者健康福祉機構/（社）日本化学物質安全・情報センター/（社）全国労働基準関係団体連合会

3　業界団体等（85）

押出成形セメント板（ECP）協会/セメントファイバーボード工業組合/せんい強化セメント板協会/全国石綿スレート協同組合連合会/（社）日本建築材料協会/（社）日本石綿協会/日本窯業外装材協会/（社）日本石膏ボード工業会/大阪石綿紡織工業会/（社）建築業協会/（社）住宅生産団体連合会/（社）全国建設業協会/（社）全国中小建築工事業団体連合会/（社）日本建築士会連合会/（社）日本鉄道建設業協会/（社）全国解体工事業団体連合会/石油連盟/電気事業連合会/（社）日本エレベータ協会/（社）日本化学工業協会/（社）日本航空宇宙工業会/（社）日本自動車工業会/（社）日本舟艇工業会/（社）日本造船工業会/（社）日本中小型造船工業会/（社）日本舶用工業会/（社）日本産業車両協会/（財）建設業振興基金/（社）プレハブ建築協会/（社）建設産業専門団体連合会/（社）全国中小建設業協会/（社）日本建設業団体連合会/（社）日本土木工業協会/（社）日本道路建設業協会/（社）全国建設産業団体連合会/全国建設業共同組合連合会/全国建設産業協会/（社）日本建築学会/（社）日本電力建設業協会/（社）日本電設工業協会/住宅リフォーム推進協議会/（社）日本ビルヂング協会連合会/（社）全国ビルメンテナンス協会/（社）日本空調衛生工事業協会/（社）不動産協会/（社）全日本不動産協会/（社）日本建築士事務所協会連合会/（社）日本建築家協会/（社）全日本建築士会/（社）セメント協会/（社）全国建築コンクリートブロック工業会/（社）全日本トラック協会/（社）日本機械工業連合会/（社）日本建設機械化協会/（社）日本建設機械工業会/（社）日本倉庫協会/（社）日本鉄鋼連盟/（社）日本民営鉄道協会/普通鋼電炉工業会/（社）日本鋳物工業会/日本鋳鍛鋼会/（社）日本産業機械工業会/（社）日本ボイラ整備据付協会/（社）全国建設機械器具リース業協会/化成品工業協会/石油化学工業協会/日本無機薬品協会/関西化学工業協会/（社）日本化学会/（社）日本電機工業会/（社）日本建材産業協会/日本鉱業協会/（社）全国産業廃棄物連合会/硝子繊維協会/板硝子協会/カーバイド工業会/（社）日本ガス協会/（社）日本簡易ガス協会/日本産業ガス協会/ロックウール工業会/（社）日本左官業組合連合会/（社）日本鳶工業連合会/日本建築仕上学会/日本建築仕上材工業会/（社）日本プラントメンテナンス協会

4　労使団体その他（4）

（社）日本経済団体連合会/全国中小企業団体中央会/日本労働組合総連合会/全国建設労働組合総連合

基安化発第0323001号
平成17年3月23日
都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長殿
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

石綿障害予防規則の周知に当たって留意すべき事項について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の制定に伴う周知については、平成17年3月18日付け基発第0818004号（以下「局長通達」という。）をもって指示されたところであるが、その周知に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1　局長通達記の3(1)なお書における本省から国土交通省及び環境省への周知協力依頼は、それぞれ別添1及び別添2により行ったところであること。

これにより、国土交通省から各都道府県建築担当部局長、各地方整備局建設部長等及び指定確認検査機関(国土交通省本省指定に限る)の長あて、環境省から各都道府県・各保健所設置市廃棄物行政主管部(局)長あて石綿則の周知についての協力依頼がそれぞれ発出される予定であること。

また、各都道府県建築担当部局より建築確認申請窓口及び解体工事業者登録窓口にパンフレットが配置されることとなること。

2　(社)全国解体工事業団体連合会の会員事業者は別添3[省略]のとおりであること。

3　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)の規定による解体工事業者の登録窓口部局は別添4[省略]のとおりであること。建設リサイクル法において解体工事業者登録簿は一般に閲覧の用に供しなければならないこととなっていることから、当該窓口部局との連携を図り、登録簿を活用し、効率的な周知を図ること。

4　石綿則の制定に伴い、石綿に係る健康診断結果報告の様式が特定化学物質等健康診断結果報告書(特定化学物質等障害予防規則様式第3号)から石綿健康診断結果報告書(石綿則様式第3号)に変わることとなるが、健康診断結果報告は、健診実施の時点で義務が発生することとなり、報告様式はその時点のものを使用することとなる(例えば、石綿則施行日後に報告がなされたものであっても、健診実施年月日が施行日前の場合には、特定化学物質等健康診断結果報告書によることとなる)。

石綿則附則第8条において、当分の間、旧様式を取り繕って使用することができることとなっているが、OCR帳票では取り繕ったとしても機械で読みとることができないため、石綿則施行後の届出様式に係る混乱を避けるため、平成16年度に石綿に係る特定化学物質等健康診断結果報告書を提出している事業者を中心に、石綿則の周知の際にはこの点について正確な理解が得られるよう十分に説明すること。

5　パンフレットは3月末に発送される予定であること。[編注：http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.htmlで入手可能]

別添1：

平成17年3月23日基安化発第0323003号

国土交通省住宅局建築指導課長宛て厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

石綿障害予防規則の制定について(協力依頼)

石綿による労働者の健康障害予防対策については、従来から特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)により規制を行ってきたところですが、石綿を含有する石綿セメント円筒等の製造等が昨年10月1日より禁止されたことにより、国内の石綿の使用量の大部分が削減されたところであります。一方、石綿の多くはこれまで建材として建築物に使用されており、今後この時期に建築された建築物の解体が増加することが予想されています。

このため、建築物等の解体等の作業におけるばく露防止対策等の充実を図った石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を別添のとおり制定し、石綿による健康障害予防対策の一層の推進を図ることといたしました。

つきましては、建築物等の解体等の作業を行う労働者に対する石綿ばく露防止の観点から、都道府県建築関係部局、地方整備局及び指定確認検査機関の建築確認窓口にリーフレットを配置していただく等建築物等の解体等の作業を行う事業者に対する周知について御協力いただきますようお願い申し上げます。

別添2：

平成17年3月23日基安化発第0323002号

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長宛て厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

石綿障害予防規則の制定について(協力依頼)

石綿による労働者の健康障害予防対策については、従来から特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。)により規制を行ってきたところですが、石綿を含有する石綿セメント円筒等の製造等が昨年10月1日より禁止されたことにより、国内の石綿の使用量の大部分が削減されたところであります。一方、石綿の多くはこれまで建材として建築物に使用されており、今後この時期に建築された建築物の解体が増加することが予想されています。

このため、建築物等の解体等の作業におけるばく露防止対策等の充実を図った石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を別添のとおり制定し、石綿による健康障害予防対策の一層の推進を図ることといたしました。

特に、建築物等の解体等の作業前に行う事前調査を強化し、目視等の調査により石綿等の使用の有無が明らかとならなかった場合には、原則として分析調査を義務付けることとしました。これにより、解体等の作業で発生する廃棄物について石綿を含有するか否かの判断が容易となり、廃棄物を入れた容器等への石綿含有等の表示が行われることから、その後の廃棄物を取り扱う労働者の石綿ばく露防止にも資するものと考えられます。

つきましては、石綿含有廃棄物を取り扱う産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業に従事する労働者に対する石綿ばく露防止の観点から、貴省関係機関等に対し、石綿障害予防規則についての周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

なお、社団法人全国産業廃棄物連合会に対して、別途通知済みであることを申し添えます。

[部内限]

基発第200号
昭和63年3月30日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

石綿除去作業、石綿を含有する建設用資材の加工等の作業等における石綿粉じんばく露防止対策の推進について

石綿粉じんによる健康障害の防止については、かねてより重点施策の一つとして積極的にその推進を図ってきたところであり、昭和51年5月22日付け基発第408号「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」、昭和53年9月28日付け基発第541号「自動車のブレーキドラム等からのたい積物除去作業について」等数次にわたる通達によりその徹底を図ってきたところである。また、特に建築物の解体又は改修工事における労働者の石綿粉じんへのばく露に着目し、昭和61年9月6日付け基安発第34号により当該工事関係業界団体に対し安全衛生部長から当該対策の充実の要請を行わせたところである。

ところで、昭和30年初頭から昭和50年初頭までの間に建設されたビル等の建築物には断熱材、吸音材等として石綿が多量に使用されているものが多く、最近、老朽化等によりこれら建築物の解体等の工事件数が次第に増加していることから、石綿粉じんによる労働者の健康障害防止対策を一層徹底させることが緊急の課題となっている。また、石綿を含有する建設資材が多量に流通していることから当該資材の加工時に発生する石綿粉じんばく露防止対策の充実も必要とされている。

ついては、これらの問題に対処するため下記の対策を進めることとしたので、関係事業者及びその団体に対する指導援助、関係行政機関との連携の強化等を通じ、従来の対策と併せて石綿粉じんばく露防止対策のなお一層の推進を図られたい。

記

1 対象作業

本対策の対象とする作業は次に掲げるものとするが、これらの作業は、一現場での作業が比較的短期間で終了し、また、一定の場所で作業が行われることが少ないものであり、さらに、中小の事業者が行うことが多いものである。これらの事情は、石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進を図る上では困難な要因といえるが、今後これらの作業件数の増加が予想されることから特にこれらの作業に着目した健康障害予防対策の推進を図る必要があるものであること。

なお、これらの作業の多くは、建設業に属するものであることから、本対策は、主として昭和59年4月2日付け基発第161号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」に基づく労働災害防止対策推進の一環として進めること。この場合業界団体等に対する事前の指導、発注者との連携といった手法の活用に特に留意し、的確かつ効果的な対策の推進を図ること。

(1) 建築物の解体、改修等の工事における石綿等の除去、封じ込め等の作業
(2) 建築物の建設、改修等の工事における石綿を含有する石綿スレート、石綿セメント板その他の建設用資材の加工等の作業
(3) 上水道管の敷設、改修等の工事における石綿セメント管の破砕等の作業
(4) ボイラー、熱交換器等の設備の解体、修理等の工事における石綿を含有する断熱材等の除去等の作業

2 基本的な対策

(1) 作業現場の把握及び発注機関との連携

都道府県、市町村、教育委員会等石綿除去等の工事の発注機関、都道府県の住宅供給公社、大規模木造住宅団地開発業者等建築物の建設工事の発注機関等との連絡協議を密にし、作業現場、工期、施工業者等の把握に努めるとともに、必要な安全衛生経費及び適切な工期の確保等を行わせ、これらの工事の計画段階における石綿粉じんばく露防止対策の充実を図るものとすること。

(2) 関係事業者団体に対する指導援助

建設業労働災害防止協会、同協会の支部及び分会単位に設置されている木造家屋建設工事安全対策委員会、専門工事業者団体等の関係事業者団体に対し、次の事項について下記の3の作業別の対策に示した点を踏まえつつ必要な指導援助を行うものとすること。

イ　自主的な石綿粉じん暴露防止対策の策定

ロ　特定化学物質等作業主任者の選任及び今後の工事量の増加に対応した作業主任者の養成

3　作業別の対策

(1) 建築物の解体、改修等の工事における石綿等の除去、封じ込め等の作業

イ　発注機関との連絡協議の場等で得られた情報をもとに施工業者に対し作業計画及びその対策を提出させる等の手法により、当該事業者が作業開始前に必要な対策を自主的に講ずるよう指導すること。なお、上記指導等に際しては次の(イ)～(ホ)に掲げる事項を徹底すること。

(イ) 石綿等が使用されている箇所及び使用の状況の事前把握及び作業者に対する石綿使用箇所等の周知

(ロ) 石綿等の破砕、解体作業時における当該箇所及びその周囲の湿潤化

(ハ) 石綿粉じんの飛散防止

(ニ) 防じんマスク、保護衣の使用

(ホ) 特定化学物質等作業主任者の選任

なお、昭和63年度を初年度として3カ年程度の間に公立学校における石綿等の除去等の工事が夏休みの期間を中心に集中して行われることとなる模様であるので、これら工事に関する情報収集及び事業者等に対する事前の指導に努めるとともに、必要がある場合には個別監督指導等の対象とすることにも配意すること。

ロ　関係事業者、その団体等に対する指導等に当たっては、別途送付する予定の「解体工事における石綿除去作業マニュアル（仮称）」（以下「作業マニュアル」という。）を活用すること。

ハ　建設業労働災害防止協会の支部に別表に示すカリキュラムにより石綿除去現場の管理者に対する講習を実施させ、発注者を含めた関係者に参加を促し、関係法令及び対策の周知徹底を図ること。

(2) 建築物の建設、改修等の工事における石綿を含有する石綿スレート、石綿セメント板その他の建設用資材の加工等の作業

建設工事現場における監督指導、木造家屋建築工事現場に対するパトロール監督指導等の実施時に石綿を含む建設用資材の使用が確認された場合には、次に掲げる事項その他石綿に係る法定事項の遵守の徹底を図ること。

イ　石綿が含有されていることの表示の有無の確認

ロ　石綿が含有されていること等の労働者への周知

ハ　特定化学物質等作業主任者の選任

ニ　防じんマスク及び移動式局所排気装置の使用又は局所排気装置が設置されている作業場における石綿を含有する資材の事前の加工の励行

(3) 上水道管の敷設、改修等の工事における石綿セメント管の破砕等の作業

関係事業者団体に対する指導、中小規模建設工事に係る監督指導等の際に、次の事項等を徹底すること。

イ　破損した石綿セメント管の撤去、廃棄等の際に石綿セメント管を破砕する場合、石綿セメント管の切断を行う場合等には、湿潤な状態で行うとともに、当該作業を行う者に防じんマスクを使用させること。

ロ　破砕された石綿セメント管は、密閉容器、丈夫な袋等に入れ、又はセメント固化を行う等石綿が浮遊し発じんすることがないようにすること。

(4) ボイラー、熱交換器等の設備の解体、修理等の工事における石綿を含有する断熱材等の除去等の作業

関係事業者団体に対する指導の際に、次の事項を徹底すること。

イ　当該工事の開始前に石綿の使用の有無の確認を行うこと。

ロ　湿潤な状態で作業を行うとともに当該作業を行う者に防じんマスクを使用させること。

ハ　上記3の作業マニュアルの関連する部分の対策を講じさせること。

4　その他の対策

(1) 鉄道車両の解体等の作業

鉄道車両には多くの石綿が使用されていることから、不要となった鉄道車両の解体等において石綿を除去する作業におけるばく露防止対策も重要である。これら鉄道車両のうち旧国鉄の車両を管理する日本国有鉄道清算事業団及び実際の除去作業を担当することとなる北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社等の本社の所在地を管轄する局にあっては、当該作業についての情報収集に努めるとともに、ばく露防止対策、作業計画を事前に作成させるよう指導すること。また、実際に作業が行われることとなる場所を管轄する局に対して、当該作業を行う事業者に対する指導等を行うために必要な情報を提供すること。

(2) 石綿を含有する建設用資材の製造者等に対する指導

本省においては、石綿を含有する建設用資材の製造者の団体に対して、労働安全衛生法第57条の表示等の徹底につき指導を行っており、また、流通段階における適切

な表示を確保するため包装のみならず個々の製品に表示を行うよう指導しているところであるが、各局においても別途指示するところに従い管内の製造業者等に対して同様の指導を行うこと。

(3) 石綿を含有する産業廃棄物の処理について

石綿を含有する産業廃棄物を処理する事業者団体に対し当該廃棄物の取扱いにおける石綿粉じんばく露防止対策を徹底するための指導を行うこと。その際には、今後の処理量の増加に対応すべく作業主任者の養成を進めるよう指導すること。

別添

石綿除去現場の管理者に対する労働衛生教育カリキュラム

科目	範囲	時間
石綿障害予防のための基礎知識	1 石綿等の定義 2 石綿の物性 3 石綿の用途 4 石綿の人体に対する有害性 5 石綿粉じんのばく露の機会 6 石綿障害予防に関する国際的な動向	2時間
石綿粉じんへのばく露防止対策の進め方	1 石綿等の事前調査 2 石綿の取扱いに係る施工計 3 石綿に係る特殊健康診断の実施 4 呼吸用保護具及び保護衣 5 更衣施設及び洗身設備 6 解体又は改修作業場所の隔離 7 散水設備等 8 石綿等の破砕、解体作業の 9 廃棄物処理 10 工事終了時の措置	4時間
関係法令等	1 労働安全衛生法 2 労働安全衛生法施行令 3 労働安全衛生規則 4 特定化学物質等障害予防規則 5 関係通達(昭和61年9月6日付け基安発第34号「建築物の解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について」等)	2時間

石綿に係る特別教育規程案について(募集)

平成17年2月28日 厚生労働省

概要: 石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程を新たに制定する。

根拠法令: 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項等

趣旨・目的・背景: 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)の制定に伴い、同令第27条第1項の規定により、新たに建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務に就く労働者に対し、特別の教育を行わなければならないこととなった。

これに伴い、同令第27条第2項の規定に基づき、その具体的な内容を定める石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程を制定することとする。

国民に与える影響・範囲等: 石綿による労働者の健康障害の防止に資する。

<御意見等募集要綱>

1 御意見等募集期間

平成17年2月28日(月)から平成17年3月28日(月)(必着)

2 提出方法 [省略]

(別紙)

石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第27条第1項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
石綿等の有害性	石綿の性状 石綿による疾病の病理及び症状	0.5時間
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途 事前調査の方法	1時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物又は工作物の解体等の方法 湿潤化の方法 作業場所の隔離の方法 その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1時間
保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	0.5時間
その他石綿等の粉じんのばく露防止に関し必要な事項	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)及び石綿障害予防規則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1時間

石綿障害予防規則案について（回答）

2005年2月23日　厚生労働省

番号	御意見等の概要	件数	御意見等に対する考え方
1	対策の充実が、経済的、時間的、事務的等の負担が過度とならないものとすべきである。	1件	対策の内容は、石綿等による健康障害を防止するため必要最小限のものであり、過度の負担を課すものとはならないと考える。
2	「労働者が石綿にばく露される程度等を最小限度にするよう努める」ではなく、「労働者が石綿に曝露することがないよう努める」こととすべきである。	1件	いずれもばく露を最小限度にするという意味において同趣旨であると考える。
3	代替化の達成目標時期を規則施行後1年と明示すべきである。	1件	代替化の対象となる製品は、保安目的に用いられるものが多いため、安全性の確保の観点から技術開発、実証試験等を行う必要があり、現時点で代替化の達成目標時期を本規則施行後1年とすることは困難である。
4	現在石綿を使用・含有していない用途・製品への新たな石綿の使用・含有をさせないことを事業者の責務として追加すべきである。	1件	新規の用途・製品に石綿を使用しないことは、事業者の責務である石綿のばく露を最小限にすることに含まれるものである。
5	石綿の禁止の方針を明確にし、代替化の必要性を、その方針の中で位置づけるようにしてほしい。	1件	代替化に努めることを本規則に規定するとともに趣旨を通達で示す予定である。
6	代替化の促進については、ガスケット等技術的に代替化の見通しのついていないものは除外すべきである。	1件	現在技術的に代替化が困難なものにあっても、技術開発、実証試験等の実施により早急に代替化できる体制を確立する必要があり、除外することは不適当である。
7	企業や行政に、石綿製品や代替化に関する情報を提供する義務があることを明記すること。	1件	代替化の推進は、第一次的には事業者の責務である。国は、事業者の取組を支援するため、代替化事例の作成、代替化に関する情報提供等を行うこととしている。
8	代替化の促進について、企業と行政、国民が、協力して行う旨の規定を入れてほしい。	1件	
9	代替化のための政策について、行政の側の義務を明記してほしい。	1件	
10	石綿を0.1%を超えて含有するもの、意図的に石綿を含有させたものも規制の対象とすべきである。	2件	石綿の含有率を技術的に確かな精度で測定できるのが濃度1%程度であること等を考慮して、石綿を1%を超えて含有するものを対象とする。
11	規則中の用語の意味を明確にすべきである。	3件	用語の意味については、本規則に定めるほか、通達等で解説するとともに、その周知の徹底を図ることとする。
12	建築物以外に工作物も対象となるように明示すべきである。	1件	要綱では「建築物等」としていた部分について、工作物も対象として明示する。
13	解体等には、改修及び維持管理（メンテナンス）も対象となることを明示すべきである。	3件	改修については、解体等に含まれることを通達で示すこととする。維持管理については、解体、改修と比べ発じん量が小さいと考えられることから、解体等と同じ措置を義務付けることとしないが、石綿等の切断、穿孔等の作業が伴うものであれば、湿潤化、保護具の使用等の措置が必要である。

石綿障害予防規則

番号	御意見等の概要	件数	御意見等に対する考え方
14	清掃、運搬、保管、廃品処理等の作業も解体等の措置と同等の措置が必要である。	1件	掃除、運搬等については必要な規制を設けることとしている。その他の作業についても、石綿等の切断、穿孔等の作業が伴うものであれば、湿潤化、保護具の使用等の措置が必要である。
15	「石綿等の使用の有無」だけでなく、「石綿等が使用されている箇所及び使用の状況」を調査すべきことを明示すべきである。	1件	石綿等の使用の有無の調査には、石綿等が使用されている箇所、使用されている石綿を含有する製品の種類の調査が含まれるものである。
16	「目視等により調査」を「設計図書等による調査」とすべきである。	1件	「目視、設計図書等による調査」とする。
17	事前調査は、一定の特別教育を受けた者が行うべきである。	1件	作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識を有する者が行うことが望ましいことを通達で示すこととする。
18	事前調査の結果を表示することとすべきである。	1件	事前調査の結果は、事業者が適切な作業計画の作成等に用いるものであり、また、調査の結果、石綿等が使用されている場合にはその旨の掲示をすることとなる。
19	事前調査の結果の記録は、行政への届出、公表を義務付けるべきである。	1件	
20	分析調査により石綿の使用が明らかになったときと石綿があるものとみなすときに講ずべき対策は同じ措置を課すべきである。	1件	事業者が、石綿等が使用されている場合と同様の措置を講ずるときに限り、分析調査を要しないこととする。
21	石綿が使用されている場合の措置には、①湿潤化又は飛散抑制剤の使用等、②手ばらし・カッターナイフによる切断等及び粉じんを飛散させる機械器具の使用禁止、③呼吸用保護具・作業衣の使用、④当該作業場所への当該作業従事労働者以外の者の立入禁止（特定元方事業者による実効確保措置を含む）、⑤当該作業場所内の気中石綿濃度測定の定期的実施、結果の記録及び表示、⑥「石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」を実施中である旨及び立入禁止である旨の表示、が含まれるべきである。	2件	①、③、④及び⑥において必要な措置については、同趣旨の規定を設けることとしている。その他については、必要に応じ標準的な作業方法を示すマニュアル（以下「マニュアル」という。）等で示すこととする。
22	当該作業場所内の気中石綿濃度測定を実施した結果、濃度が一定の基準を超えた場合、または、事前調査によって明らかとならなかった吹付け石綿等の飛散性の高い石綿等の存在が明らかとなった場合には、事業者は、直ちに作業を中止、現場を隔離、立ち入りを禁止、その旨を表示したうえで、所轄労働基準監督署に届け出、許可を受けてからでなければ作業を再開してはならないこととすべきである。	1件	空気中の石綿等の濃度にかかわらず、解体等の作業開始後に吹き付けられた石綿等が新たに発見された場合には、その時点から届出、隔離等必要な措置を講じなければならないものである。
23	①石綿等が吹き付けられた建築物等、②石綿を含有する耐火被覆板を張り付けた建築物等、③石綿を含有する保温材等を張り付けた建築物等の解体、改修等を届出の対象とすべきである。	1件	耐火建築物等における吹付け石綿等の除去作業については既に労働安全衛生法第88条に基づく届出が義務付けられている。本規則では、これに準じて発じん量の多い保温材、耐火被覆材等の除去作業や、同条に基づく届出義務のない吹付け石綿等の除去作業を対象とすることとする。

番号	御意見等の概要	件数	御意見等に対する考え方
24	届出の内容には石綿ばく露防止対策の内容を含めること。	1件	届出の内容には、石綿等の粉じんの発散の防止、抑制方法、作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法等を含めることとしている。
25	届出の必要な耐火建築物等の延べ床面積を500㎡以上に限定すべきである。	1件	吹付け石綿等の除去作業による労働者への石綿等の粉じんのばく露の可能性は、建築物の延べ床面積により異なるものではないため、延べ床面積で限定を設けることは適当でない。
26	「耐火被覆板」は「建築材料成形板」に修正すべきである。	1件	「耐火被覆板」は「耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）」とする。なお、用語の意味については、通達等で解説するとともに、その周知の徹底を図ることとする。
27	石綿等が吹き付けられた建築物等、石綿等を使用した耐火被覆板を張り付けた建築物等、石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物等の解体等作業全てについて、①作業場所の隔離に加えて、②当該作業期間中24時間当該作業場所内部を負圧とする措置、③当該作業従事労働者の保護衣着用、④クリーンルームの設置、⑤隔離された作業場外の気中石綿濃度測定の定期的実施、結果の記録及び表示、等の措置を講じることとすべきである。	1件	石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等の作業における作業場所の隔離については本規則で義務付ける。その他については必要に応じマニュアル等で示すこととする。
28	隔離を解除する基準を明示すべきである。	1件	事業者が、関係労働者のばく露を防止する観点から、適切に判断するものである。
29	立入禁止の表示は、作業場所周辺の住民がその内容を容易に知ることができるように行うべきことを明示すべきである。	1件	立入禁止の表示を適切に行うことにより、関係者以外の者の立入りを禁止できるものである。
30	病院、学校、保育所、公共施設、福祉施設等の解体作業については、特別の対策を行うべきである。	1件	解体等の作業による労働者への石綿等の粉じんのばく露の可能性は、建築物の用途により異なるものではなく、これにより差を設けることは適当でない。
31	吹き付け石綿等が使用されている建築物で、吹き付け石綿の除去等を行わなければならない場合の基準を示すべきである。	1件	「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（建設省住宅局建築指導課、大臣官房官庁営繕部監督課監修）等既存の指針等を参考に、事業者が適切に判断すべきものと考えている。
32	吹き付け石綿に対する措置として、除去、封じ込め、囲い込み等のいずれの措置が適切であるか判断するための基準を示すべきである。	1件	
33	吹き付け石綿だけでなく、耐火被覆板、保温材等についても損傷等の際の除去等を義務付けるべきである。	1件	石綿等の形状等から、飛散性のより高いものとして吹付け石綿等を対象としたものである。
34	吹き付け石綿について除去以外の措置が講じられた場合には、講じられた措置の時期及び内容、将来の除去計画等について表示すべきこととすべきである。	1件	将来、解体等を行う場合に、吹き付けられた石綿に係る情報は非常に重要なものであるので、除去以外の措置を行った場合は、その施工記録等を設計図書等と合わせて保存することが望ましいことを通達で示すこととする。

石綿障害予防規則

番号	御意見等の概要	件数	御意見等に対する考え方
24	届出の内容には石綿ばく露防止対策の内容を含めること。	1件	届出の内容には、石綿等の粉じんの発散の防止、抑制方法、作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法等を含めることとしている。
25	届出の必要な耐火建築物等の延べ床面積を500㎡以上に限定すべきである。	1件	吹付け石綿等の除去作業による労働者への石綿等の粉じんのばく露の可能性は、建築物の延べ床面積により異なるものではないため、延べ床面積で限定を設けることは適当でない。
26	「耐火被覆板」は「建築材料成形板」に修正すべきである。	1件	「耐火被覆板」は「耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）」とする。なお、用語の意味については、通達等で解説するとともに、その周知の徹底を図ることとする。
27	石綿等が吹き付けられた建築物等、石綿等を使用した耐火被覆板を張り付けた建築物等、石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物等の解体等作業全てについて、①作業場所の隔離に加えて、②当該作業期間中24時間当該作業場所内部を負圧とする措置、③当該作業従事労働者の保護衣着用、④クリーンルームの設置、⑤隔離された作業場外の気中石綿濃度測定の定期的実施、結果の記録及び表示、等の措置を講じることとすべきである。	1件	石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等の作業における作業場所の隔離については本規則で義務付ける。その他については必要に応じマニュアル等で示すこととする。
28	隔離を解除する基準を明示すべきである。	1件	事業者が、関係労働者のばく露を防止する観点から、適切に判断するものである。
29	立入禁止の表示は、作業場所周辺の住民がその内容を容易に知ることができるように行うべきことを明示すべきである。	1件	立入禁止の表示を適切に行うことにより、関係者以外の者の立入りを禁止できるものである。
30	病院、学校、保育所、公共施設、福祉施設等の解体作業については、特別の対策を行うべきである。	1件	解体等の作業による労働者への石綿等の粉じんのばく露の可能性は、建築物の用途により異なるものではなく、これにより差を設けることは適当でない。
31	吹き付け石綿等が使用されている建築物で、吹き付け石綿の除去等を行わなければならない場合の基準を示すべきである。	1件	「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（建設省住宅局建築指導課、大臣官房官庁営繕部監督課監修）等既存の指針等を参考に、事業者が適切に判断すべきものと考えている。
32	吹き付け石綿に対する措置として、除去、封じ込め、囲い込み等のいずれの措置が適切であるか判断するための基準を示すべきである。	1件	
33	吹き付け石綿だけでなく、耐火被覆板、保温材等についても損傷等の際の除去等を義務付けるべきである。	1件	石綿等の形状等から、飛散性のより高いものとして吹付け石綿等を対象としたものである。
34	吹き付け石綿について除去以外の措置が講じられた場合には、講じられた措置の時期及び内容、将来の除去計画等について表示すべきこととすべきである。	1件	将来、解体等を行う場合に、吹き付けられた石綿に係る情報は非常に重要なものであるので、除去以外の措置を行った場合は、その施工記録等を設計図書等と合わせて保存することが望ましいことを通達で示すこととする。

番号	御意見等の概要	件数	御意見等に対する考え方
48	健康診断は、濃厚、断続、低濃度長期などの暴露条件を満たした労働者すべてを対象とすべきである。	1件	作業の頻度の低い労働者は発症の可能性が低いため、常時性のある労働者を対象とする。石綿に係る作業については様々な形態が考えられることから、常時性について一律に示すことは困難であり、健康診断の義務付けについては個々に判断する必要があるものと考えている。
49	短期間の作業従事者に対しても、石綿作業従事者の作業従事記録の保存と対象者の追跡健診を定めることが必要である。	1件	作業の頻度の低い労働者は発症の可能性が低いため、常時性のある労働者を対象とする。
50	健診結果を通知すること、保健指導、必要な場合の受診のすすめや療養指導など健診後の措置も位置づける必要がある。	1件	特殊健診結果の通知については、従前から受診労働者に通知することが望ましい旨を指導してきているところである。また、労働安全衛生法第66条の4及び第66条の5により、特殊健診結果に基づき、受診労働者の健康保持のために必要な措置について医師から意見を聴取した上、適切な措置を講じることが事業者に対して義務付けられているものである。
51	事業廃止における報告について、環境測定結果、健診結果、従事労働者名簿も提出し、その記録は監督署長が保存すべきである。	1件	作業の記録、作業環境測定の記録及び特殊健診個人票については併せて提出させ、労働基準監督署において保存することとする。
52	石綿等を取り扱う事業者は、毎年1回、1年間の石綿使用量、労働者数、代替化の計画等について所轄労働基準監督署長に報告することとし、国はその内容を公表すべきである。	1件	石綿等を取り扱う作業の適切な管理、代替化の促進は事業者の責務であり、事業者が主体的に行うものである。
53	その他の御意見（特定化学物質等障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する御意見でないもの） ・見直し規定に関するもの（2件） ・規則の運用に関するもの（5件） ・石綿含有製品の情報提供に関するもの（1件） ・分析機関の精度管理に関するもの（1件） ・健康管理手帳に関するもの（1件） ・補償に関するもの（1件） ・禁煙教育に関するもの（1件） ・代替化の審議に関するもの（1件） ・跡地の再入場・再利用の基準に関するもの（1件） ・意見募集のあり方に関するもの（1件）		

担当課：厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
御意見等お寄せいただき、ありがとうございました。

石綿対策全国連絡会議の提出した意見と考えられるもの。

連載第35回

語りつぎたいこと
―日本・アジアの片隅から―

香港でのインスタント英語学習

塩沢美代子

香港・CICが受け入れ

すでに51歳になっていた私の、インスタント英語学習は、日本語の全く通じない環境に身をおくことが必要というオウさんの考えに私も賛成した。日本を脱出しない限り、一切の仕事から解放されることなど、不可能だったからである。オウさんは、アメリカにもイギリスにも親しい団体があったが、私の研修先を香港にした。私が英語で交わろうとしているのは、アジアの人たちである。アジア人の英語は、それぞれお国なまりがあり、それに馴れることも必要だから、アジアの国際都市であり、英領だから英語をきく機会の多い香港が適当ということだった。

香港には、キリスト教工業委員会（CIC）という団体があって、主として労働者教育や労働相談という形で、現地の労働者の支援活動をしていた。その活動資金はCCAと香港の教会が出しているというのも、私には意外に思えた。専従のスタッフは中国人5人と広東語を完全にマスターしているスイス人宣教師と、ボランティアで来ているスウェーデン人の青年だった。

オウさんはこの団体に、私の英語研修について、面倒をみてほしいと頼んだ。そこでCICは私の宿泊先をYMCAにし、長期滞在するのと、CCAの仕事で来るということにして、安く泊れるように手配した。ビザの関係でとりあえず3か月の予定で、私は期待と不安が半々の気持で、1976年の4月に香港に乗りこんだ。親しい友人に、“50過ぎの者に語学研修に金を出すほうも出すほうなら、行くほうも行くほうだ”とからかわれての出発だった。

予約されたYMCAのホステルに一泊し、翌朝オウさんが渡して下さった地図を頼りにCICのオフィスに行って、スタッフたちに会った。そこで挨拶するくらいの英語は、ポストさんの特訓

で、なんとかなっていた。主事のレイモンド・フングさんと、スイス人のハンス・ルツさんは、74年のWCC UIMの東京集会のさい、私が総評訪問や、春闘のデモに案内役をしたときに参加していた人だった。レイモンドは、「長らく労働運動をしている人が、総評に案内してくれるというので、屈強な男性が現れるものと思っていたら、もの静かな女性がやってきたのでおどろいた」と、笑いながら当時のことを話してくれた。私は英語がしゃべれなかったから、もの静かに見られたらしい。

その日のうちに、女性スタッフが、私をモンコックという九竜半島の盛り場にある、語学学校の入学手続きに連れていってくれた。英語は初級・中級・上級があるというので、初級にはいりたいといったら、初級と中級は広東語で教えるというので、仕方なく上級にはいることにした。月曜から金曜まで、毎朝9時から10時で、教師はアメリカ人ということだった。いつでも入学できる学校で、翌日から通うことにした。宿舎から二階建のバスで20分くらいで通えるところだった。

英語学校の若いクラスメート

翌日、教室に行ってまず目についたのは、教壇の後の壁にはってある大きな紙に書かれた文字だった。中国語だが、漢字でその意味はすぐわかった。そこには、“英語・日本語ができれば、あなたは失業しない”と書かれていたのである。

生徒は若い中国人ばかりで、先生は若いアメリカ人女性だった。上級とはいっても、授業がすべて英語で行われるというだけで、私が困るほどのレベルではなかった。この先生は、香港に来る前に、しばらく日本にいたそうで、日本人の私が、英語の勉強のために香港に来たというと、呆れたという表情で、日本にはすぐれた英語の学校がいっぱいあるのに、なんでわざわざ香港に来たのかときいた。それで日本にいたら仕事から逃れられないし、日本語の通じない場所に身をおくためだと説明すると、納得した。

授業は会話が中心で、何をテーマにするかも、生徒と話しあって決め、ひとりひとりがしゃべるようにして進めた。私にはアメリカ人の先生の話はききとれたが、クラスメートの話す英語はききとれない。彼ら同士はよくわかるらしく、なるほど私には日本人の話す英語がもっともききやすいのとおなじなのだなと思った。

生徒のほとんどがサービス業で働く若者たちで、デパートの開店が11時、ホテル勤務の交替時間も11時が多いらしい。盛り場にある学校だから、出勤までに時間のゆとりがあり、クラスメートはマクドナルドなどによってひと休みする。母親くらいの歳の日本人の生徒は、あまりにも珍しかったらしく、私は人気者になってしまい、いつも誰かしらに誘われ、コーヒーをおごってもらった。個別に話せば、なんとか話は通じた。

香港は日本の映画や流行歌がすぐに伝わるところであり、電気製品も日本製に人気があった。だから彼らは、日本に一種の憧れがあり、日本のことについて知りたがったり、日本語を少しでも覚えたいというのが、私と親しくする理由でもあった。私は彼らに人気があった沢田研二が、どんな歌を歌っているのかも知らず、山口百恵と三浦友和の映画やテレビも見ていないので、彼らから日本の芸能情報を教わることが多かった。

あるとき高級ホテルの日本食レストランで働いている青年に、日本語を教えてくれないかと頼まれた。彼は英語もよくできる人で、私は気軽に引き受けた。ところが彼のきくのは、魚や野菜や果物の名前で、私が英語で知らない言葉ばかりだった。私は彼からスペルをきいて辞書

をひいて日本名をローマ字で書き、イントネーションを教えた。電子辞書もない時代だから、時間がかかり私は気が気ではなかった。せめて“少々お待ち下さい”とか“お飲みものは”とかを教えて上げた。彼の役にはあまり立たなかったが、レストラン勤務についての話がきけ、私には面白かった。

学校以外も英語漬け

CICでは私のために、この学校よりはるかに役立つ方法を、多面的に考えていた。

週1回のスタッフミーティングは、広東語で行っていたが、私のために英語でやることになった。また香港では英語で行われている集会が多いので、各スタッフの知っている英語の集会で、誰でも参加や傍聴の許されるのがあれば報告し、私を連れていくことになった。

また、主として私の世話係りだったスイス人のハンスが、個人指導してくれるスコットランド人の女性教師を探してきた。彼女は、日本人ビジネスマンなどに英語を教えた経験もあるが、今は乳呑子がいるので、家に来てくれる人なら教えるという話だった。CICもYMCAも九竜半島の海に近いところにあり、私は毎週3回、フェリーに乗って香港島にある先生の家に通うことになった。

その他の時間は、CICのオフィスで過したが、スタッフはランチを食べにいくときも、お茶を飲むときも、私が一緒にいるときは必ず英語でしゃべることになっていた。またスウェーデン人とのつきあいが、私にはたいへん役に立った。CICは夜の労働講座が主な活動のひとつだったから、若手のスタッフは夜は忙しい。レイモンドとハンスは、帰宅したり外での会合があったりでいなくなり、彼と私だけが取り残される。彼の名もハンスだったので、区別するためハッセと呼ばれていた。そこで夕食は必ずハッセとともにし、二人で香港の町をうろつき、彼が工場労働者に英語を教えに行く夜は、私もついていった。彼は1年間イギリスに行って英語を勉強したそうで、わかりやすい英語を話すので、彼の家族のことや、友人のことなどもいろいろ話してくれた。私がだんだん英語に馴れてくると、CICのスタッフについても、よく話題になった。彼は広東語を覚えようとしていたので、外国語を学ぶ苦労は同じで、“一生懸命きくことに集中していると、自分の耳が大きくなっていくような気がするね”などと話しあっていた。

自信つけた個人レッスン

ハンスの探してきた先生は、私がなんのために英語を学ぶのかを、よく理解してくれ、後から考えると、たいへん適切な指導をしてくれたと思う。

彼女は私が今まで日本でしてきたことをききたいというので、労組で働いたことや著書のことを話すと、たいへん興味を示し、その本の内容を私に話すようにといった。そこで私は、事前にレッスン日に話すことを準備して、彼女に話した。彼女に通じないときは、彼女がやさしい英語で問い返してくれて、通じるまでやりとりをする。またそれに関連して、彼女がいろいろ私に質問をするという形で、会話をする。たまに文法にふれたり、同じような言葉だが、つかい方の違う言葉などを説明するだけである。私はこの先生の授業料はとても高いらしいのに、こんなレッスンでいいのかなと感じていたが、ある日この人はすぐれた教師なのだと思った。

それは彼女がアメリカ人の友だちとビーチに行くのだが、あなたは水泳が好きだといっていたから、一緒に行くかと誘ってくれたときだった。

私は喜んで同行したが、彼女が友だちとしゃべっている英語は、私がどんなに耳をすましても、全くわからない。私と話すときにはわかる英語になる。そうか彼女はレッスンのとき、相手のレベルに応じてつかう言葉やスピードを考え、相手に“わかる、わかる”という自信をつけさせることからはじめているのだなと思った。文法などもはじめからうるさくチェックせず、ともかくしゃべらせて、話が通じているという自信もつけさせようとしていたらしい。それに私の著書の内容を説明させることで、私のこれからの仕事に必要な言葉も覚えることになった。また彼女自身が、日本の製糸労働者や戦争独身婦人のことに、たいへん関心をもったので、いろいろ私に質問するから、それに答えることでさらに勉強になった。

レッスンは1時間のはずだったが、実際は2時間くらいいて、赤ちゃんと遊んだり、ミルクを飲ませるのを手伝ったりした。彼女は私のことを、“私がイメージしていた東洋人の女性とは全く違う”といって面白がったが、私のほうも彼女に興味をもった。

昼間のレッスンだから、夫は仕事に出て留守なのだと思っていた私に、“私は未婚の母なのよ”とさらっといい、そのいきさつまで話してくれたのである。

赤ちゃんの父親は香港に住む白人で、離婚経験者だった。彼女はすでに独身になっていた彼とつきあっていて妊娠した。そのとき彼女は、“完全に自分の決断で産むことにした。だからこの子の養育に関しては、100%私の責任であり、彼に一切の負担を負わせないつもりだ”と語っていた。私が“彼も独身なら結婚しないの?”ときくと、“彼は離婚してからまだ年月がたっていないので、自由をエンジョイしているから、すぐに結婚する気にはならないだろう。先のことはわからないが、どうなるにしても、この子は私の責任で育てる”といっていた。私が故国のご両親は、未婚の母になることにどう反応したかときくと、“父親は反対だと怒ったが、母親はコウノトリが赤ちゃんを運んできたんだからハッピーではないかと賛成してくれた”と話していた。彼女は自分の収入で、子どもを育てる自信があるようだった。

真剣に勉強した3か月

英語の勉強に関して、彼女のアドバイスでたいへん効果的だったことがある。それは私がひとりで部屋にいるときも、BGMのようにたえず英語を流しておくことだった。意識してきかなくていいからということで、私はすぐにトランジスタラジオを買い、英語放送をつけっ放しにした。ニュースのときは意識してきくようにしたが、何について話しているのかが辛うじてわかる程度で、天気予報だけがよくわかった。

CICのスタッフとランチを食べているときも、膝の上にはつねに辞書をおいていて、彼らの会話で知らない言葉を耳にすると、つい箸をおいて辞書をひいてしまった。それで“ミヨコは勉強家で食事中も辞書をひいている”とからかわれたが、勉強家というより、ひとことでも多く覚えたいという“欲望”だったと思う。

エスカレーター式の学校で学び、受験勉強の経験が全くない私にとって、一生のうちで真剣に勉強したのは、香港の3か月だけだった。そして目的がはっきりあって、自分がしたいと思ってやる勉強は、なんと楽しいものかを知ることになった。しかし記憶力の低下は覚悟していた以上で、私の脳になんらかの病変が起っているに違いないと、心配になったのである。

基発第0210005号
平成17年2月10日
都道府県労働局長殿
厚生労働省労働基準局長

PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について

塩素化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用されている廃棄物については、平成13年7月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号）に基づき、平成28年7月14日までの期間内に、これを処理しなければならないこととされているところである。

このことから、今般、これらの作業に従事する労働者のPCBによるばく露防止の徹底を図るため、「PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱」を別添のとおり策定したところである。

ついては、PCB廃棄物の事前調査、収集、運搬又は処理作業を行う事業者に対し、本要綱の周知徹底を図り、これらの作業に従事する労働者の安全衛生対策の徹底を期されたい。

なお、関係団体等に対し、別紙［省略］のとおり要請を行ったので、了知されたい。

別添

PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱

第1　目的

塩素化ビフェニル（以下「PCB」という。）については、昭和49年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）において、新たな製造及び使用が原則禁止されたが、それまでに製造されたPCBが使用されているトランス等の廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）については、処分されないまま関係事業場に保管されている状況にある。

このPCB廃棄物の処理については、平成13年7月に施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）に基づき行うこととされたところであり、PCB特措法に基づき策定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」により、PCB廃棄物の収集、運搬作業及びPCB無害化処理施設（以下「無害化処理施設」という。）における処理作業が、今後本格的に行われることとなっている。

PCB及びPCBをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「PCB等」という。）については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）、特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等においてその取扱い等が規制されているところであるが、PCB等にはコプラナーPCB等のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ）が含まれていることから、ダイオキシン類によるばく露防止の観点からの対策も併せて講ずる必要がある。

本要綱は、安衛法、特化則等で規定されている事項のほか、PCB廃棄物の事前調査、収集、運搬又は処理の作業を行う事業者が講ずべき事項を明確にし、当該作業における安全衛生対策の推進を図ることを目的とする。

第2　対象作業

本要綱の対象とする作業（以下「対象作業」という。）は、次のとおりとする。

1　事前調査

「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成16年7月29日付け環廃産発第040729001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別添）に基づき行われるPCB廃棄物の保管状況等に係る事前調査のうち、PCB等にばく露するおそれのある作業

2　収集等作業

PCB廃棄物の収集及び運搬の作業（運搬中の一時的な保管を含む。）のうち、PCB等にばく露するおそれのある作業

3　処理等作業

無害化処理施設内においてPCB等を取り扱う作業及び保守点検作業のうち、PCB等にばく露するおそれのある作業

第3　特定化学物質等作業主任者の選任

事業者は、特化則第27条の規定に基づき、特定化学物質等作業主任者を選任し、作業の指揮、保護具の使用状況の監視等の職務を行わせること。

なお、密閉された容器を運搬する作業については、特定化学物質等作業主任者の選任を要しないが、収集等作業において、PCB等の抜取り又は容器の移替え等、

開放状態の取扱いを行う場合は、特定化学物質等作業主任者の選任が必要であること。

第4　安全衛生教育

事業者は、安衛法第59条の規定に基づき、対象作業に従事する労働者（以下「従事労働者」という。）に対し、あらかじめ、次の事項について安全衛生教育を実施すること。

1　事前調査及び収集等作業

(1) PCB及びコプラナーPCB等のダイオキシン類の性状及び有害性
(2) 作業の方法及び事故が発生した場合の措置
(3) 保護具の種類及び使用方法
(4) 関係法令等

2　処理等作業

(1) PCB、コプラナーPCB等のダイオキシン類、無害化処理に用いる薬剤、中間生成物及び最終生成物の性状及び有害性
(2) 作業の方法及び事故が発生した場合の措置
(3) ばく露を低減させるための設備の操作及び作業開始時の設備の点検
(4) 保護具の種類及び使用方法
(5) 関係法令等

第5　健康管理及び就業上の措置

1　特殊健康診断の実施

事業者は、特化則第39条の規定に基づき、特殊健康診断を実施すること。

2　事後措置の実施

事業者は、安衛法第66条の4及び第66条の5の規定に基づき、健康診断の結果及び産業医等の意見を勘案し、事後措置の必要があると認める場合は、当該労働者の実情を考慮して、就業上の適切な措置を講じること。

また、必要があると認められる従事労働者に対して、最初の作業を開始する前及び作業期間中に血中のPCB及びダイオキシン類の濃度測定を行うよう努めること。

なお、当該濃度測定を実施した場合は、その結果を記録して30年間保存すること。

3　PCB等のばく露があった場合の措置

事業者は、特化則第42条の規定に基づき、事故、保護具の破損等により従事労働者がPCB等に著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、遅滞なく、医師による診察又は処置を受けさせること。

なお、この場合、必要に応じて、従事労働者の血中のPCB及びダイオキシン類の濃度測定を行い、その結果を記録して30年間保存すること。

4　女性労働者に対する配慮

女性の従事労働者については、母性保護の観点から、PCB等のばく露の可能性が高い作業を行う場合に就業上の配慮を行うこと。

第6　保護具

事業者は、特化則第43条及び第44条の規定に基づき、呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴等を備え付けること。

また、これらの保護具については、別表1の作業の区分に応じたものを着用させること。この場合、当該作業の内容に対応した管理レベルより上位の保護具の着用も差し支えないものであること。

なお、遠隔操作による作業の場合は保護具を着用する必要はなく、また、グローブボックス内等のPCB等が隔離された状況で作業する場合は、保護手袋以外の保護具を着用する必要はないものであること。この場合、直ちに使用できる場所に保護具を準備しておくこと。

ただし、グローブボックスの開口部を開閉する等、PCB等にばく露するおそれがあるときは、保護具を着用させること。

第7　事前調査及び収集等作業において講ずべき措置

1　事前調査において講ずべき措置

(1) 事前調査の実施

事前調査を行う事業者（以下「事前調査事業者」という。）は、特別管理産業廃棄物管理責任者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第6項の規定により置かれる者をいう。）若しくはその職務を代行する者又は特定化学物質等作業主任者に当該調査を行わせること。

(2) 事前調査におけるばく露防止対策

事前調査事業者は、従事労働者に事前調査を行わせるときは、別表1の1の管理レベル1に該当する保護具を着用させること。

ただし、PCB廃棄物が破損し、又は腐食し、PCB等の漏えいが認められた場合は、直ちに従事労働者を退避させるとともに、その後の調査に当たっては、従事労働者に別表1の1の管理レベル2に該当する保護具を着用させること。

(3) 情報の提供

事前調査事業者は、収集等作業を行う事業者（以下「収集等事業者」という。）及び処理等作業を行う事業者（以下「処理等事業者」という。）に対し、事前調査の結果について必要な情報の提供を行うこと。

2　収集等作業において講ずべき措置

(1) 収集場所の換気等

収集等事業者は、PCB廃棄物の収集場所（積替え場所を含む。以下同じ。）においては、作業前及び作業中において、次により換気を行うこと。

ア　別表2の区分1の収集場所で作業を行う場合には、既設の換気装置を稼働させること。

イ　別表2の区分2の収集場所で作業を行う場合には、ダクト付きの十分な性能を有するブロワーにより換気を行うこと。

ウ　別表2の区分3の収集場所で作業を行う場合には、既設の換気装置が所要の性能を有することを確認した上で、これを稼働させ、十分な換気を行った後に収集場所に立ち入ること。なお、既設の換気装置の性能が不十分な場合には、ダクト付きの十分な性能を有するブロワーにより、十分な換気を行った後に収集場所に立ち入ること。

エ　別表2の区分4の収集場所で作業を行う場合には、ダクト付きの十分な性能を有するブロワーにより、十分な換気を行った後に収集場所に立ち入ること。

また、収集等作業のために、臨時にブロワー等の換気装置を設置するときは、設置作業を行う従事労働者に別表1の1の管理レベル1に該当する保護具を着用させること。

なお、他の従事労働者が換気装置の排気にばく露することのないようにすること。

(2) 汚染の除去

収集等事業者は、PCB等の漏えいがあり、PCB廃棄物が汚染されている場合又は床など周辺が汚染されている場合、汚染部分のふき取り、洗浄による汚染の除去等、その汚染が拡がらない措置を講じること。

また、特化則第12条の2の規定に基づき、PCB等をふき取ったぼろ、紙くず等については、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じること。

なお、汚染の除去を行う従事労働者には、別表1の1の異常時等の作業に該当する保護具を着用させること。

(3) 事前液抜き作業及び事前解体作業の実施

ア　事前液抜き作業及び事前解体作業を行う場合の要件

PCB廃棄物からのPCB等の液抜き作業及び解体作業については、収集場所において事前に液抜き作業及び解体作業を行わなければ無害化処理施設への運搬が困難な次の場合等を除き、無害化処理施設で行うこと。

(ア) 液交換用のバルブ等があるPCB廃棄物で、腐食等があり、収集等作業中にバルブ等が破損する可能性がある場合

(イ) 地面等に直置きしているPCB廃棄物で地面等との接触面が腐食、劣化している可能性がある場合

(ウ) PCB廃棄物の大きさにより、建築物等からの搬出又はトラック、船舶、貨車等（以下「車両等」という。）による運搬ができない場合

なお、収集場所において事前液抜き作業及び事前解体作業を行う場合、雨天、強風等のPCB等の飛散、流出等のおそれのある天候の場合には、屋外では実施しないこと。

イ　事前液抜き作業及び事前解体作業におけるばく露防止対策

収集等事業者は、事前液抜き作業及び事前解体作業を行う場合、特化則第3条に基づき、局所排気装置等を設けること。

また、特化則第38条の5の規定に基づき、事前液抜き作業は、PCB等が漏れないよう、当該容器の注入口又は排出口に直結できる構造の器具を用いて行うこと。

なお、従事労働者には、別表1の1の管理レベル2に該当する保護具を着用させること。

ウ　火気を使用した解体作業におけるばく露防止対策

収集等事業者は、PCB廃棄物の液交換用のバルブ等が劣化、腐食又は損傷していること等により、火気を使用した解体作業を行う場合は、次の事項に留意すること。

(ア) 気化したPCB及びその燃焼生成物を吸入するおそれがあることから、局所排気装置による換気を行うとともに、別表1の1の異常時等の作業に該当する保護具を着用させること。

(イ) 付近に他の労働者がいる作業場においては、周囲の状況を検討し、十分な養生をする等、他の作業場所への粉じん等の飛散を防止する有効な措置を講ずること。

(ウ) 作業開始前に十分な計画を立て、決められた作業手順に従って作業を行うこと。この場合、特定化学物質等作業主任者だけではなく、火気を使用した可燃性の液体を含有する機器類の解体について十分な知識、経験を有する者も、作業計画の作成及び解体作業に参加させること。

(エ) 火災に備え、十分な数の適切な化学消火器等を、直ちに使用できる場所に備えておくこと。

(4) 積込み時におけるばく露防止対策

収集等事業者は、積込み時にPCB等の漏えいの有無等について把握すること。

この場合、その作業を行う従事労働者には、別表1の1の管理レベル1に該当する保護具を着用させること。

また、PCB等が漏えいするおそれのない運搬容器にPCB廃棄物を格納した後は、漏えいに備え、必要な数の別表1の1の管理レベル2に該当する保護具を、直ち

に使用できる場所に準備しておくこと。

(5) 運搬中におけるばく露防止対策

ア　運搬容器

収集等事業者は、予定されている運搬経路において通常予想される環境の下で、PCB等が漏えいするおそれのない運搬容器を用いて運搬すること。

イ　漏えいしたPCB等を回収するための用具及び保護具の準備

収集等事業者は、運搬中の事故による漏えいに備え、漏えいしたPCB等を回収するための吸着マット等及び回収作業のために必要な別表1の1の異常時等の作業に該当する保護具を、使用する車両等の運転手等が、直ちに使用できる場所に必要な数を準備しておくこと。

ウ　漏えいの有無等の把握

収集等事業者は、運搬中及び積替え時に、PCB等の漏えいの有無等について把握すること。

この場合、その作業に従事する労働者には、別表1の1の管理レベル1に該当する保護具を着用させること。

エ　運搬容器の外部に漏えいが認められた場合の措置

収集等事業者は、運搬容器の外部への漏えいを発見した場合、(2)の「汚染の除去」の方法に準じて除染を行うこと。

また、車両等の汚染を検査するとともに、当該容器を他のものと区分して保管し、運搬時に周囲を汚染させないように養生等の措置を行った後に運搬を開始すること。

なお、港湾、倉庫等における荷役業者その他の当該容器の運搬に関係した事業者の設備が、漏えいしたPCB等により汚染されたおそれがある場合は、漏えいの状況、PCB等により汚染されたおそれがあると思われる場所等を、当該事業者に対して、直ちに通知すること。

(6) 積卸し時におけるばく露防止対策

ア　漏えいの有無等の把握

集等事業者は、積卸し時においても、積込み時と同様に、車両等からPCB廃棄物を積み卸す際には、運搬容器の状態を十分確認し、PCB等の漏えいの有無等について把握した後に作業を開始すること。

また、運搬容器の状態の確認の結果、漏えいが発見された場合に備え、必要な数の別表1の1の異常時等の作業に該当する保護具を、直ちに使用できる場所に準備しておくこと。

イ　運搬容器の外部に漏えいが認められた場合の措置

収集等事業者は、運搬容器の外部への漏えいを認めた場合は、(5)のエと同様の措置を講じること。

第8　処理等作業において講ずべき措置

1　連絡体制の確立

処理等事業者、無害化処理施設の所有者、無害化処理施設を保守管理する事業者等が異なる場合は、各事業者間の連絡体制を確立すること。

2　PCB及びダイオキシン類の作業環境濃度の測定

(1) PCB

ア　作業環境濃度の測定

処理等事業者は、無害化処理施設における空気中のPCBの濃度測定について、対象となる作業工程ごとに単位作業場所を設定して、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)に基づき濃度測定を行い、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)に基づき評価を行うこと。

なお、特化則第36条の3の規定に基づき、その評価の結果、当該作業場所が第一管理区分に区分される場合には、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するための必要な措置を講じること。

この場合、当該作業場所が第一管理区分に区分されることを確認するまでの間は、作業場所に立ち入る従事労働者には、別表1の2の管理レベル2に該当する呼吸用保護具を着用させること。

イ　作業環境濃度測定結果の保存

処理等事業者は、特化則第36条の2の規定に基づき、PCB濃度等を記録し、3年間保存すること。

(2) ダイオキシン類

ア　作業環境濃度の測定

処理等事業者は、無害化処理施設における空気中のダイオキシン類の濃度測定について、次により行うこと。

(ア) 当該作業場所におけるダイオキシン類の濃度測定については、別表3に示す頻度により、定期に、測定対象作業場所に設置されている局所排気装置の開口面等従事労働者がばく露する可能性のある測定点に、ガラス繊維ろ紙及びポリウレタンフォームを装着したハイボリウムサンプラーを設置し、毎分220～260リットルでサンプリングを行うこと。

なお、サンプリング時間は、PCB廃棄物取扱い作業時間帯中の2時間とすること。

(イ) 測定結果からのダイオキシン類の濃度の算出は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成13年4月25日付け基発第401号厚生労働省労働基準局長通知別添)の別紙1「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」の6の「ダイオキシン類の毒性等量の算出方法」に基づき行うこ

と。

当該算出方法で得られたダイオキシン類の濃度が、2.5pg-TEQ/m^3を超える場合には、局所排気装置の制御風速の増加、開口面の形状の改善その他の方法により2.5pg-TEQ/m^3以下となるようにすること。この場合、ダイオキシン類の濃度が2.5pg-TEQ/m^3以下となっていることを確認するまでの間は、作業場所に立ち入る従事労働者には、別表1の2の管理レベル2に該当する呼吸用保護具を着用させること。

イ　作業環境濃度測定結果の保存

処理等事業者は、測定者、測定場所を示す図面、測定日時、天候、温度、湿度等測定条件、測定機器、測定方法、ダイオキシン類濃度等を記録し、30年間保存すること。

3　局所排気装置等の設置等

(1) ばく露防止対策の基本的考え方

無害化処理施設内におけるばく露防止対策としては、可能な限り、自動化による無人作業とすることが望ましいこと。無人化できない作業工程においては、局所排気装置等及び保護具の使用のほか、作業内容によってはグローブボックス内で作業を行うこと。

(2) 局所排気装置等の設置

処理等事業者は、特化則第3条に規定する作業又はこれ以外の処理等作業を行うときは、密閉設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。

なお、局所排気装置として、作業に支障を来さないために大容積の囲い式フードを設置する場合においても、開口面における制御風速を確保すること。

プッシュプル型換気装置を用いる場合は、吹き出し気流の向きにより、下降流型、斜行流型及び水平流型の3種類があるが、作業内容に応じて最も有効と思われる型式のプッシュプル型換気装置を選定すること。また、プッシュ気流とプル気流の流量比を検討し、できるだけ効率の良い流量比を設定すること。その場合、捕捉面での風量0.2メートル毎秒以上の捕捉面風速を確保すること。

4　作業マニュアルの策定

処理等事業者は、以下の事項等を記載した作業マニュアルを作成すること。

(1) 設備概要（フローシート、配置図及び機器一覧表を含む。）
(2) プロセス説明書
(3) 運転準備
(4) 運転手順書
(5) 緊急時の対応（緊急停止操作を含む。）
(6) 安全衛生対策
(7) 運転日誌
(8) 防災体制
(9) 保護具の点検基準

5　保守点検の実施

(1) 保守点検計画の策定及びマニュアルの作成

無害化処理施設の保守点検については、あらかじめ、保守点検計画を策定するとともに、保守点検の種類に応じたマニュアルを作成すること。

(2) 連絡責任体制の確立

保守点検の一部を他の事業者に請け負わせる場合には、必要な連絡責任体制を確立すること。

(3) 保守点検責任者の指名

保守点検に必要な能力を有する者を保守点検責任者として指名すること。

(4) 保守点検記録の作成

保守点検をした場合は、保守点検記録を作成し、3年間保存すること。

別表1 管理レベルと保護具の使用［省略―http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-46/hor1-46-2-1-4.html#1、http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-46/hor1-46-2-1-4.html#2参照］

別表2 収集場所における作業環境の区分［省略―http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-46/hor1-46-2-1-5.html参照］

別表3 ダイオキシン類の濃度測定の頻度［省略―http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-46/hor1-46-2-1-6.html］

基安化発第0128003号
平成17年1月28日
各都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長殿
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

廃棄物処理事業におけるクロルピクリン中毒の防止について

廃棄物処理事業における労働災害防止については、「清掃事業における安全衛生管理要綱」（平成5年3月2日付け基発第123号の別添1）等により指導をしているところであるが、最近、ごみ収集作業の際に容器に残存していた農薬のクロルピクリンの蒸気を吸入することによる中毒災害が別紙のとおり発生しているところである。

このため、クロルピクリンの製造者団体であるクロルピクリン工業会に対して別添1[省略]のとおり、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長に対して別添2[省略]のとおりクロルピクリン中毒の防止について要請したところである。

ついては、各局においても、廃棄物行政全般を所管する都道府県及び保健所設置市の廃棄物担当部局との連絡、協議等の場を通じて、下記事項について周知するよう努められたい。

記

1　労働衛生教育の実施

関係労働者に対して、クロルピクリンの性状、有害性、疑わしい廃棄物に遭遇した場合の対処方法について労働衛生教育を実施すること。

2　異常発生時の措置

不測の事態により、廃棄物の回収又は処理の際にクロルピクリンの蒸気が発生したときは、直ちに労働者を退避させること。

参考1：クロルピクリンの容器の例

主なクロルピクリンの商品名

南海クロールピクリン／カヤククロールピクリン／三井東圧クロールピクリン／クロピク80／ドジョウピクリン／ドロクロール、その他、他成分との混合剤等がある。

参考2：クロルピクリンの有害性等について

1　性状

刺激臭のある無色の液体で、気化したガスは空気より重く低所に流れる。

2　用途

土壌燻蒸剤、倉庫燻蒸剤

3　有害性

(1) 主要な症状

① 吸入した場合

・せきや鼻汁が出る。・気管支及び肺を強く刺激し、重度障害を生じる。・多量に吸入すると悪心、血尿を認め、胃腸炎、肺炎、呼吸困難、肺水腫をおこす。・ばく露の症状は灼熱感、咳、息切れ、喉頭炎、息苦しさ、頭痛、吐き気、嘔吐。

② 皮膚に触れた場合

・皮膚から吸収する。・皮膚を刺激する(かぶれる、ただれる、発赤する)。・皮膚炎を起こすことがある。・水疱を生じる。・皮膚アレルギーを起こすことがある。

③ 眼に入った場合

・粘膜を刺激し催涙する。・結膜の炎症により視力障害を起こす。

④ その他

・許容濃度を超えると、死に至ることがある。・これらの影響は遅れて現れることがある。

(2) 許容濃度

日本産業衛生学会(2004年)許容濃度　0.1ppm(0.67mg/m^3)

ACGIH(2003年)TLV-TWA　0.1ppm

(注)ACGIH:米国産業衛生専門家会議

TLV-TWA:時間加重平均許容濃度

4　応急措置

(1) 吸入した場合

①新鮮な空気にあてる。②呼吸停止の場合は、人工呼吸を行う。③呼吸困難の場合は、酸素吸入を行う。④医師に連絡する。

(2) 皮膚に付着した場合

①汚染した衣服や靴を脱がせると同時に、大量の水で最低15分間洗浄する。②医師に連絡する。

(3) 眼に入った場合

①大量の水で最低15分間洗浄する。(できればコンタクトレンズをはずす。)②洗眼は指で瞼をひろげ、大量の水で十分に洗浄する③医師に連絡する。

(4) 飲み込んだ場合

①口をすすぐ。②多量の水を飲ませる③医師に連絡する。

5　漏出時の措置

(1) 退避

①危険区域から立ち退く②漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして立入りを禁止する。

(2) 除去方法

①大量の流出には、土砂等で流出を止め、多量の活性炭又は消石灰を散布して覆い、全員関係先に連絡し、専門家の指示により処理する。②少量の流出では、布でふき取るか又はそのまま風にさらして蒸発させる。③漏れた液を密閉式の表示された容器にできるだけ集める。

(3) 事故処理の際の装備

下記のうち作業に適したものを使用する。

①呼吸器の保護具(呼吸用保護具を着用する。) ②手の保護具(保護手袋を着用する。)③眼の保護具(顔面シールド又は呼吸器用保護具と眼用保護具の併用。)④皮膚及び身体の保護具(保護衣を着用する。(漏えい飛散した場合の処理時でも防護衣の上に防火服を着装する。)

(4) 検知方法

検知管：塩素用、クロルピクリン用、ホスゲン用。

6　廃棄上の注意

分解法：少量の界面活性剤を加えた亜硫酸ナトリウムと炭酸ナトリウムの混合溶液中で、撹拌し分解させた後、多量の水で希釈して処理する。

[参考文献等省略]

旧国鉄・JRのアスベスト被害

神奈川●元大船工場労働者の中皮腫認定

旧国鉄大船工場で電車等の改造作業に従事し、石綿に曝露したことが原因で胸膜中皮腫を発症し、亡くなられた故加藤進さんに、1月20日、公務災害の認定が下りた。中皮腫と確定診断されたのは、昨年9月3日だったが、その時はまだ元気で仕事をされていたのである。しかし、そのわずか3か月後の12月5日に病状が急速に悪化し、亡くなられてしまった。

加藤さんは、国鉄が分割民営化された1988年3月に同大船工場を退職し、その後プラスチック成型の会社に再就職。亡くなられたときはまだ61歳という若さだった。11月6日の娘の結婚式には、入院中にもかかわらず花嫁の父として式場に参席する気力も見せた。しかし、その花嫁の父には余命いくばくも残されてはいなかったのだ。

加藤さんは、1963年4月に国鉄の大船工場に入所した。当時、大船工場には800人近くが働いており、それぞれ電車等の解体、修理、改造の作業があったが、加藤さんは修理と改造の作業に従事した。修理の作業では、床下の制御器、抵抗器等の機器を下ろすときに、エアーで吹いて掃除をする。その「抵抗器を吹くときはホコリがひどく、マスクもしていなかったため、粉じんをたくさん吸い込んでしまいました」と、生前の聞き取りで加藤さんは語っている。

また、床下機器の電気の配線工事では、電線の入った塩化ビニールのパイプに石綿でできた板状の断熱材を巻き付けていく作業もあった。「石綿をバケツに入れた水に溶かすと、軟らかくなってパイプに巻いただけでよくくっつくようになります。この断熱材を巻いたパイプを艇子で抜いて、石綿の断熱材を破砕して落とすと、白い粉がパラパラと周辺に飛散します。マスクもしていないので、白い粉をたくさん吸ってしまった」とも語っている。いずれの作業でも断熱材として使われていた石綿に曝露したことは明らかだつた。

公務災害として認定したのは、国鉄清算事業本部東日本支社。旧国鉄職員の災害補償は、労災保険法ではなく、国家公務員災害補償法に準拠して旧国鉄が直接行っていたが、国鉄改革時には、旧国鉄清算事業団に移行し、同事業団の解散以降は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部に引き継がれている。

旧国鉄職員で中皮腫を発症して公務災害として認められたのは、京都府内の運転所に勤務していた立谷勇さん、東京部品川電車区に勤務していた久富義孝さん（2004年8・9月号103頁参照）に続いて3人目と見られるが、石綿に関連した肺がんやじん肺でもいくつか認定された事例があると考えられる。

すでに、亡くなられた加藤さんの葬儀のときに伝えられた中皮腫という病名のことで、同大船工場で働いて同名の病気で亡くなられた方の遺族からの相談がセンターに寄せられている。加藤さんが働いていたJR大船工場は、鉄道マニアに惜しまれながら近々に閉鎖の予定ということだが、車両の修理、解体を行うJRの工場は、大船工場以外に全国で数多くある。

これらの工場で働き、石綿に曝露した人々の被害が多数出ていることが予想される。旧国鉄、JRを問わず、石綿被害の掘り超こしは急務の課題である。

（神奈川労災職業病センター　西田隆重）

防音耐火ドア製造据付工

大阪●労働組合の協力で元同僚証言

防音耐火ドア製造据付工の的場勇さんは、1960年代から70年代

女の気持ち

今年も喪中はがきが届く季節になったが、私がこんなに早く差出人になろうとは思いもよらなかった。

2月に2人で楽しくメキシコに行ったのに、夫は何の前触れもなく息苦しくなり、4月に入院した。1年の命と宣告され、血の気が引いた。

その息苦しいまま、3カ月で黙って逝ってしまった。原因は30年前、アスベストを吸ったことによる悪性中皮腫とのことだった。病魔が憎い。

夫は仕事を趣味とするほどの働き者で、自然に逆らわず、病気もしなかった。40年以上同じ建築関係の職場で、緑色の上下の作業服がよく似合った。汗がにじんだ帽子をかぶり、玄関から「ただいま」という大きな声で帰って来る彼は、いつも青年のようだった。

いい人だったのね

私の出した喪中はがきを見て、「あまり急なのでびっくりしたわ」「65歳はもったいないねえ」と電話をくれる友。遠い所から新幹線で来てくれた友。皆一同に「いいだんなさんだったね」「優しい人だったね」「うそみたい」と言って、一緒に涙してくれる。

「女の気持ち」にも2、3回、主人の悪口を書いて載せてもらったものの、実は本当はいい人だったんだと思う。私、このお正月、どうして過ごしたらいいの？

大阪府箕面市　的場　照子　63歳　主婦

火災報知機取付け作業でも

静岡●労災認定の報は聞いたけれど…

火災報知器の取り付け業に従事する、静岡県在住のEさんは、2003年暮れから、倦怠感、歩行時の息苦しさを感じるようになった。年末仕事に追われ、近隣の病院を受診したのが、年明けであった。受診したその白のうちに、総合病院を紹介され、検査入院。検査の結果、悪性胸膜中皮腫と診断された。

Eさんは、現在の火災報知器設置の仕事に携わる以前、1957～61年までの4年間、F社の耐熱パイプの製造工場で4年働いていた。そこでは、石綿を紙状に伸ばしてポリエステルをしみ込ませ、芯となる鉄棒に巻き付け固めて、パイプを作っていた。

Eさんは、就職当時、「解綿（石綿を解綿剤でほぐし、南京袋に袋詰めにする作業）」といわれる工程を1年ほどした後、固まったパイプの耳切作業を2年行った。その後、問もなくこの工場を退職し、配管・配線工事の職人として働くようになり、とりわけ火災報知器の設置で、培った技術を活かして働いてきた。小柄で身軽なEさんは、労を惜しまず、配線作業で屋根裏に潜る毎日だった。

「考えてみれば、石綿まみれの仕事から縁が切れることがなかった」と話していたEさん。直接製造・加工ということで、F社の労働保険番号で、静岡県富士労働基準監督署に、2004年5月、労災請求。業務上認定の報を受けて間もない10月、永眠された。

2004年1月に診断され、2月にセンターに相談の電話をいただいてから、わずか8か月後の悲しい別れであった。

（東京労働安全衛生センター）

にかけて、仕事で使用したアスベストに曝露したことが原因で胸膜中皮腫を発症し、発見からわずか3か月で急速に悪化し、死亡された。

作業内容は、アルミサッシの窓枠製作、ドアの製作、学校等の間仕切り、それらの取り付け作業などで、アルミサッシを取り付ける際には、その横で、壁などの吹き付け作業が頻繁に行われていた。

ドアの製作時には、防音・断熱のために、ドアの中にアスベスト・クロスを挟みこんでいた。それらの作業の際には自分の手で、アスベストクロスを引きちぎるようにしていることもあったし、ハサミで切ることもあった。音楽関係大学の防音ドアの工事にも、アスベストを使用した。パネル等の張り合わせにも、アスベストは使われていた。

古い時代のことだったが、幸い労働組合の協力で、当時の元同僚の証言が得られたことが、労災認定を早めた（大阪・茨木労働基準監督署が認定）。

いまご遺族は、患者と家族の会に参加している。（別掲は毎日新聞に掲載された妻・照子さんの手記）

外国人労災訴訟に勝訴判決

大阪●高裁が安全配慮義務認める

大阪・枚方市の木材加工工場で右腕を切断したブラジル人労働者のYさんが、事業主の株式会社永井半に損害賠償を求めていた裁判が、提訴から3年、やっと判決をむかえた。

判決は、被災者本人の過失を3割としたものの、事業主としての会社側は安全配慮義務を怠った点を認めて、原告勝訴であった。

1999年7月、Yさんは、フィンガープラントという合板の端を削り、のりで接着して長い柱を作る機械で作業中、板を削る刃によって右腕を根元から切断された。療養中に心因反応による精神障害も発症し、腕の切断と合わせて、障害等級3級に認定された。

刃のカバーは、事故の前から取り付け不能の状態にあり、事業主はこれを知りながら対処していなかった。争点のひとつは、フィンガープラントは自動で板を送り加工する機械であったので、Yさんがなぜ機械を停止させずに刃の付近に近寄ったのか、という点であった。

Yさんは、大事故により記憶を喪失しており、こちら側は日常の作業の中から想像した理由を挙げるしかなく、十分に納得のいく説明が行えずに、判決では、本人の過失を3割とされた。一方、被告会社の責任について、工場では80人の従業員のうち、60人がブラジル人であったにもかかわらず、機械の安全についての説明は日本語で行ったのみで、説明書も日本語であったので、実際作業していた原告らブラジル人労働者は、一度も詳細な説明を聞いたり読んだりすることなしに、作業していたという点を認め、安全配慮義務違反があったとした。

永井半工場は、安全教育の不足に加えて、労働者は見回りに来る社長自らによって、常に作業をせかされており、最低限の作業場所まわりの木屑の掃除できない劣悪な環境であった。そのために労働災害も多発しており、Yさんの事故はそういった環境で起こるべくして起こった事故だったという事実は、残念ながら、判決上、考慮されなかった。

しかし、裁判官は、永井半に対して相当な額を支払うように言い渡した。永井半は、これに対し不服として控訴した。地裁段階で3年、事故からはすでに5年がたっており、精神障害で薬なしではいられないYさんにとって苦しい状況であるので、高裁での一刻も早い解決が望まれる。

（関西労働者安全センター　田島陽子）

急性腰痛を逆転公務上

東京●発症2年後の基金審査会採決

清掃作業中の腰部捻挫に、地方公務員災害補償基金が下していた公務外認定処分に対し、2004年12月15日付けで同基金審査会が取り消しの裁決をした。

2002年11月30日の朝、TSさんは不燃ごみの収集作業をしていた。別の人が高さ180cmくらいの大型箱型台車にシーツを満載して重そうに運搬していたが、道幅が狭く、清掃車が通過するのを待っていた。防鳥ネットが道路に広がっていたため、TSさんは、台車の通行の妨げにならないように片付けようと、清掃車が動き出すと同時に、中腰姿勢から左手で防鳥ネットをつかみ、上体を起こすようにして勢いよく引っぱりあげようとした。

このとき、動き始めた台車の車輪が防鳥ネットの端を踏み、TSさんの上体ががくんと前に引っぱられるようになり、急激に腰部に痛みが生じ、継続した。

TSさんは、午後から帰宅したが、痛みが強まり、寝返り、歩行もできなくなったため、整形外科を受診し、

腰部捻挫の診断で療養をした。TSさんは、公務災害認定請求をしたが、基金東京都支部は、「転倒等は認められず災害性要因に乏しく公務を単なる機会として発症したに過ぎない。」として、公務外認定をした。

続く審査請求に対しても、基金支部審査会は、棄却の裁決を下した。

業務によって発症したかどうかではなく、単純に転倒や40kg以上の重量物を持ち上げたときに急性発症した災害性腰痛のみを公務上にするという基金の不当な基準に対し、NOを突きつけ改善する機会であると、自治労や東京清掃労組は力を入れて取り組んだ。

亀戸ひまわり診療所にも意見書の依頼があり、次の内容で提出した。

① 中腰姿勢から主に背筋を使って引き上げる背筋力型挙上
② 左右非対称性の重量物持ち上げ動作
③ 重量物持ち上げにあたり、急激な加速をした。
④ 量物の取り扱いにあたって、その取り扱い物が予想に反して著しく重くなった

の4点から、発症時には、腰痛発症の大きなリスクが存在していた。

中腰姿勢から左手で防鳥ネットをつかみ、上体を起こすようにして勢いよく引っぱりあげようとした瞬間に、腰痛が発症した。この作業は、前述したごとく、医学的にみて腰痛を発症するリスクの大きい作業であり、原因と結果の対応した関係があるといえる。

レントゲン所見に若干の所見はあっても、この変化は本件発症前からあったと考えられ、この程度のレントゲン変化があっても、腰痛症状がなく、数年間作業を行なうことができていたことになる。したがって、この変性変化があることは、基礎的状態であって、このことだけで腰痛症状の急激な発症は説明できない。

前述した①～④が重なることは、業務としては通常ないことであり、腰部への負荷として、著しく大きなものであったと考えられる。このことによって、急激な腰痛が発症した。以上より、本件傷病と公務は相当因果関係があると考える。

基金審査会は、「大型台車という重量物が、突然、引っ張り上げようとしていた防鳥ネットの端を踏むという事故的な事由により、腰部に対して通常の動作とは異なる動作による急激な力が作用し発症したもの」と認め、公務外認定処分を取り消した。

（亀戸ひまわり診療所
整形外科医・三橋徹）

重激な港湾労働による腰痛

神奈川●審査請求で障害等級見直し

港湾労働者の菊地政志さん（76歳）の障害補償給付の審査請求について、2004年10月26日付けで、原処分取り消しの決定が下りた。横浜北労基署の障害等級12級認定が取り消され、11級となった。

菊池さんは、約30年におよぶ港湾労働による腰痛（変形性腰椎症）で長年療養してきたが、2004年3月末日、症状固定となり、針灸特別援護措置とアフターケアを受けてきた。療養中に国を相手取って起こした針灸裁判の原告の一人にもなった。

今後、山形の実家に帰ることになる菊地さんに、これまでを振り返ってお話をうかがった。

●山形から出稼ぎに

◇お生まれは？

1928年、山形県米沢市で生まれました。国民学校卒業後、戦前は茨城県の日立製作所（軍需工場）で働きました。

◇戦後は？

敗戦と同時にそこを辞め、実家に帰りました。もともと農家ではなかったので、しばらくは臨時で土建作業や雑役を行いました。冬は雪が降るし、ろくな仕事もなかったので、出稼ぎに出ることにしました。

◇出稼ぎはどちらへ？

長野や新潟のダム工事現場に行きました。仕事は、掘削や岩石を運ぶトロッコ押し、バイブレーターを使ったコンクリート打ちなどでした。東京で、家を建てるための地層掘りなども行いました。この頃は半年働いて、半年失業保険をもらうことができたので、冬場働きに出

て、夏の間は失業保険をもらって生活しました。10年ほど続けました。

●塩をなめなめ、水を呑みのみ

◇横浜にはいつから？

ちょうど30歳の頃ですから、1958年頃だと思います。いわゆる立ちん坊をやり、決まった手配師から日雇い仕事を受けました。主に港の仕事でしたが、他にも様々な仕事に就きました。港湾の仕事は賃金も高く、仕事はきつくても自分に合ってると思い、通年で働くようになりました。肩に担ぐ仕事は、初めは軽い物からだんだん慣らして、重い物（小麦93kgキューバ糖120kgなど）も担ぐようになりました。初めはタイミングが合わず、袋物を落したりしましたが、息を止めて担ぐ要領がだんだん分かりうまく担げるようになりました。

◇その後、港湾労働法施行に伴い、登録日雇労働者（青手）になるわけですね。

そうです。1967年だと思います。腰痛のため働けなくなる1988年まで、就労しました。職種は、最初は引っ張り、それから上肩A、一般沿岸と変わりました。青手時代一番長くやったのは上肩で、15年くらいです。

◇どんな仕事でしたか？

上肩では、93kgの小麦や120kgのキューバ糖などが入った袋物（バイキ）を肩でかつぎ、倉庫に山付けしたり、トラック積みをしました。山付けは、コンベアで押し上げられたバイキを5段ずつ足下に落して積み上げ、20～30段くらいまで上げました。バイキの上に載って担ぐため、足元が悪く、腰や膝に負担がかかりました。トラック積みは、ホッパーの下で袋づめしたバイキをコンベアに積んで、それを肩で受けて、トラックに積みます。コンベアから肩に受けるときに肩、首に負担がかかりました。

◇きつかったのは？

昔はフォークリフトも機械もなく、みんな手作業でやるため、腰、膝、首、肩、肘など全身に負担がかかりました。

真夏の倉庫内の室温は40度以上あり、一日中担いでいるため脱水症状をおこし、塩をなめなめ、氷水を呑みのみ作業しました。冬場は、キューバ糖が石みたいに固くなってそのままでは積み上げることができないため、一袋一袋バールでほぐしながらの作業でした。仕事を終わって家に帰りひと休みすると、腰が抜けたようになり、トイレに立てないこともありました。東京オリンピックの前後は本当に忙しかったです。自分でもよく働いたと思います。

●これからはゆっくり温泉に

◇腰痛はいつ頃から？

慢性的な痛みを感じるようになったのは、1984年頃からです。腰から足にかけて重い痛み、シビレが出てきました。それで、職種変えをしてもらいましたが良くならず、1988年には歩くことが困難になり、港町診療所にかかりました。20m歩いては休んで、20m歩いては休んでという状態でした。それで手術のため、湘南中央病院に1か月半入院しました。生まれて初めてのことで、手術後、体が動かせず、せきもできず、大変でした。かみさんに10日間付き添ってもらいました。

◇山形のご実家はいかがですか？

毎年、正月には実家に帰り、家族ですごしていました。かみさんと息子夫婦、孫が二人います。かみさんは膝が悪いので、これからはゆっくりと温泉の付き合いでもしたいと思います。

◇最後に、ひと言。

港町診療所には16年間お世話になりました。これまで治療に専念できたのは、労災認定が受けられたおかげです。後遺症については、山形で治療できるように書類をつくってもらいました。港町診療所の先生、スタッフの方々、全港湾の仲間、みんなに感謝したいと思います。

（聞き手：神奈川労災職業病センター・小野隆）

通勤災害と業務災害

厚労省●まぼろしの通達？を入手

※内容は伝えられているのに、原文を見ることがなかった以下の通達を入手したので紹介する。昭和48年12月1日付け基発第671

号都道府県労働基準局長宛て労働省労働基準局長通達

業務災害の取扱について

労災保険法上、業務上外を判断する場合における「業務」には、当該労働者の本来の担当業務はもちろんのことであるが、本来の担当業務そのものでなくとも当該事業の運営上及び当該労働者が業務を遂行する上での必要又は合理的行為であり、当然に業務に附随する行為であると認められる行為は、「業務」に含まれると解することが相当であるから、下記の災害の場合には、業務災害として取扱うこととしたので、了知されたい。

記

1　事業場に食事をする施設がないため、又は不十分なため、使用者が事業場に近接する食堂と労働者の食事について契約を結び指定食堂としている場合及び事業場の近辺に数件の食堂しかなく、労働者がそれらの食堂を利用せざるを得ないような状況にある場合において、当該事業場と食堂との間の直接の往復途上における災害

2　事業場に医療機関がなく、就業中に緊急の治療を要する場合において、使用者の指示又は了解により、当該事業場と最寄りの医療機関との間の直接の往復途上における災害

労働組合の個人情報保護

厚労省●講ずべき措置の指針を策定

2005年3月25日、厚生労働省はホームページ上に下記の指針を公表した。事前に実施されたパブリック・コメント手続の結果も公表されている。

個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針

第1　目的

この指針は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関して労働組合が講ずべき措置について指針となる事項を定めることにより、労働組合が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

第2　定義

1　この指針において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条において使用する用語の例による。

2　この指針において「労働組合」とは、個人情報取扱事業者のうち、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合（船員のみに係るものを除く。）をいう（第4に規定する場合を除く。）。

第3　労働組合が講ずべき措置について指針となる事項

1　法第15条に規定する利用目的の特定に関する事項

労働組合は、個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）を特定するに当たっては、当該個人情報の供される活動、目的等が一般的かつ合理的に想定できる程度に明確に行うものとすること。

2　法第16条に規定する利用目的による制限に関する事項

(1) 労働組合は、法第16条第1項及び第2項の本人の同意として、書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）又は口頭による明示的な同意の意思表示を得ることが望ましいものであること。

(2) 労働組合は、その活動の遂行に必要な場合に限り、個人情報を取得するものとすること。

(3) 労働組合は、その取り扱う個人データについて、利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定め、当該保存期間経過後又は利用目的を達成した後は、遅滞なくこれを消去することが望ましいものであること。

3　法第18条に規定する取得に際しての利用目的の通知等に関する事項

労働組合は、法第18条第1項及び第3項の本人への通知

をするに当たっては、書面（電磁的記録を含む。）又は口頭により行うものとし、公表をするに当たっては、労働組合の事務所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うことが望ましいものであること。

4　法第20条に規定する安全管理措置に関する事項

(1) 労働組合は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講ずるものとすること。その際、個人データの漏えい等の事故が発生した場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、必要かつ適切な措置を講ずるものとすること。

(2) 労働組合は、組織的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずることが望ましいものであること。

イ　個人情報保護管理者の設置

ロ　個人データの安全管理措置を講ずるための組織体制の整備

ハ　個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用

ニ　個人データ取扱台帳の整備

ホ　個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善

ヘ　事故又は違反への対処についての手続の策定

(3) 労働組合は、人的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずることが望ましいものであること。

イ　雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結

ロ　従業者に対する教育及び啓発の実施

(4) 労働組合は、物理的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずることが望ましいものであること。

イ　入退館（室）管理の実施

ロ　盗難等に対する対策

ハ　機器、装置等の物理的な保護

(5) 労働組合は、電子計算機を用いて個人データを取り扱う場合は、技術的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずることが望ましいものであること。

イ　個人データへのアクセスにおける識別と認証

ロ　個人データへのアクセス制御

ハ　個人データへのアクセス権限の管理

ニ　個人データのアクセスの記録

ホ　個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策

ヘ　個人データの移送・通信時の対策

ト　個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策

チ　個人データを取り扱う情報システムの監視

5　法第22条に規定する委託先の監督に関する事項

(1) 労働組合は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けることが望ましいものであること。

(2) 労働組合は、次に掲げる事項について、委託契約時に委託の内容に応じて明確化することが望ましいものであること。

イ　個人データの安全管理に関する事項で、例えば次に掲げるもの

(イ) 個人データの漏えい等の防止及び盗用の禁止に関する事項

(ロ) 委託契約範囲外の加工及び利用の禁止

(ハ) 委託契約範囲外の複写及び複製の禁止

(ニ) 委託契約期間

(ホ) 委託契約終了後の個人データの返還、消去及び破棄に関する事項

ロ　個人データの取扱いの再委託を行うに当たっての委託元への報告とその方法

ハ　個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度

ニ　委託契約の内容及び期間が遵守されていることの確認

ホ　委託契約の内容及び期間が遵守されなかった場合の措置

ヘ　個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

ト　個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲

6　法第23条に規定する第三者提供の制限に関する事項

(1) 労働組合は、共済事業その他の活動の遂行に当たり、個人データを第三者に提供する場合には、法第23条第1項各号、第2項又は第4項各号に該当する

場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとすること。

(2) 労働組合は、法第23条第1項の本人の同意として、書面(電磁的記録を含む。)又は口頭による明示的な同意の意思表示を得ることが望ましいものであること。

(3) 労働組合は、法第23条第2項から第五項までの本人への通知をするに当たっては、書面(電磁的記録を含む。)又は口頭により行うものとし、本人が容易に知り得る状態に置く措置を講ずるに当たっては、労働組合の事務所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとすること。

7　法第24条に規定する保有個人データに関する事項の公表等に関する事項

労働組合は、法第24条第1項の本人の知り得る状態に置く措置を講ずるに当たっては、労働組合の事務所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとすること。

8　法第25条に規定する開示に関する事項

労働組合は、法第25条第1項の規定により求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定を本人に通知する際には、根拠となる法の規定(当該保有個人データの全部又は一部について開示しないことの根拠となる法第25条第1項各号のうち該当するものをいう。)を併せて通知することが望ましいものであること。

9　労働組合の個人情報保護に関する考え方や方針の明確化に関する事項

(1) 労働組合は、労働組合の個人情報の保護に関する方針等に関する宣言を定め、公表することが望ましいものであること。

(2) 労働組合は、(1)の宣言に、次に掲げる事項を定めることが望ましいものであること。

イ　取得した個人情報を目的外に利用しないこと。

ロ　苦情処理に適切に取り組むこと。

(3) 労働組合は、(1)の公表をするに当たっては、労働組合の事務所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うことが望ましいものであること。

10　個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の対応に関する事項

(1) 労働組合は、自己の取り扱う個人情報(委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下この項において同じ。)の漏えい等の事実を把握した場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとすること。

(2) 労働組合は、自己の取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、遅滞なく、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を公表するものとすること。

(3) 労働組合は、自己の取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、事実関係、発生原因及び対応策を厚生労働省に直ちに報告するものとすること。

第4　個人情報取扱事業者以外の労働組合による個人情報の取扱い

個人情報取扱事業者以外の労働組合法第2条に規定する労働組合(船員のみに係るものを除く。)であって、個人情報を取り扱うものは、法及び第3の規定に準じて、個人情報を適正に取り扱うことが望ましいものであること。

職業性石綿ばく露と石綿関連疾患
—基礎知識と労災補償—

森永謙二 編
(独)産業医学総合研究所

[改訂新版] 2005年3月25日発行
必読！ 最新の認定基準改正に対応

(有)三信図書 発行　370頁 4,000円(税込)
割り引き取り扱いします。事務局までご連絡下さい。

REACH

［リーチ］
EUの新しい化学物質規制

よく分かる！ REACH解説書

化学物質汚染のない世界をめざして
EUの新しい化学物質規制──REACH
【国際市民セミナーの記録】

A4判131頁　2005年3月刊　頒価500円＋送料

編集・発行 国際市民セミナー実行委員会

今、世界に先駆けてEUで導入されようとしている新しい総合化学物質規制「REACH」。その中身は、予防原則に立つ、安全性の立証責任を行政から事業者へ移す、既存の物質にも安全性の確認が課せられるなど、画期的なものです。

「REACH」が実現すれば、人の健康と環境を守るという人類の願いがEUだけではなく、地球規模で促進されると期待されます。本書を読めば、REACHについて、なぜ必要なのか、背景、内容、進捗状況、誰が反対しているかなど、そのすべてがわかります。

2004年11月に開催された国際市民セミナーの記録に、前EU議会議員インガー・ショーリングさんの著書『EU化学物質政策の探索ガイド──REACH 何が起きたのか、なぜ？ 第2部 政策』の邦訳70ページを新たに加えた、今一番ホットなREACH解説書です。

【購入方法】

裏面の申し込み用紙で、FAXまたは郵送、E-メールでお申込みください。

代金は現品到着後、同封の郵便振替用紙でお振込みください。

申し込み・問合せ先 ▶ 国際市民セミナー実行委員会

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階　TEL・FAX 03-5836-4359　E-メール syasuma@tc4.so-net.ne.jp

「化学物質汚染のない地球を求める東京宣言」賛同署名にご協力ください。
http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/tokyo/index.html

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階　TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail joshrc@jca.apc.org　HOMEPAGE http://www.jca.apc.org/joshrc/

東　京●NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail etoshc@jca.apc.org
TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766

東　京●三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5
TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024

東　京●三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内
TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663

神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948

新　潟●財団法人 新潟県安全衛生センター
〒951-8065 新潟市東堀通2-481
E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
TEL(025)228-2127 /FAX(025)228-2127

静　岡●清水地域勤労者協議会
〒424-0812 清水市小柴町2-8
TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889

愛　知●名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL(052)837-7420 /FAX(052)837-7420

京　都●京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F
TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145

大　版●関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL(06)6943-1527 /FAX(06)6942-0278

兵　庫●尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付
E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫●関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部
TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫●ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号
E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172

広　島●広島労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル
E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4123

鳥　取●鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090

徳　島●NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
TEL(088)623-6362 /FAX(088)655-4113

愛　媛●NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15
E-mail npo eoshc@ybb.ne.jp
TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)34-5667

愛　媛●えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6
TEL(089)941-6065 /FAX(089)941-6079

高　知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28
TEL(0888)45-3953 /FAX(0888)45-3953

熊　本●熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック
E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177

大　分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階)
TEL(097)567-5177 /FAX(097)503-9833

宮　崎●旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14
E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404

鹿児島●鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F
E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL(0995)63-1700 /FAX(0995)63-1701

自治体●自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階
E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432

(オブザーバー)

福　島●福島県労働安全衛生センター
〒960-8132 福島市東浜町6-58 福島交通労組内
TEL(0245)23-3586 /FAX(0245)23-3587

安全センター情報2005年4月号（通巻第317号） 2005年3月15日発行（毎月1回15日発行）
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階
TEL（03）3636-3882 FAX（03）3636-3881

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/